

くらしきハーモニープラン
(第四次倉敷市男女共同参画基本計画)
素案

令和2年11月

倉 敷 市

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 策定の背景.....	3
3 計画の性格と位置づけ.....	10
4 計画の期間.....	11
5 計画の策定体制.....	11
6 計画策定の必要性.....	12
第2章 倉敷市における男女共同参画の現状と課題	14
1 統計データからみえる倉敷市の現状.....	14
2 倉敷市の男女共同参画の課題.....	24
第3章 計画の基本的な考え方	40
1 計画の基本理念（めざす将来像）.....	40
2 第四次ハーモニープランで強調した視点.....	41
3 計画の基本目標.....	44
4 計画の体系.....	46
第4章 計画の内容	48
基本目標Ⅰ 多様性のある社会を実現する意識を醸成する.....	48
重点目標1 男女共同参画の促進に向けた意識の浸透.....	48
重点目標2 多様性の理解促進，人権の尊重.....	52
基本目標Ⅱ 性別にかかわらず誰もがいきいきと活躍する社会を創る（女性活躍推進計画）.....	56
重点目標3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進.....	56
重点目標4 働く場における男女共同参画の促進.....	61
重点目標5 家庭，地域社会における男女共同参画の促進.....	67
重点目標6 政策・方針決定過程への女性の参画促進.....	71
基本目標Ⅲ 安心して暮らせる生活環境を創る.....	74
重点目標7 生涯にわたる女性をはじめとした健康支援.....	74
重点目標8 困難を抱える人々への包括的な支援体制の構築.....	77
重点目標9 防災・復興対策における男女共同参画の促進.....	83
基本目標Ⅳ あらゆる暴力を防止する社会を創る（DV防止計画）.....	85
重点目標10 あらゆる暴力の根絶.....	85
重点目標11 被害者の早期発見・早期対応と自立支援.....	89

第5章 計画の推進と推進体制の整備	96
1 計画の進行管理と評価の実施.....	96
2 計画の推進体制.....	97
3 男女共同参画推進センターの充実.....	98
第6章 評価指標と目標値	99
1 評価指標一覧.....	99
用語解説	103

本文中に「※」をつけている用語は、103 ページからの用語解説を参照してください。

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、倉敷市男女共同参画条例（平成 13 年 4 月 1 日施行）に男女共同参画基本計画の策定を義務づけ、市民一人ひとりが人間らしく豊かさを実感できる男女共同参画社会*の実現をめざして、平成 13 年度から平成 22 年度を計画期間とする「くらしき男女共同参画プラン」を、そして、平成 23 年度から平成 27 年度を計画期間とする「くらしきハーモニープラン～第二次倉敷市男女共同参画基本計画～」(以下「第二次ハーモニープラン」という。)、平成 28 年度から令和 2 年度を計画期間とする「くらしきハーモニープラン～第三次倉敷市男女共同参画基本計画～」(以下「第三次ハーモニープラン」という。)を策定し、「女性の活躍推進」と「働き方改革」、男性にとっての男女共同参画、女性に対するあらゆる暴力の根絶、さまざまな困難な状況になる人々への対応、男女共同参画の視点に立った防災への対応という視点を強調し施策を推進してきました。

計画の策定から 20 年が経過し、男女共同参画社会*実現への意識は徐々に改善しています。しかし、家庭や地域での男女平等が実現していると答えた女性が男性に比べて少ないなど、身近な生活実感における男女の意識にはギャップが見られます。また、事業所においても、女性活躍推進やワーク・ライフ・バランス*の推進への取り組みが広まりつつあります。一方で、職場における男性の優遇を感じていると答えた女性は 4 割を超えており、職場における男女の不公平感の是正に向けた一層の取り組みが求められています。


※男女共同参画社会：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会。

※ワーク・ライフ・バランス：「仕事と生活の調和」と訳され、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいて、子育て期、中高年期といった各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

※DV：ドメスティック・バイオレンスの略称。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと。その形態は身体的暴力（なぐる・蹴るといった行為）の他に、心理的暴力（大声で怒鳴る、何を言っても無視するなどの行為）、経済的暴力（生活費を渡さないなど経済力を奪う行為）、性的暴力（性的行為を強要する、避妊に協力しないなどの行為）、社会的隔離暴力（交友関係やメールの内容などを監視する、外出を禁止するなどの社会的に隔離する行為）など広範にわたる。

また、男女共同参画社会[※]実現のためには、性的マイノリティ[※]の権利擁護、男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興対策、DV[※]や性暴力等あらゆる暴力の根絶への取り組みも求められています。

こうした現状を踏まえて、これまでの取り組みを継承しつつ、社会情勢の変化等による新たな課題に対応するため、「くらしきハーモニープラン～第四次倉敷市男女共同参画基本計画～」(以下「第四次ハーモニープラン」という。)を策定します。



コラム

～性的マイノリティ～

性的マイノリティは、性的少数者やセクシュアル・マイノリティとも言われ、レズビアンやゲイといった性的少数者を表す言葉です。

代表的なマイノリティの頭文字をとって「LGBTQ」と表現することもあります。

LGBTQは、レズビアン(女性同性愛)、ゲイ(男性同性愛)、バイセクシュアル(両性愛)、トランスジェンダー(生まれたときに区分された性別に違和感がある)、クエスチョニング(自分の性別、好きになる相手の性別がわからない)の英語の頭文字を取った性的少数者の総称です。

※女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約): 男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としている。具体的には、「女子に対する差別」を定義し、締結国に対し、政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適当な措置をとることを求めている。1979年の第34回国連総会において採択され、1981年に発効。日本は1985年に批准。

※SDGs: SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS(持続可能な開発目標)の略称です。「誰一人取り残さない」を理念とし、健康・福祉、働きがい・経済成長、気候変動対策などの17のゴールと169のターゲットが掲げられており、今後、社会・経済・環境上のさまざまな課題に世界各国の市民・企業・行政が協働して取り組んでいくための、もっとも重要なキーワード、新たなものさしとなるもの。

※ジェンダー: 「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

2 策定の背景

(1) 世界の動き

世界では、国際連合が提唱した昭和 50 年の国際婦人年に開催された国際婦人年世界会議（メキシコ会議）における世界行動計画の採択をはじめ、昭和 51 年から始まる「国連婦人の 10 年」に続くさまざまな取り組みが行われてきました。昭和 54 年には、国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）＊」を採択し、日本も昭和 60 年に批准しました。

平成 7 年に開かれた第 4 回世界女性会議では「北京宣言及び行動綱領」を採択、12 の重大問題領域を設定し、平成 12 年の国連特別総会（女性 2000 年会議）、平成 27 年の第 59 回国連婦人の地位委員会においては、これまでの取り組み状況に関するレビュー、広報・啓発等の活動を行っています。

また、平成 27 年には、国連持続可能な開発サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、17 の目標と 169 のターゲットから成る「持続可能な開発目標（SDGs＊）」が掲げられました。

「持続可能な開発目標（SDGs＊）」は、環境・経済・社会に関わる幅広いゴール（目標）、ターゲットを設定していますが、17 の目標の中には、「ゴール5 ジェンダー＊平等を実現しよう」等、本計画に関係が深い目標が盛り込まれています。

持続可能な開発目標（SDGs）



(2) 国の動き

① 国内行動計画の策定

国は、平成 11 年 6 月に「男女共同参画社会基本法」(以下「基本法」という。)を制定し、男女共同参画社会^{*}形成についての基本理念や国、自治体、国民の責務を明確にするとともに、男女共同参画社会^{*}の実現を 21 世紀の我が国における最重要課題として位置づけています。この基本法に基づき、平成 27 年 12 月に「第 4 次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」を、男女ともに暮らしやすい社会を実現するために特に必要な要素として掲げ、更に踏み込んだポジティブ・アクション^{*}の実行等を通じて積極的な女性採用・登用を進めることとしました。

また、平成 27 年 8 月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律^{*}」が成立し、女性が希望に応じ職業生活で活躍できる環境を整備する新たな段階に入りました。

なお、令和 2 年 10 月には、「第 5 次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方(案)」を示しており、経済社会環境や国際情勢の変化を踏まえ、めざすべき社会として改めて以下の 4 つを提示し、その実現を通じて、男女共同参画社会基本法がめざす男女共同参画社会^{*}の形成の促進を図っていくとしています。

- 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs^{*}で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

※ポジティブ・アクション：固定的な男女の役割分担意識や過去の経緯から、男女労働者の間に差が生じている場合、このような差を解消しようと、個々の企業が行う自主的かつ積極的な取組のこと。

※女性の職業生活における活躍の推進に関する法律：自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されるよう、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることが目的。基本原則を定め、国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等を定めている。10 年間の時限立法。※平成 27 年 9 月 4 日公布・同日施行(一部平成 28 年 4 月 1 日施行)

② 女性活躍加速のための重点方針2020の基本的な考え方

国は、これまで女性活躍の旗を高く上げ、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の制定、保育の受け皿整備の加速化、企業における女性役員の登用に向けた企業への働きかけをなどの取り組みを進めてきました。

新型コロナウイルス感染症に起因する社会変革や人々の行動変容が「新たな日常」の構築につながるとともに、女性活躍に向けた取り組みを一段と加速させるため、令和2年7月に「すべての女性が輝く社会づくり本部」において、今後重点的に取り組むべき事項について、下記の視点を挙げ決定しています。

- ・ 女性に対する暴力の根絶に向けた取り組みや、困難に直面する女性への支援の充実
- ・ 女性活躍推進のための自主的な取り組みや地域の実情に応じた取り組みの後押し
- ・ 仕事と育児・介護等を両立できる環境の整備及び社会全体での意識改革の推進
- ・ あらゆる施策における男女共同参画・女性活躍の視点の反映

③ 女性に対するあらゆる暴力の根絶

「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づく取り組みの強化（刑事法に関する検討、再犯防止、ワンストップ支援センターの強化、教育・啓発等）、DV相談プラスの実施や民間シェルター等の先進的取り組みの支援を進めます。

●性犯罪・性暴力対策の強化の方針（概要）

（令和2年6月11日 性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものであることから、その根絶に向けた取組や被害者支援を強化していく必要がある。平成29年の刑法一部改正法附則第9条1により、政府として、性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方について検討を加えることが求められていることを踏まえ、法務省において令和2年3月に性犯罪の実態に関する調査研究等の結果が取りまとめられた。

性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」[令和2年度から4年度までの3年間]

平成29年改正刑法附則に基づく事案の実態に即した対処を行うための施策の検討

- ・ 刑事法に関する検討とその結果を踏まえた適切な対処
- ・ 性犯罪者に対する再犯防止施策の更なる充実
- ・ 被害申告・相談をしやすい環境の整備
- ・ 切れ目のない手厚い被害者支援の確立
- ・ 教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防

④ 男女共同参画の視点からの防災・復興の取り組み

「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」に基づく地方公共団体の取り組みの更なる促進とともに、男女共同参画センターの災害対応におけるネットワーク拡大に向けた支援の取り組みを進めます。

(3) 岡山県の動き

岡山県政の基本目標である「すべての県民が明るい笑顔で暮らす『生き生き岡山』の実現」のためには、すべての人が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮するとともに、互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も共に分かち合う「男女共同参画社会^{*}の実現」は、必要不可欠です。

岡山県では、平成13年の「おかやまウィズプラン21」の策定から平成28年の「第4次おかやまウィズプラン」まで5年ごとに新たな男女共同参画基本計画を策定し、さまざまな施策を推進してきました。

こうした状況を踏まえ、各種施策をより一層計画的かつ総合的に推進するため、令和3年3月（予定）に、「第5次おかやまウィズプラン(仮称)」が策定され、計画全体の目標である「男女が共に輝くおかやまづくり」を実現するため、①男女の人権の尊重とパートナーシップの確立、②「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー^{*})に気づく視点、③女性のエンパワーメントの促進とチャレンジ支援、④さまざまな主体との協働の推進、を基本的な視点として、「男女共同参画社会^{*}の基盤づくり」「男女の人権が尊重される社会の構築」「男女が共に活躍する社会づくり」の3つの基本目標をめざしています。

(4) 倉敷市の取り組み

平成12年、「男女共同参画宣言都市」となり、平成13年1月に、男女共同参画社会*の実現をめざして「くらしき男女共同参画プラン」を策定（平成18年改訂）し、同年4月には「倉敷市男女共同参画条例」を施行しました。

倉敷市男女共同参画条例第3条には、6つの基本理念を規定しています。

倉敷市男女共同参画条例 第3条

- 1 男女が、性別により差別されることなく、個人として個性と能力を十分に発揮する機会が確保されるとともに、男女の個人としての人権が尊重されること。
- 2 男女が、相互の協力及び社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭及び地域における活動並びに職場における活動に対等に参画できること。
- 3 社会の制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないよう配慮されていること。
- 4 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者若しくは市民団体における方針の立案及び決定の場に共同して参画する機会が確保されること。
- 5 男女が、対等な関係の下に、互いの性についての理解を深め、妊娠、出産等についての互いの意思を尊重し、生涯にわたり心身の健康が維持されること。
- 6 男女平等の推進が、国際社会での取組を十分理解して行われていること。

平成 21 年 3 月、「倉敷市ドメスティック・バイオレンス※の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」（以下「倉敷市DV防止計画」という。）を策定するとともに、同年 4 月、倉敷市配偶者暴力相談支援センター※を設置しました。

平成 23 年 3 月には、「くらしき男女共同参画プラン」の基本理念を継承しつつ第二次ハーモニープランを策定し、新たにワーク・ライフ・バランスや男女間のあらゆる暴力の根絶と被害者支援について重点目標に掲げ、さまざまな施策を推進しました。

平成 27 年 10 月には本市において、男女共同参画社会※づくりを考える国内最大規模の大会「日本女性会議 2015 倉敷」を開催し、全国からの参加者とともに、一人ひとりが輝ける社会のあり方について議論しました。

そして、社会のあらゆる分野での女性の活躍を推進するとともに、「わたしたち」が行動を起こし、将来を変えていくとの決意を示した大会宣言を採択し、本市から全国に向けて、男女共同参画への取り組みを積極的に発信し、その大会で得られた貴重な成果と気運の高まりを生かして、平成 28 年 3 月には第三次ハーモニープランを策定しました。この基本計画では、女性活躍の推進に重点を置き、施策の充実を図りました。

そして、令和 3 年 3 月、第三次ハーモニープランの推進期間終了を迎えるにあたり、これまでの取り組みを検証するとともに、倉敷市第七次総合計画及び 5 年間の社会情勢の変化、新たな問題意識の広がりを踏まえ、第四次ハーモニープランを策定しました。

※ドメスティック・バイオレンス：略称であるDVが使われることが多い。DVについては巻末の用語解説を参照。

※配偶者暴力相談支援センター：配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律により、都道府県に義務（市町村に努力義務）づけられているDV被害者救済のための拠点施設。センターでは次の業務を行う。①相談②医学的・心理学的な指導③一時保護④自立支援のための情報提供・援助⑤保護命令制度に関する情報提供・援助⑥被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報の提供・援助。

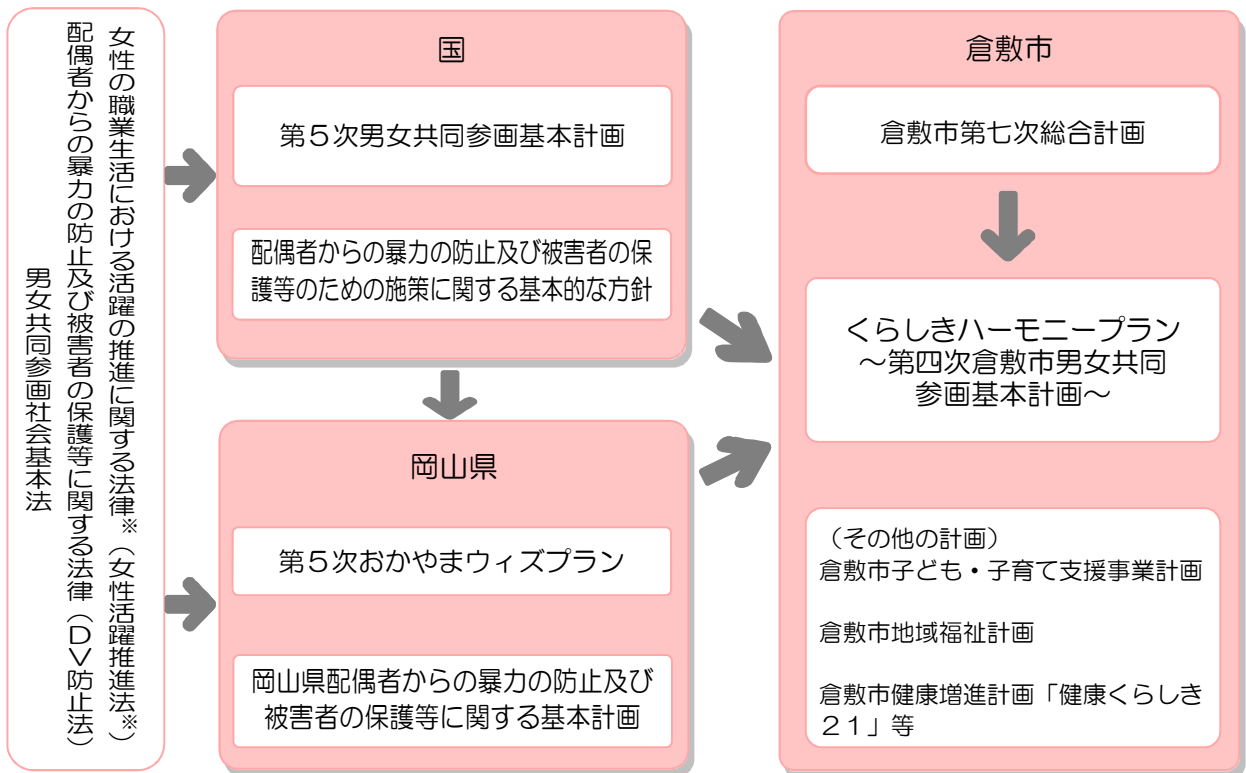
3 計画の性格と位置づけ

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項、及び倉敷市男女共同参画条例第11条に規定する、男女共同参画の推進施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。

また、この計画は、「倉敷市第七次総合計画」を上位計画とした部門別計画として、整合性を図り、策定にあたっては、国の「第5次男女共同基本計画」、「第5次おかやまウィズプラン」を勘案しています。

なお、本計画の「基本目標Ⅱ 性別にかかわらず誰もがいきいきと活躍する社会を創る」を、女性活躍推進法*第6条第2項に規定する市町村推進計画に位置づけるとともに、「基本目標Ⅳ あらゆる暴力を防止する社会を創る」を、DV防止法第2条の3第3項及び倉敷市男女共同参画条例第26条に規定する市町村基本計画（DV防止計画）に位置づけます。

加えて、本計画においては、「持続可能な開発目標（SDGs*）」を踏まえ、「3 すべての人に健康と福祉を」「5 ジェンダー*平等を実現しよう」「8 働きがいも経済成長も」「11 住み続けられるまちづくりを」「17 パートナーシップで目標を達成しよう」などを意識して策定します。



コラム

～女性活躍推進法～

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されるよう、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることが目的。基本原則を定め、国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等を定めている。10年間の時限立法。※平成27年9月4日公布・同日施行（一部平成28年4月1日施行）

コラム

～DV防止法～

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」とは配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律です。

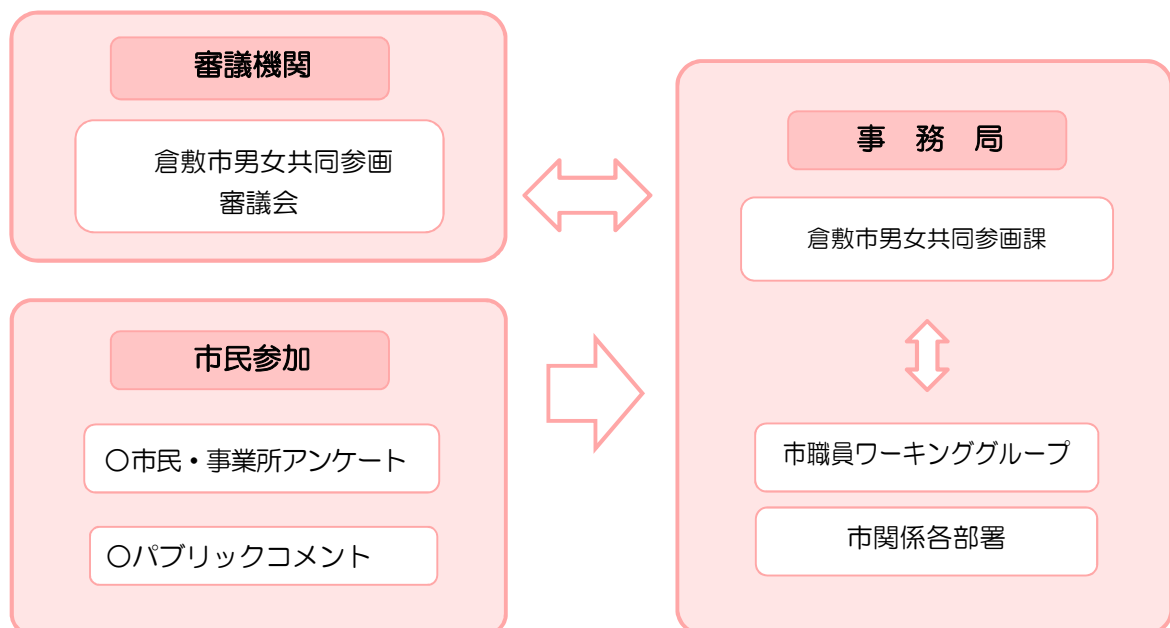
被害者が男性の場合もこの法律の対象となりますが、被害者は、多くの場合女性であることから、女性被害者に配慮した内容の前文が置かれています。

4 計画の期間

計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等により必要に応じて見直しを行います。

平成 28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
暮らしきハーモニープラン ～第三次男女共同参画基本計画～					暮らしきハーモニープラン ～第四次男女共同参画基本計画～				

5 計画の策定体制



6 計画策定の必要性

第三次ハーモニープランでは、基本理念である「誰もが個性と能力を発揮していきいきと活躍できるまち」の実現のため4つの基本目標である「Ⅰ 男女がいきいきと活躍する社会を創る（女性活躍推進計画）」「Ⅱ 男女平等と共同参画を実現する基盤を創る」「Ⅲ 安心して暮らせる生活環境を創る」「Ⅳ 男女間のあらゆる暴力を防止する社会を創る(DV防止計画)」ごとに評価指標を設定し、男女共同参画の推進を図ってきました。

そのような中、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識は改善し、また、地域の中で、男女が平等になっていると思う人も増加傾向にあります。性別や年齢にかかわらず、多様な主体が地域活動を担っていくことが重要となっている中、大規模な災害等において、男女共同参画の視点を踏まえた防災や復興対策を行うことが求められています。

しかし、慣習・しきたりについては、長年にわたり人々の中に形成された根強い固定的性別役割分担意識[※]や、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が根強く存在しているなど、女性も男性も問題意識を持ちながらも具体的な行動変容に至っていないことなどの課題もあります。

現在、働く女性が増加し、職場における女性活躍推進のため、性別にとらわれない人材登用のための事業所向け啓発及び固定的性別役割分担を解消するための多様で柔軟な働き方の普及推進に向けた施策が求められています。職場におけるセクシュアル・ハラスメント[※]は重大な人権侵害であり、女性活躍推進の障害でもあるため、防止に向けて一層の啓発を進める必要があります。

更に、新型コロナウイルスによる感染症の拡大は、平時の固定的な性別役割分担意識[※]を反映したジェンダー[※]に起因する諸課題を一層顕在化させています。特に女性はこうした状況で生活苦に陥るリスクが高い傾向にあり、さまざまな支援が必要とされています。

※固定的性別役割分担意識：「男は仕事、女は家庭」というように、性の違いによって役割を固定してしまう考え方や意識。また、「男らしさ、女らしさ」を求めることも、この固定的性別役割分担意識に基づく男女それぞれの役割への期待が反映されているといわれている。

※セクシュアル・ハラスメント：相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布などさまざまなものがある。一般に「セクハラ」と略して使われる。職場以外でも問題になっている。

社会における多様化の進展により、性的マイノリティ[※]またはLGBT[※]という言葉は若い人を中心に認知されてきていますが、高齢者等を中心に更なる周知、啓発が必要です。

また、近年、インターネットを始めとした多様なメディアを通じた人権侵害が問題となっています。男女共同参画の視点からも、人権の尊重にむけた意識啓発への取り組みが重要です。

このように、男女共同参画社会[※]の実現に向けて取り組むべき課題は社会情勢の変化もあり、ますます多岐にわたっており、施策の推進に当たっては市民・地域・事業所の理解と協力のもと、課題の整理及び計画的な遂行が必要となっています。

※LGBT：LGBTと言われるレズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（性同一性障害など心と体の性が一致しない人）などの人々の総称で、本文中では、「性的指向」「性別違和」として使用している。

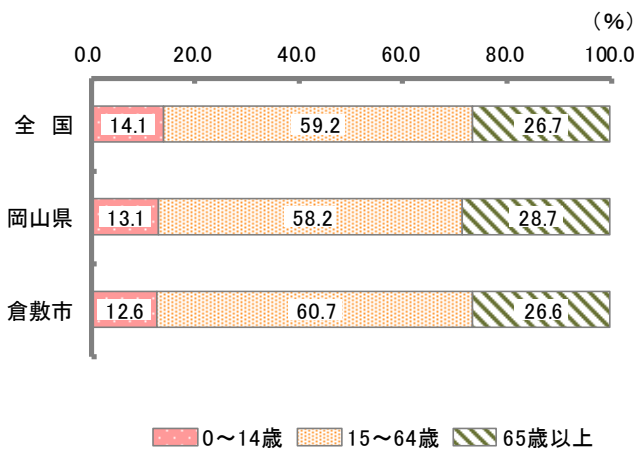
1 統計データからみえる倉敷市の現状

(1) 人口・世帯の状況

本市の年齢3区分別人口は、平成 27 年には 0～14 歳は全国、岡山県より低く 12.6%となり、15～64 歳は全国、岡山県より高く 60.7%、65 歳以上は全国、岡山県より低く 26.6%となっています。

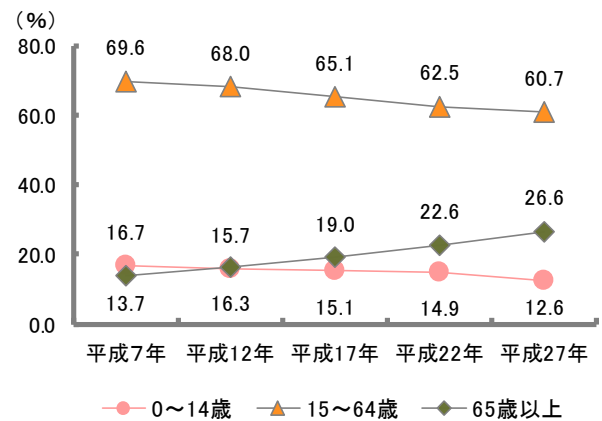
また、年齢3区分別人口の推移は、0～14 歳、15～64 歳は年々減少している一方、65 歳以上は年々増加しています。

年齢3区分別人口の全国・県比較



資料：国勢調査（平成 27 年）

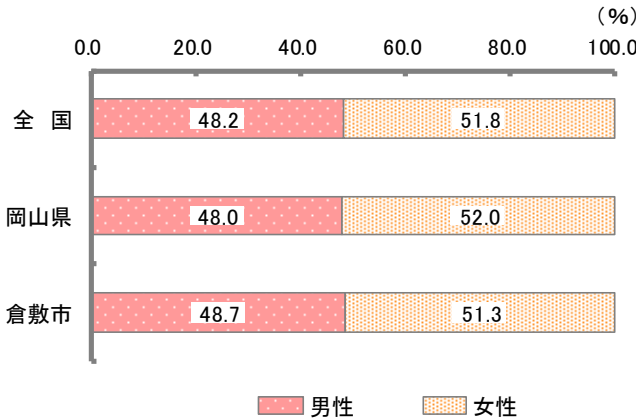
年齢3区分別人口の推移（倉敷市）



資料：国勢調査（平成 27 年）

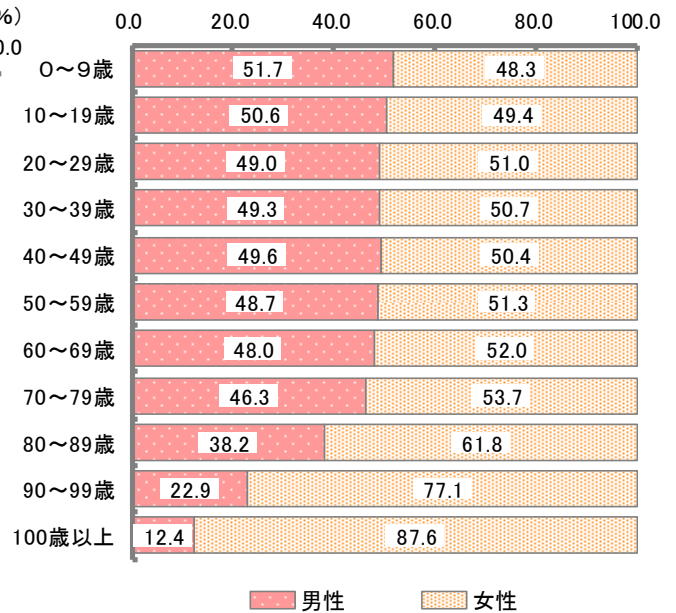
本市の人口性比は、平成 27 年には男性は全国、岡山県より高く、年齢が上がるにつれて女性が高くなる傾向にあります。人口ピラミッドは、団塊、団塊ジュニアの人口がふくらみ、少子高齢化が進んだつぼ型となっています。

人口性比の全国・県比較



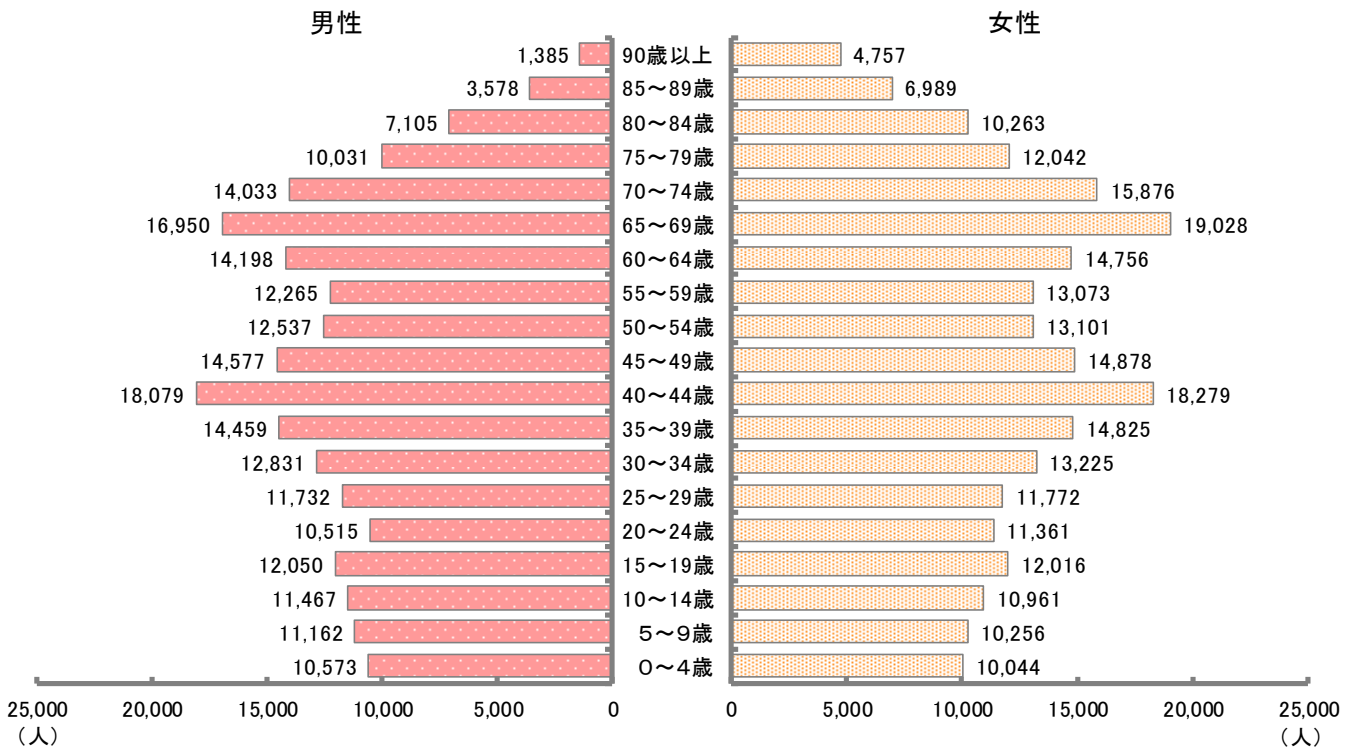
資料：国勢調査（平成 27 年）

年齢別人口における男女比（倉敷市） (%)



資料：国勢調査（平成 27 年）

人口ピラミッド（倉敷市）

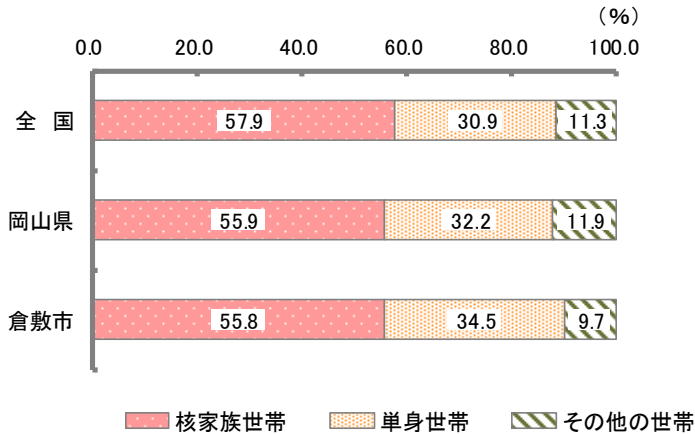


資料：国勢調査（平成 27 年）

本市の世帯構成比は、平成 27 年には核家族世帯は全国、岡山県より低く 55.8% となり、単身世帯は全国、岡山県より高く 34.5% となっています。また、世帯構成比は、核家族世帯、その他の世帯は年々減少し、一方、単身世帯は年々増加しています。

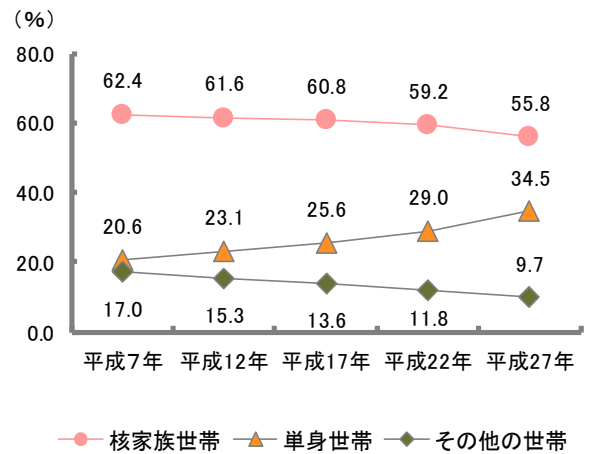
高齢者世帯は、高齢者夫婦世帯、高齢者単身世帯ともに増加し、高齢者単身世帯の男女比は女性の方が高くなっています。

世帯構成比の全国・県比較



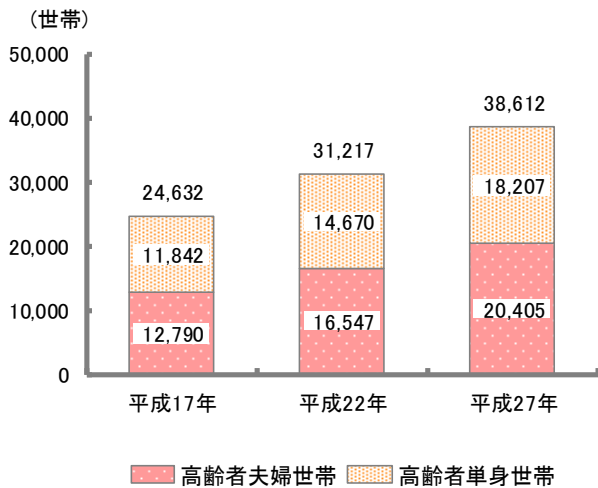
資料：国勢調査（平成 27 年）

世帯構成比の推移（倉敷市）



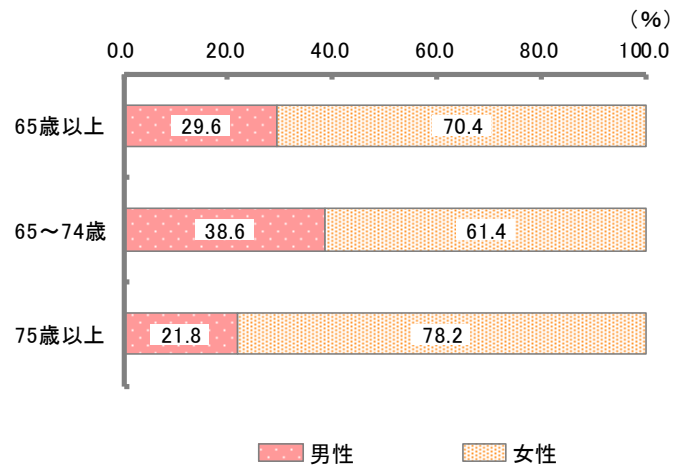
資料：国勢調査

高齢者世帯数の推移（倉敷市）



資料：国勢調査

高齢者単身世帯の男女比（倉敷市）

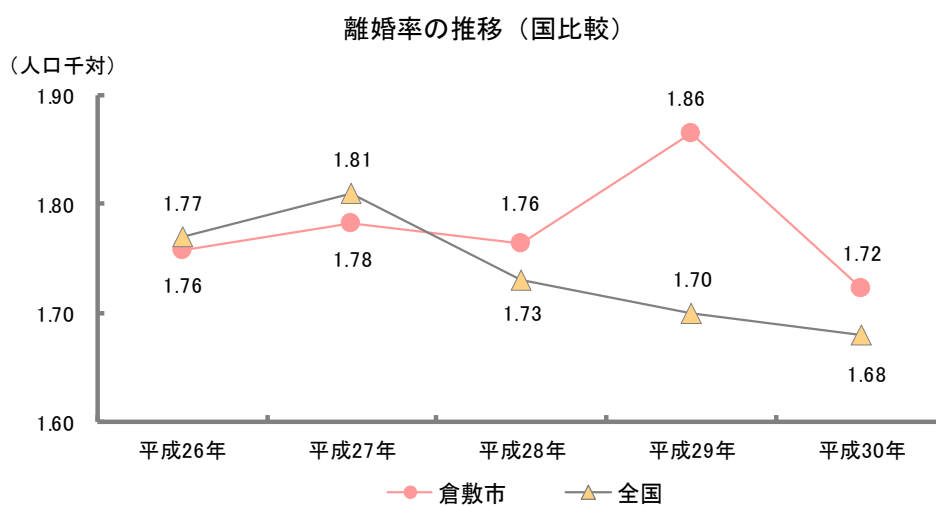


資料：国勢調査（平成 27 年）

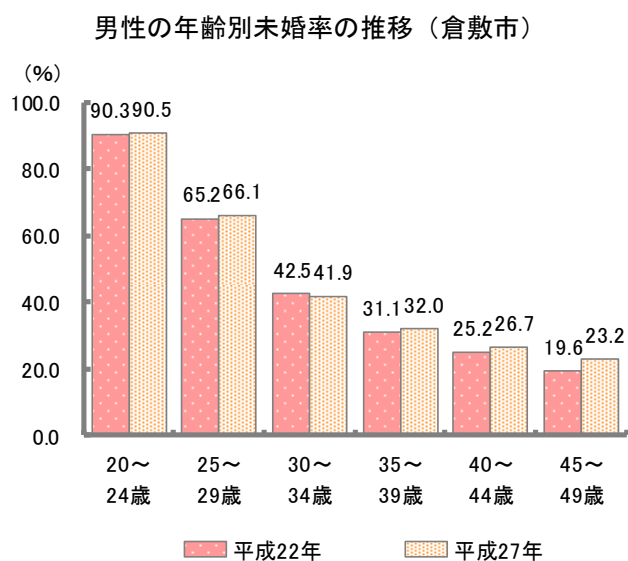
(2) 婚姻・離婚の状況

本市の人口に対する離婚件数は、平成30年には1.72で全国と比較すると高くなっています。

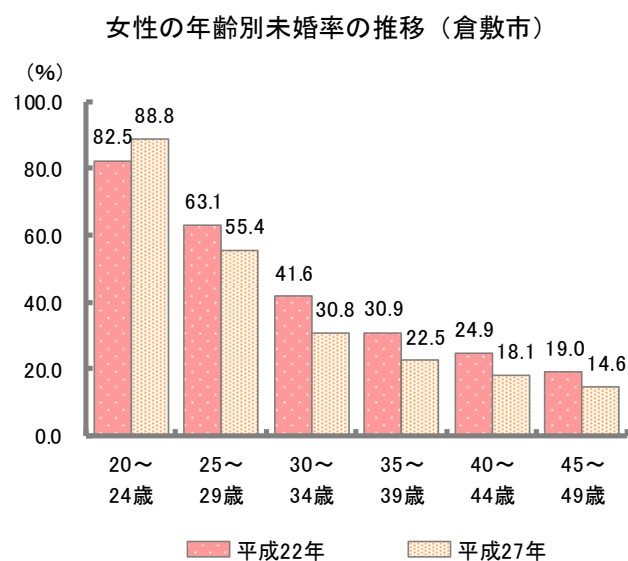
また、年齢別未婚率は、女性に比べ男性がやや高い傾向にあり、平成22年と比べて、平成27年には男性は30～34歳を除く全年代で増加する一方で、女性は20歳から24歳で高くなっています。



資料：国勢調査・人口動態統計（倉敷市統計書）



資料：国勢調査

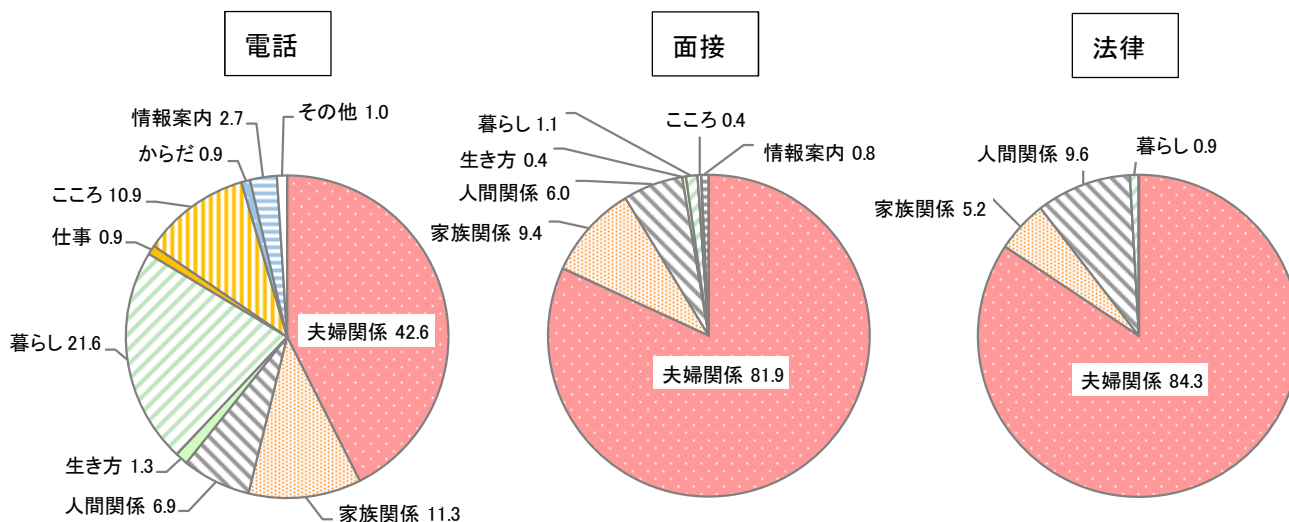


資料：国勢調査

(3) 相談等の状況

① 相談の内訳（令和元年）

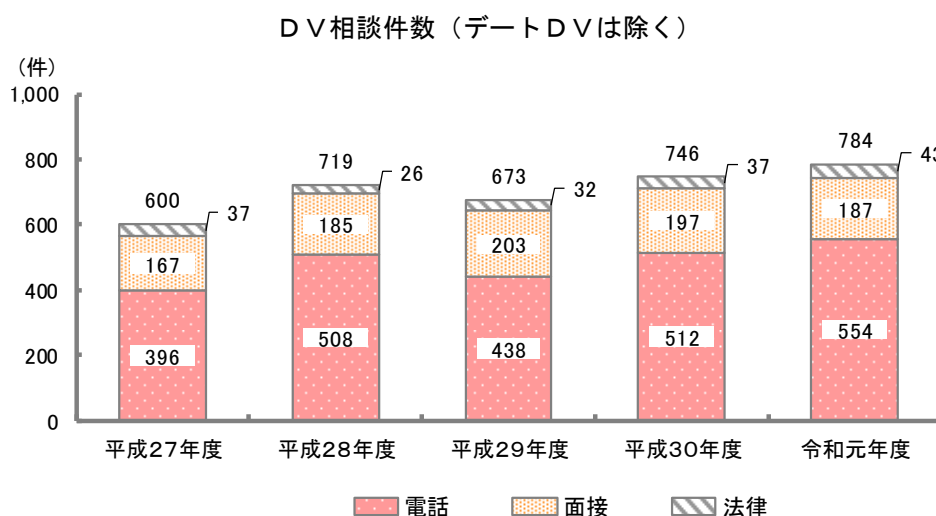
本市の相談の内訳は、夫婦関係が最も多く、次いで家族関係や人間関係となっており、家庭での相談が多い状況です。



資料：倉敷市男女共同参画推進センター

② DV相談件数（デートDV※は除く）

本市のDV相談件数は、令和元年度には784件と増加傾向となっています。内訳をみると、電話での相談は約7割を占め、面接での相談は2割半ばとなっています。



資料：倉敷市男女共同参画推進センター

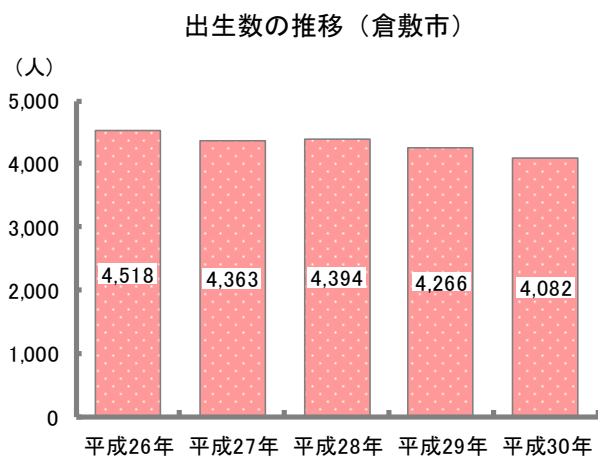
※デートDV：恋人や交際相手などの親密な関係にある者（配偶者等を除く）の一方から他方に対してふるわれる身体的、精神的、性的などの暴力のこと。借りたお金を返さないなどの経済的暴力や、家族や友人との付き合いを制限するなどの社会的暴力もデートDVでおこる暴力に含まれる。

(4) 福祉等の状況

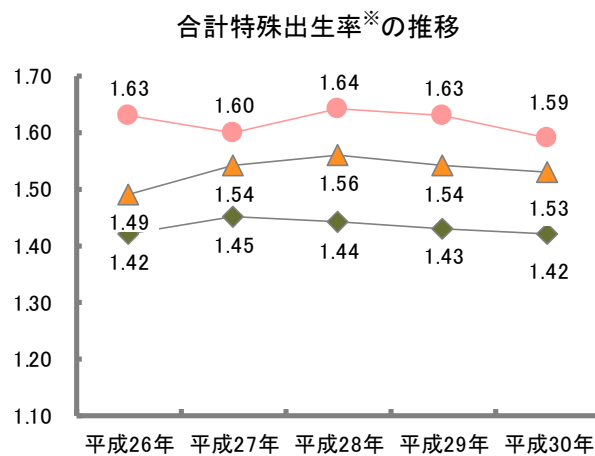
本市の出生数は、減少傾向となっており、平成30年には4,082人となっています。合計特殊出生率[※]は、全国、岡山県を上回って推移し、平成30年には1.59となっています。若い世代の女性人口が減少することから、今後も出生数が減少し続けることが予測されます。

介護保険の要介護・要支援認定者は年々増加し、平成29年度には27,580人となっています。認定者の内訳をみると、女性が約7割を占めています。

また、後期高齢者割合も年々増加し、全国よりも低い値で推移していますが、年々増加しており、支援が必要な高齢者の増加が予測されます。

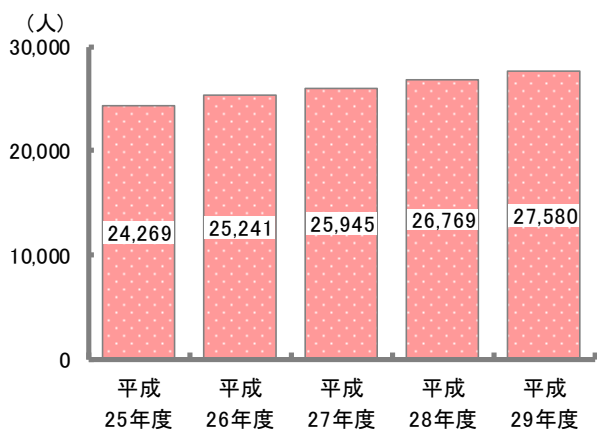


資料：人口動態統計（倉敷市統計書）



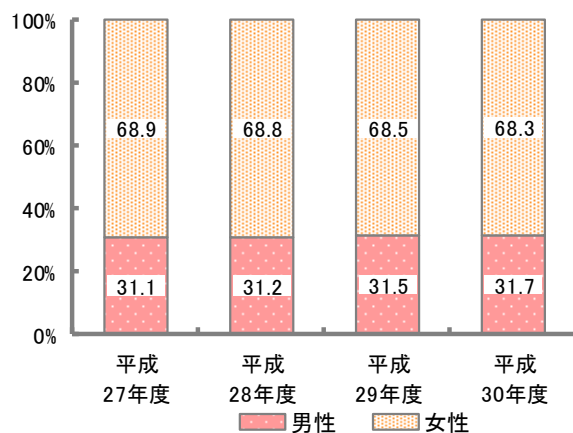
資料：人口動態統計（倉敷市統計書）

介護保険の要介護・要支援認定者の推移（倉敷市）



資料：介護保険事業状況報告（各年度末現在）

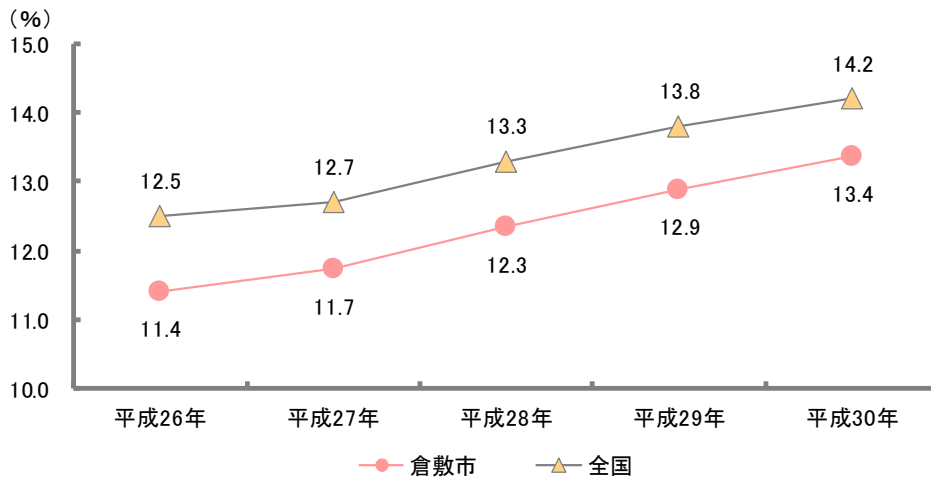
介護保険の要介護・要支援認定者の男女比の推移（倉敷市）



資料：介護保険事業状況報告（各年度末現在）

※合計特殊出生率：1人の女性が生涯に何人の子どもを産むかを示す指標で、15歳から49歳の女性の年齢別出生率を合計したもの。

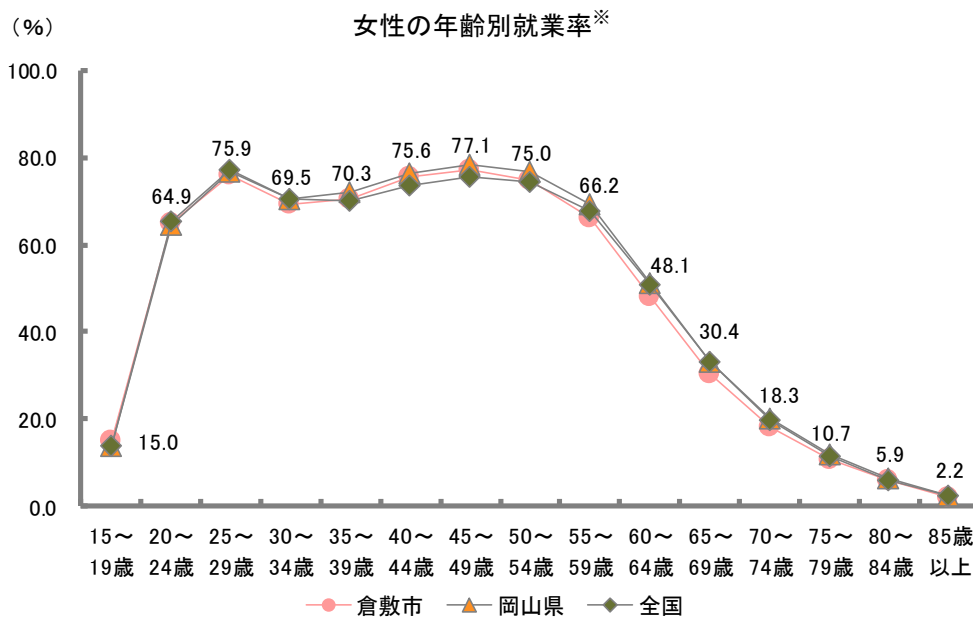
後期高齢者割合の推移（全国比較）



資料：人口動態統計（倉敷市統計書）

（５）就業の状況

本市の女性の年齢別就業率※は、30歳代を底とするM字カーブ※を描いており、35～54歳で全国より高い一方、岡山県より低くなっています。

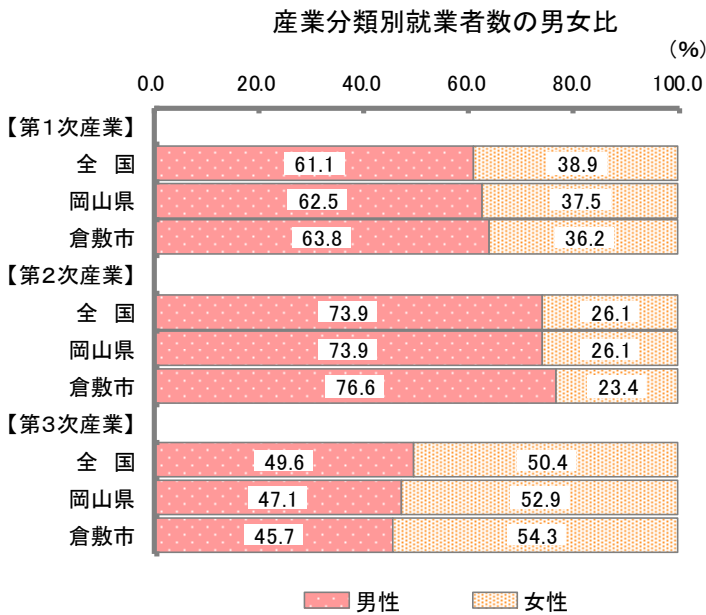


資料：国勢調査（平成27年）
 ※労働力状態不詳を除く
 ※数字は倉敷市

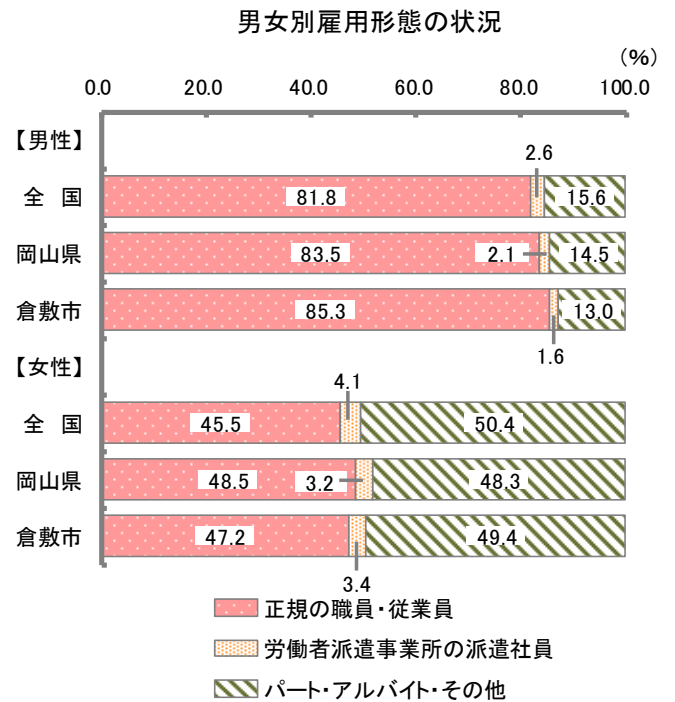
※就業率：15歳以上の人口に占める完全失業者を含まない就業者の割合。

※M字カーブ：日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。

本市の産業分類別就業者数の男女比は、平成 27 年には、男性の割合が第 1 次産業は 63.8%、第 2 次産業は 76.6%と、いずれも全国、岡山県より高い割合となっていますが、第 3 次産業は 45.7%と全国、岡山県より低くなっています。また、男女別雇用形態の状況は、正規の職員・従業員の割合が、男性は 85.3%、女性は 47.2%となっており、男女とも全国より高くなっています。



資料：国勢調査（平成 27 年）



資料：国勢調査（平成 27 年）

本市の産業大分類別従業者数は、平成 28 年度には製造業が最も多く 42,460 人となり、次いで卸売業、小売業が 37,000 人、医療、福祉が 31,025 人となっています。また、平成 24 年度と比べると、製造業が 3,688 人減少し、ついで建設業が 3,099 人減少、卸売業、小売業が 1,918 人減少しています。女性の就業者数が多い「医療、福祉」で従事者が増加しています。

産業大分類別従業者数（倉敷市）

	平成 24 年度	平成 28 年度
農業、林業、漁業	349	168
鉱業、採石業、砂利採取業	19	47
建設業	17,636	14,537
製造業	46,148	42,460
電気・ガス・熱供給・水道業	933	886
情報通信業	1,130	836
運輸業、郵便業	13,743	13,093
卸売業、小売業	38,918	37,000
金融業、保険業	4,119	3,840
不動産業、物品賃貸業	4,140	4,231
学術研究、専門・技術サービス業	4,645	3,657
宿泊業、飲食サービス業	17,858	16,180
生活関連サービス業、娯楽業	7,721	6,771
教育、学習支援業	4,168	4,421
医療、福祉	27,305	31,025
複合サービス事業	1,189	1,078
サービス業（他に分類されないもの）	12,978	11,955
計	202,999	192,185

資料：経済センサス

(6) 市議会議員の状況

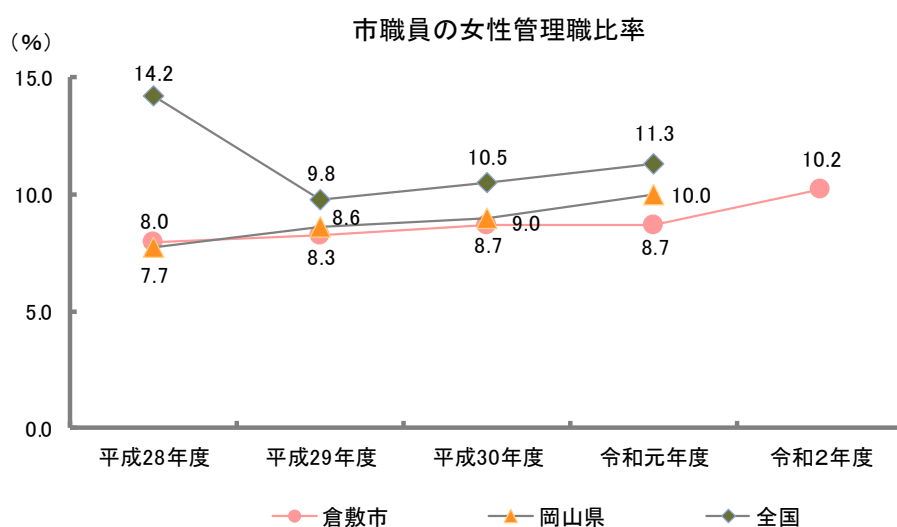
本市の市議会議員の女性比率は、平成 29 年 1 月現在で 16.3%となっており、2割を下回っています。

選挙期日	市議会議員数		
		うち女性	比率
平成 13 年 1 月 28 日	43 人	4 人	9.3%
平成 17 年 1 月 23 日	43 人	3 人	7.0%
平成 21 年 1 月 25 日	43 人	4 人	9.3%
平成 25 年 1 月 27 日	43 人	4 人	9.3%
平成 29 年 1 月 22 日	43 人	7 人	16.3%

資料：庁内資料

(7) 市職員の状況

本市職員における課長級以上の女性管理職比率は、横ばいで推移していましたが、令和 2 年度に 10.2%と増加しています。令和元年度では国、県より低くなっています。



資料：倉敷市（庁内資料），岡山県，全国（内閣府；地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況）

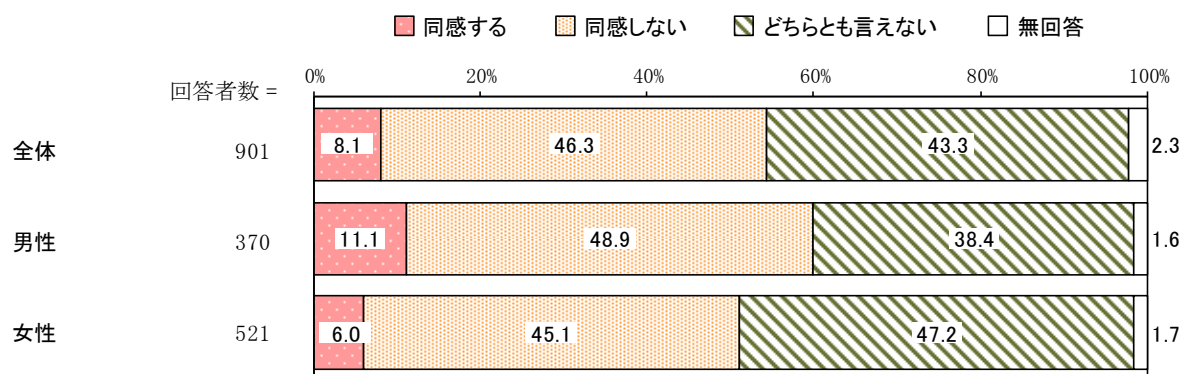
2 倉敷市の男女共同参画の課題

本市の第三次ハーモニープランでのこれまでの取り組み，令和元年度に実施した市民アンケート調査や市内事業者アンケート調査の結果，男女共同参画をめぐる社会動向の変化や第5次男女共同参画基本計画等国の方針を踏まえて，第三次ハーモニープランから引き続く課題と，新たに取り組むべき課題を明確にし，第四次ハーモニープラン策定に向けた課題を整理しました。

(1) 固定的な性別役割分担意識の解消

- ・市民アンケート調査では、「男は仕事，女は家庭」という考え方に同感する人は全体で8.1%と年々減少しており，固定的な性別役割分担意識は解消されつつあります。
- ・市民アンケートでは，慣習・しきたりについての平等感は，いずれの年代でも「男性が優位」の回答が最も多く，男性と女性で意識の差がみられており，特に年代が上がるにつれその特徴が顕著になっています。
- ・知識習得や意識啓発を中心とした取り組みから，それぞれの性別やライフステージ※に応じて，市民の幅広い年齢層に，身近でわかりやすく，男女共同参画の意義や必要性について理解を促し，実践につながる啓発活動を行うことが必要です。
- ・男女共同参画を推進するさまざまな取り組みが進められているものの，依然として社会全体が変わるまでには至っておらず，長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念，無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が残っていることが問題となっています。

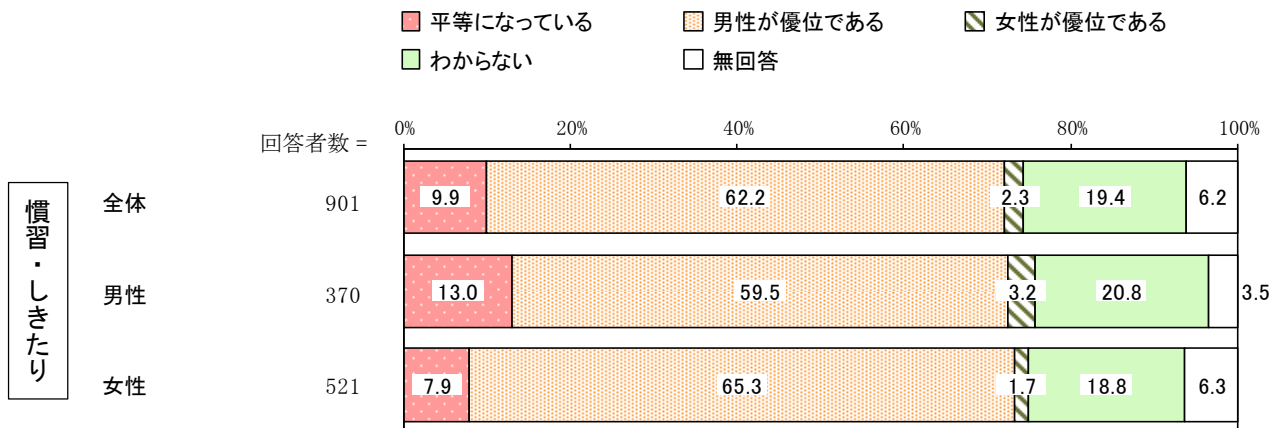
① 「男は仕事，女は家庭」という考え方について



資料：男女共同参画に関するアンケート結果（令和元年）

※ライフステージ：出生・就学・就職・結婚・出産・子育て・退職などの年齢に伴って変化する生活段階のこと。

② 男女平等意識について

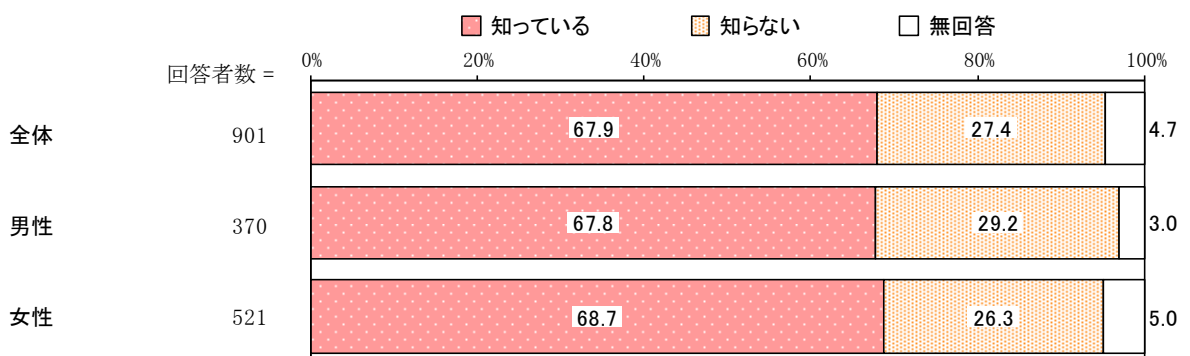


資料：男女共同参画に関するアンケート結果（令和元年）

（2）性的マイノリティ*への理解促進

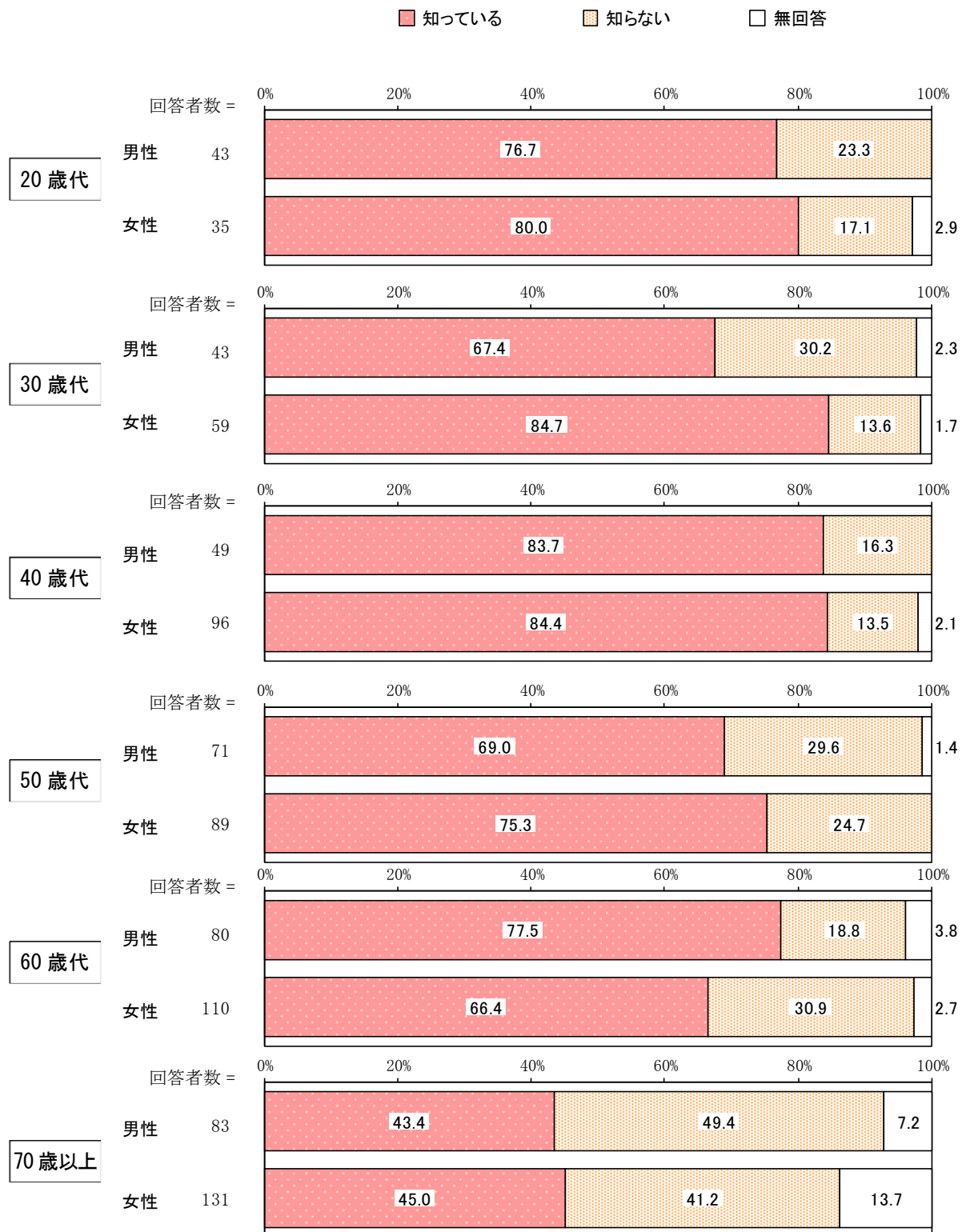
- ・市民アンケートでは、性的マイノリティ*またはLGBTという言葉の認知度は、ほぼ7割が「知っている」と回答されています。特に若い年代で認知度が高いものの、年代が上がるにつれて認知度が低くなっています。
- ・市民アンケートでは、性的マイノリティ*の人権を守るためには、男女ともに「学校教育現場での取り組み（性の多様性に関わる授業、制服・トイレの配慮）」の回答が最も多く、すべての人が互いを認め合い、ありのままの自分で暮らしていける社会を実現するため、子どもの頃からの教育が必要となっています。
- ・近年、インターネットを始めとした多様なメディアを通じた人権侵害が問題となっています。

① 性的マイノリティ*またはLGBTの言葉の認知度について



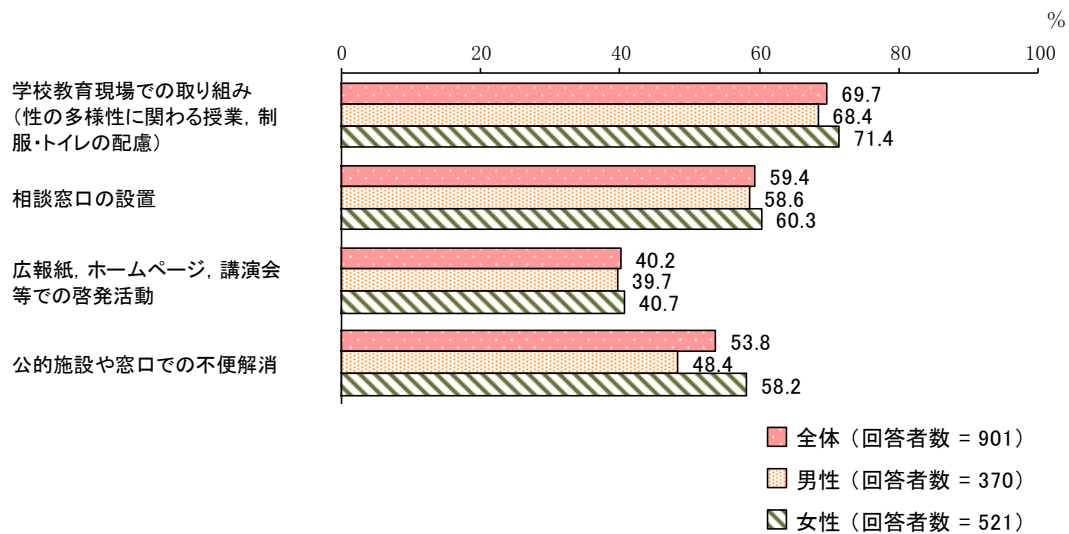
資料：男女共同参画に関するアンケート結果（令和元年）

【年代別】



資料：男女共同参画に関するアンケート結果（令和元年）

② 性的マイノリティ※の人権を守るために必要な取り組みについて

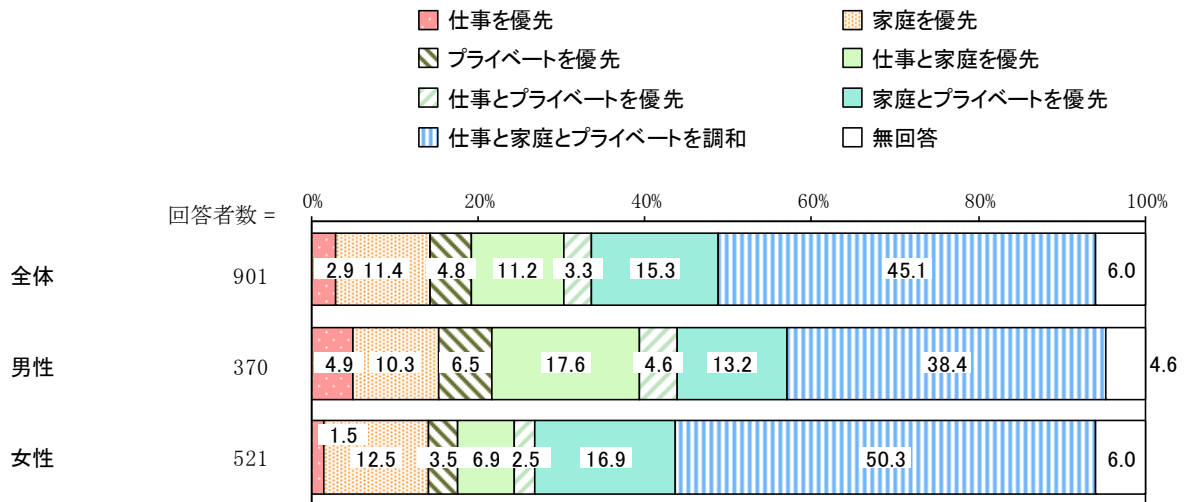


資料：男女共同参画に関するアンケート結果（令和元年）

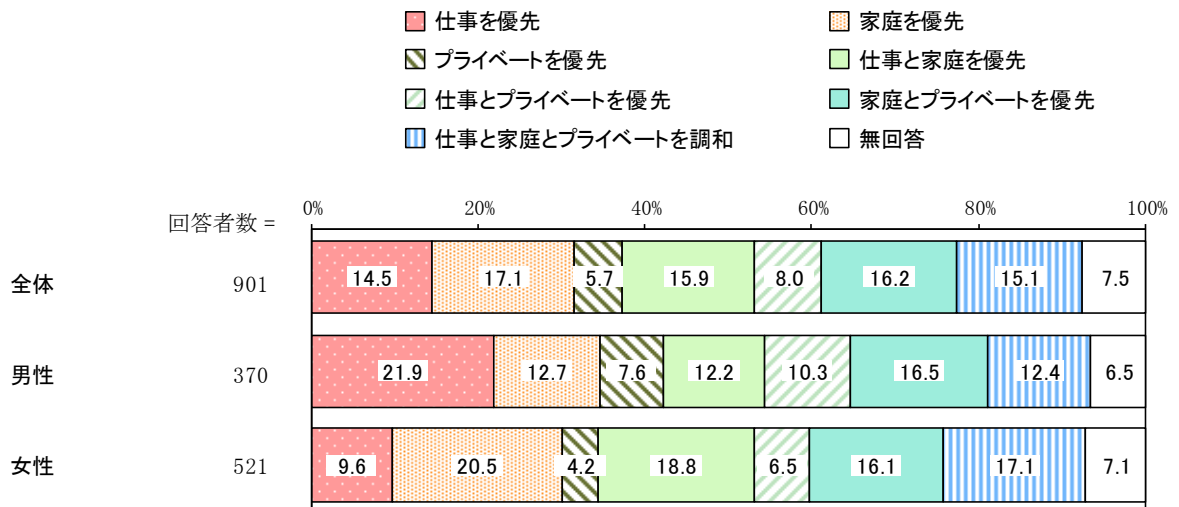
（3）男性が子育てや介護に関わることができるさまざまな環境整備

- 子育てや介護にかかわる、さまざまな負担の軽減や仕事との両立支援を図るため、子育て支援サービスや介護サービスの拡充や、子育てや介護と仕事を両立できる職場等の環境整備が必要です。
- 子育てや介護を地域社会全体で支援していくための相談や交流についての拠点づくり等を進めていくことが必要です。
- 子育て等の家庭責任の多くを女性が担っている現状があり、働き方改革の推進や、男性の育児休業等の取得等の推進を契機として、子育て等を男女が共に担うべき共通の課題とし、パートナーであるすべての男性が子育て等に参画できるような環境整備を一層推進することが求められます。
- 新型コロナウイルス等の感染症の拡大等において、テレワークの導入やオンラインの活用が進み、多様で柔軟な働き方がより求められます。

① 仕事，家庭，プライベートにおいて望ましいと思う生活について

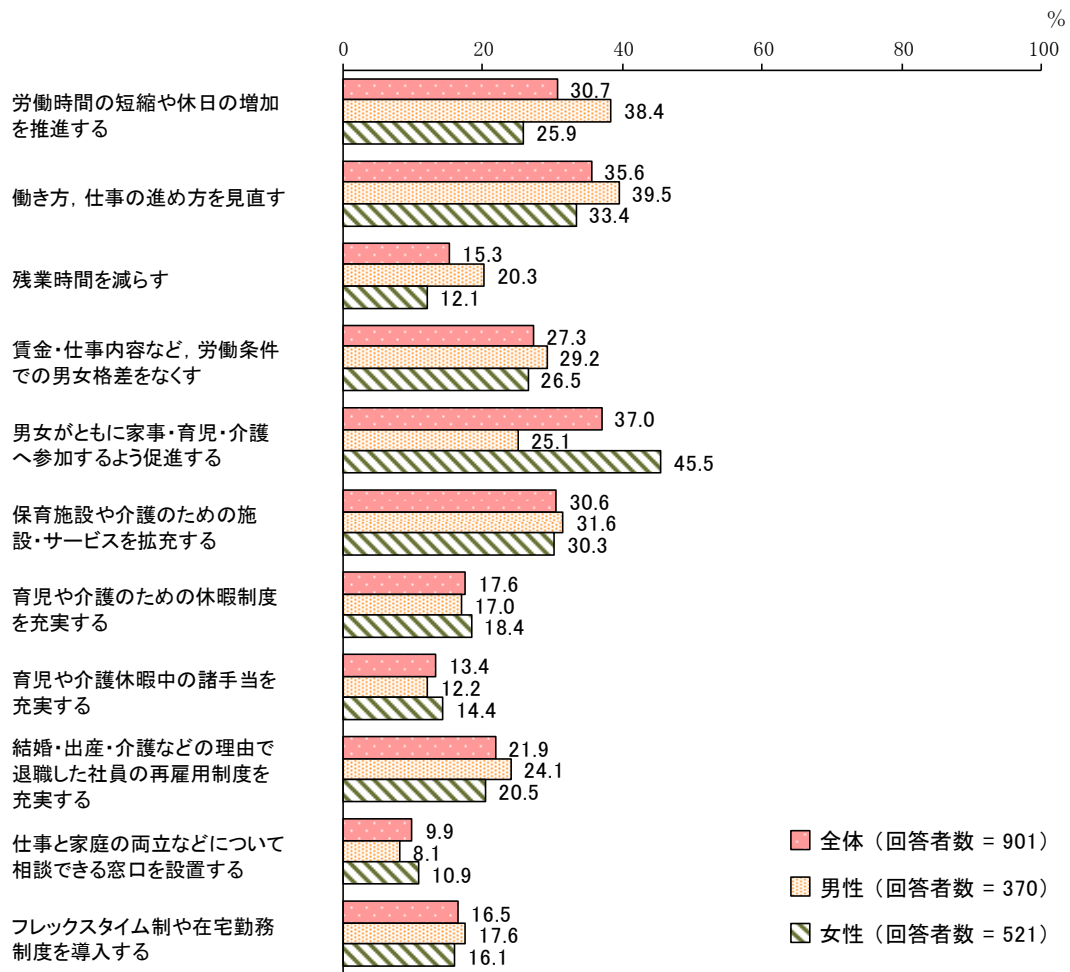


② 現在の生活状況について



資料：男女共同参画に関するアンケート結果（令和元年）

③ 仕事，家庭，プライベートの調和を進めるために必要なことについて

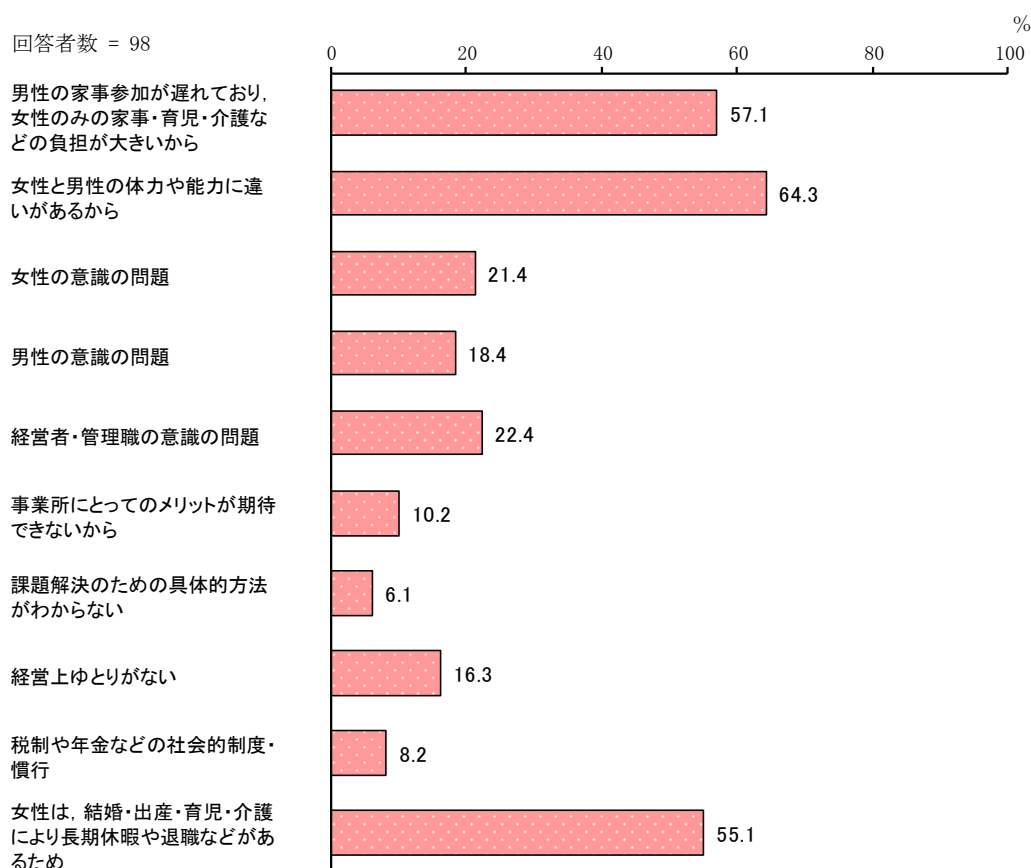


資料：男女共同参画に関するアンケート結果（令和元年）

(4) 職場における男女間格差の解消及び女性が働きやすい環境づくりの促進

- ・事業所アンケートでは、職場において男女共同参画を困難にしている要因として、「女性と男性の体力や能力に違いがあるから」、「男性の家事参加が遅れており、女性のみでの家事・育児・介護などの負担が大きいから」、「女性は、結婚・出産・育児・介護により長期休暇や退職などがあるため」と、答えた方の割合が高くなっています。
- ・女性活躍推進法に基づく取り組みを含むポジティブ・アクション*の推進等による、職場における女性の参画拡大、男女間格差の是正や女性の能力発揮を促進するための支援が求められています。
- ・市民アンケートでは、セクシュアル・ハラスメントを受けたことがある女性は、平成26年に比べ0.5ポイント増加しており、依然として1割程度の女性がセクシュアル・ハラスメントを受けています。
- ・男女を問わずセクシュアル・ハラスメントは身近にあるという認識も含め、防止に向けての啓発を一層進める必要があります。

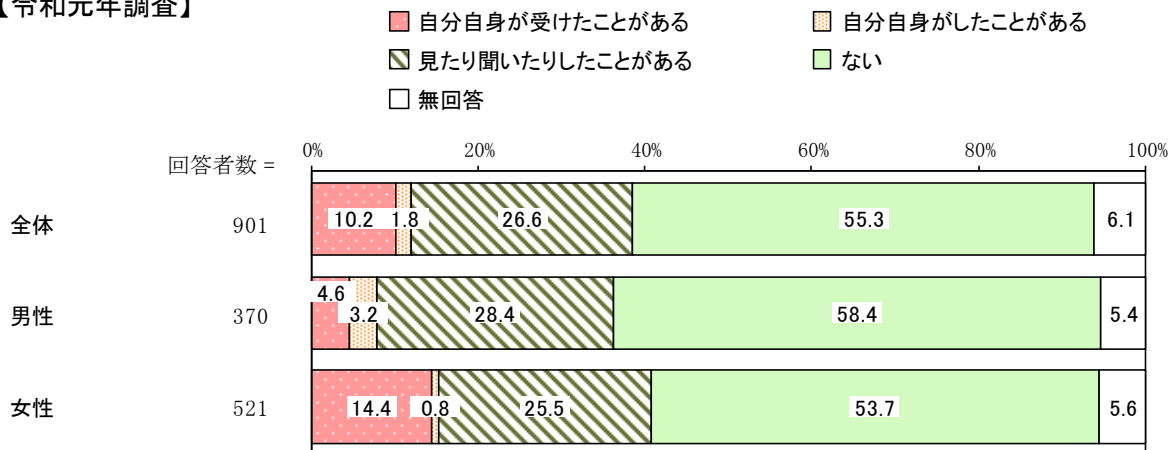
① 職場における男女共同参画を困難にしている要因について



資料：男女共同参画に関するアンケート結果（令和元年）

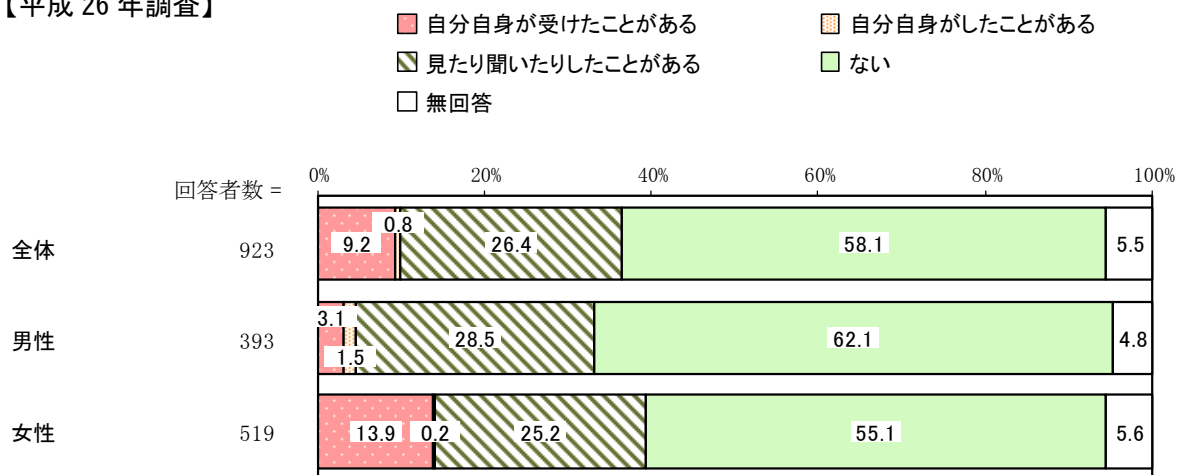
② 身近なところ（職場・地域・学校）におけるセクシュアル・ハラスメントの有無について

【令和元年調査】



資料：男女共同参画に関するアンケート結果（令和元年）

【平成 26 年調査】

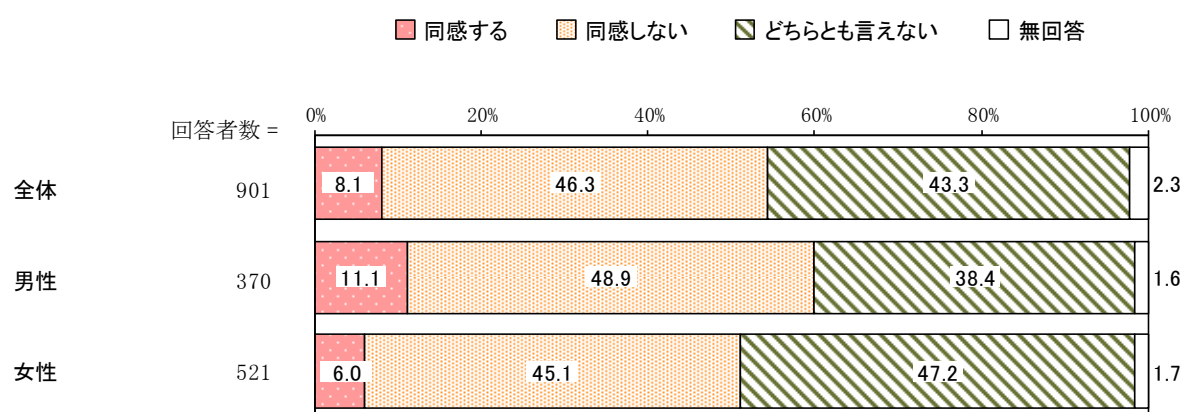


資料：男女共同参画に関するアンケート結果（平成 26 年）

(5) 家庭，地域社会へ男女ともに参加できるような環境づくり及び，無意識の偏見解消

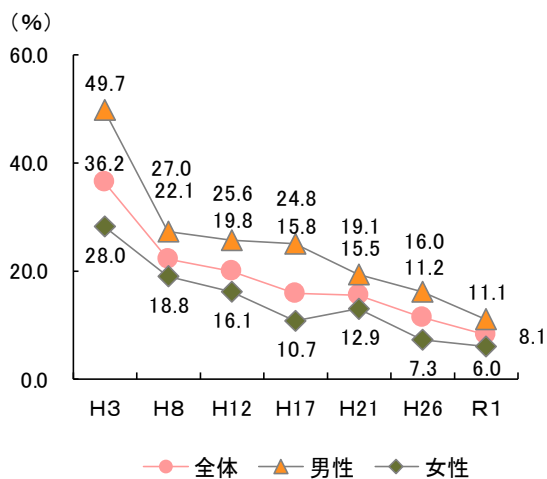
- ・市民アンケート調査では、「男は仕事，女は家庭」という考え方に同感する人は全体で8.1%と年々減少しており，固定的な性別役割分担意識は解消されつつあります。
- ・市民アンケート調査では，家庭での男女平等感は，男性で52.2%，女性で35.3%と5年前に比べ男女間の格差が広がっています。
- ・市民アンケート調査では，地域の中で，男女が平等になっていると思う人の割合が21.2%と増加傾向になっています。
- ・地域の多様化する課題・ニーズに対応していくためには，さまざまな視点から課題解決ができる多様な人材の確保が必要となっており，地域活動の担い手が，性別や年齢等にかかわらず多様な主体が参加できるようにしていくことが重要になります。
- ・生活の場を広げるため，無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）も含め，性別に基づく固定観念が男女どちらかに不利に働かないように取り組むことが必要です。
- ・本市においては，大規模な自然災害が発生し，男女共同参画の視点を踏まえ，防災や復興対策を行うことが必要です。

① 「男は仕事，女は家庭」という考え方について

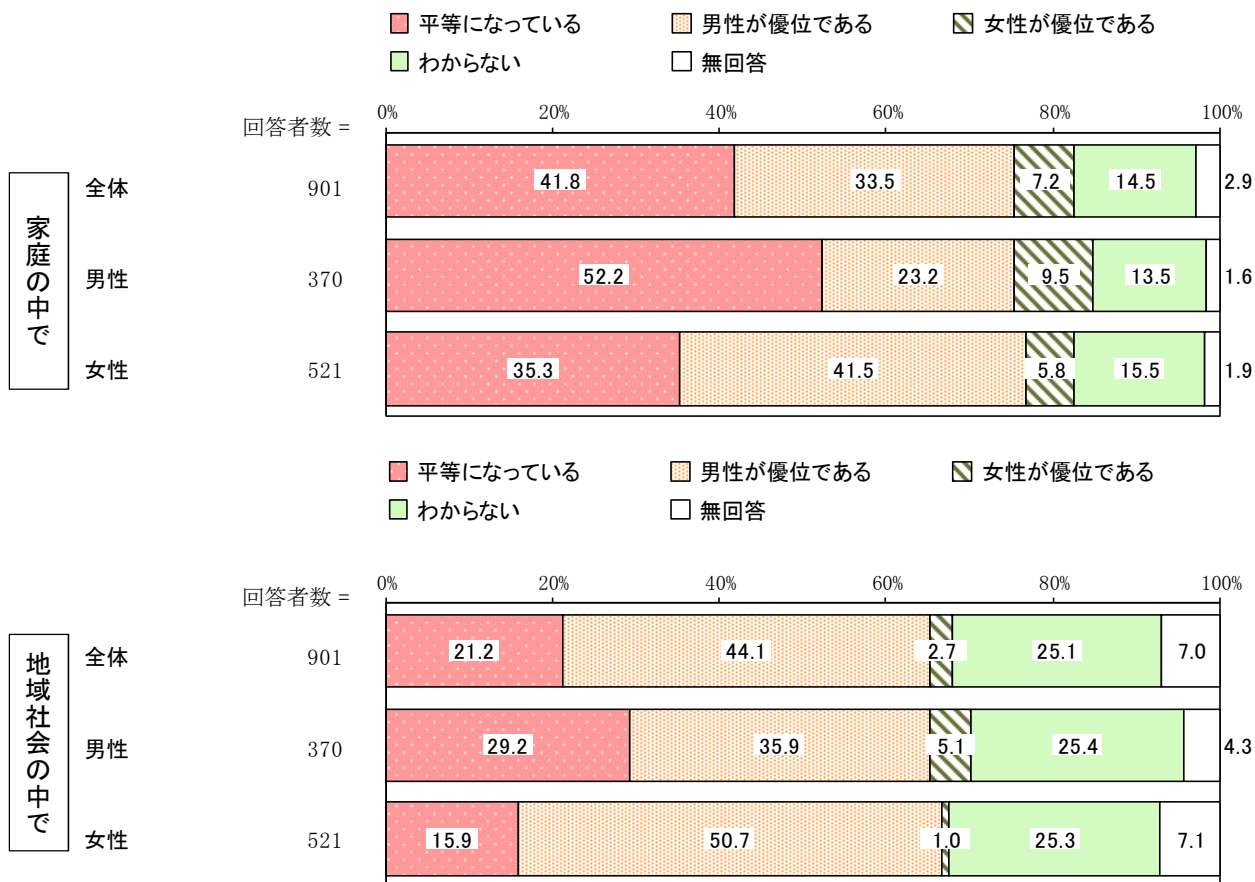


資料：男女共同参画に関するアンケート結果（令和元年）

② 「男は仕事，女は家庭」という考え方に「同感する」と答えた人の推移

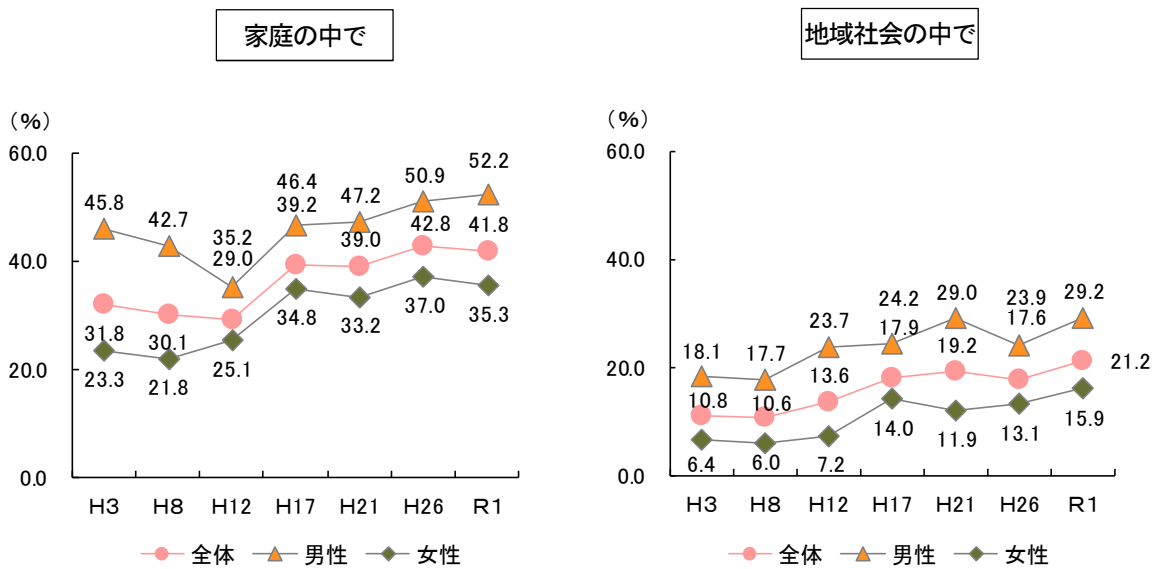


③ 男女平等意識について



資料：男女共同参画に関するアンケート結果（令和元年）

② 男女平等意識について「平等になっている」と答えた人の推移

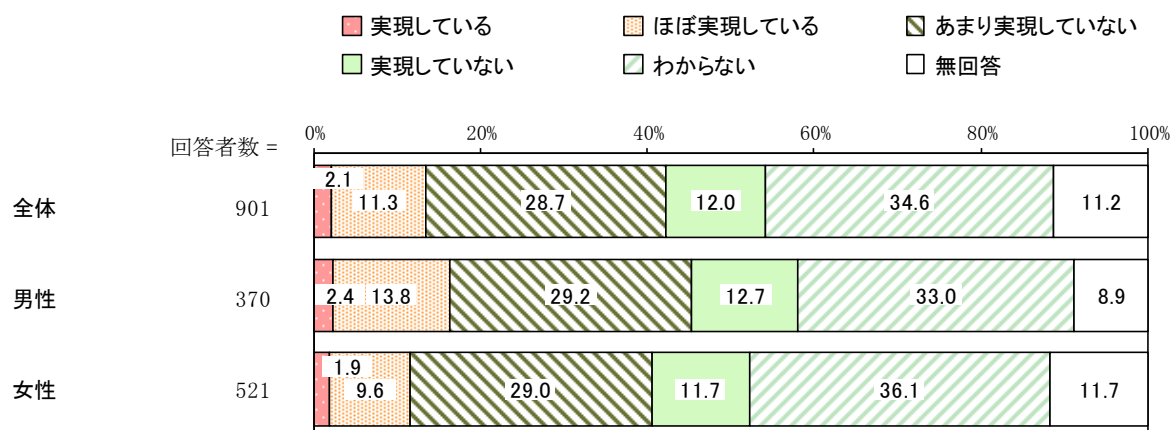


資料：男女共同参画に関するアンケート結果（令和元年）

（6）政策・方針決定過程への女性の参画促進

- 市審議会等における女性委員の登用や市職員の管理職への女性の登用は徐々に進んでいますが、審議会委員における女性の割合は令和元年では目標値を下回っています。
- 市民アンケートでは、あらゆる分野で女性が登用され、方針決定の場へ女性が参画することについて、男女ともに実現していないと答える方が、約4割と変化がみられていません。
- 方針決定の場への女性の参画は十分でないため、国際的にも持続可能な開発目標（SDGs[※]）において、男女共同参画を進めるリーダーの育成が求められています。今後は、リーダーを増やすとともに、リーダーの活躍によって地域での男女共同参画が推進されることが必要です。
- 性別や人種差別等を背景に組織内で本来の能力・資質・成果が正当に評価されず管理職や昇進等を阻まれる状態（グラスシーリング：見えないガラスの天井）の問題が指摘されており、女性の昇進の現状、昇進を妨げている障害の解消が必要です。

① あらゆる分野で女性が登用され、方針決定の場へ女性が参画することについて

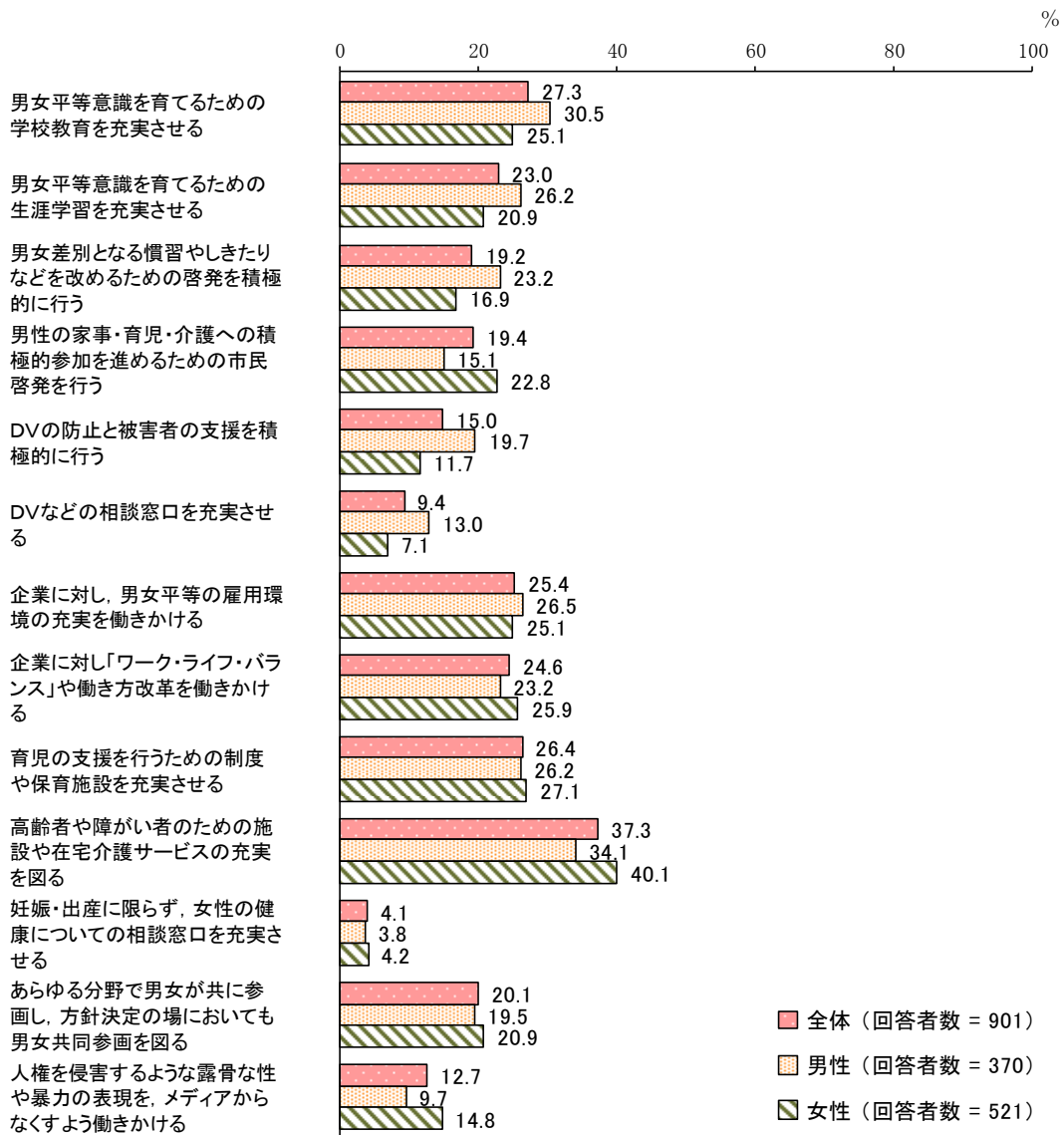


資料：男女共同参画に関するアンケート結果（令和元年）

(7) 性差に応じた健康づくりへの支援

- 市民アンケートでは、男女共同参画社会*実現のために、「妊娠・出産に限らず、女性の健康についての相談窓口を充実させる」と回答した人が、男女ともに約4%となっており、男女共同参画の推進における健康支援の重要性についての認識が低くなっています。
- 生涯にわたる女性の健康づくりを支援するには、ライフステージに応じた健康の保持やリプロダクティブ・ヘルス/ライツ*を踏まえた、健康づくりの支援が重要です。
- 男女が互いの性差に応じた健康について理解を深め、男女の健康を生涯にわたり包括的に支援するための取り組みや、男女の性差に応じた健康を支援するための取り組みが必要となります。
- 市民のヘルスリテラシー（健康について最低限知っておくべき知識）の向上を図り、個々人が健康づくりに関心を持ち、取り組める支援が必要です。

① 男女共同参画社会※実現のために、市に取り組みを期待することについて



資料：男女共同参画に関するアンケート結果（令和元年）

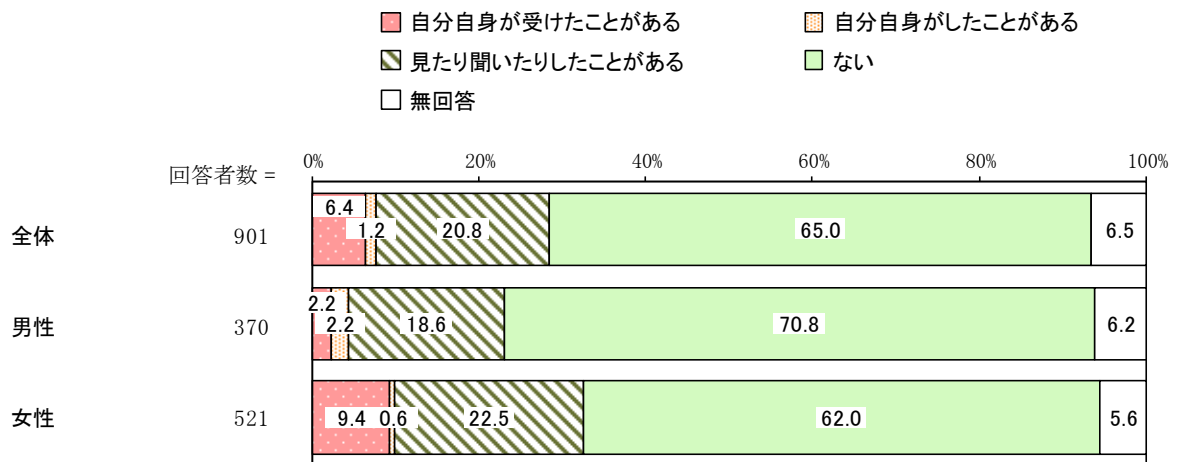
(8) さまざまな困難を抱える人々への包括的な支援

- 女性は男性に比べ子育て・介護の負担の偏りが多いことなど、複合的な困難を抱えている場合もあり、さまざまな困難な状況に置かれている人々が安心して暮らせる包括的な支援体制の構築が必要となっています。
- 貧困問題は、社会経済的な構造の問題を背景として、ひとり親をはじめ貧困の子育て世帯においては、貧困が世代を超えて連鎖することが指摘されており、不安定な就業を継続せざるを得ない单身女性、高齢女性も含め、すべての年代の女性に生じ得ることに留意する必要があります。
- 女性は結婚や出産、育児等によりキャリアに影響を受けやすく、また、家計補助的な非正規雇用を特徴とする働き方や離婚等により、生活上の困難に陥ることも少なくありません。また、新型コロナウイルスによる感染症の拡大は、社会的に弱い立場にある者に、より深刻な影響をもたらしています。我が国においては、女性の非正規労働者の割合が高く、さまざまな支援が必要となっています。

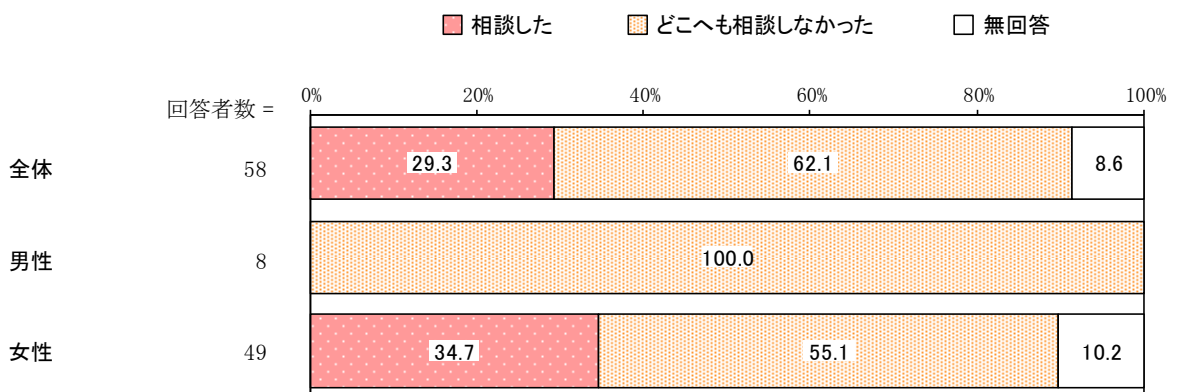
(9) DVや性暴力等さまざまな暴力の根絶と安心して相談できる相談体制の強化

- DVについて、受けたことがある人は、女性では9.4%、男性の2.2%と依然とみられており、「どこへも相談しなかった」と答えた人62.1%となっており、被害者が抱え込まず、安心して相談できる体制を強化することが必要となっています。
- 性暴力は、女性に向けられることが多く、また、未成年者が被害者となる場合もあり、その被害は潜在化、深刻化しやすい状況にあります。被害者が相談しやすい環境の整備や、加害者の暴力を抑止するために、加害者の更生を支援し、被害者の適切な保護につなげていくことが必要です。
- 暴力の被害者に対しては、相談から保護・自立支援、自立後の継続的支援にいたるまで、専門的な支援を早期から切れ目なく行うことが必要です。
- 新型コロナウイルス感染症拡大により、家庭内の暴力の増加や深刻化が懸念され、非常時にも相談しやすい体制を構築していく必要があります。

① 身近におけるドメスティック・バイオレンス※の有無について



② 暴力を受けたことを打ち明けたり、相談した経験について



資料：男女共同参画に関するアンケート結果（令和元年）

第3章

計画の基本的な考え方

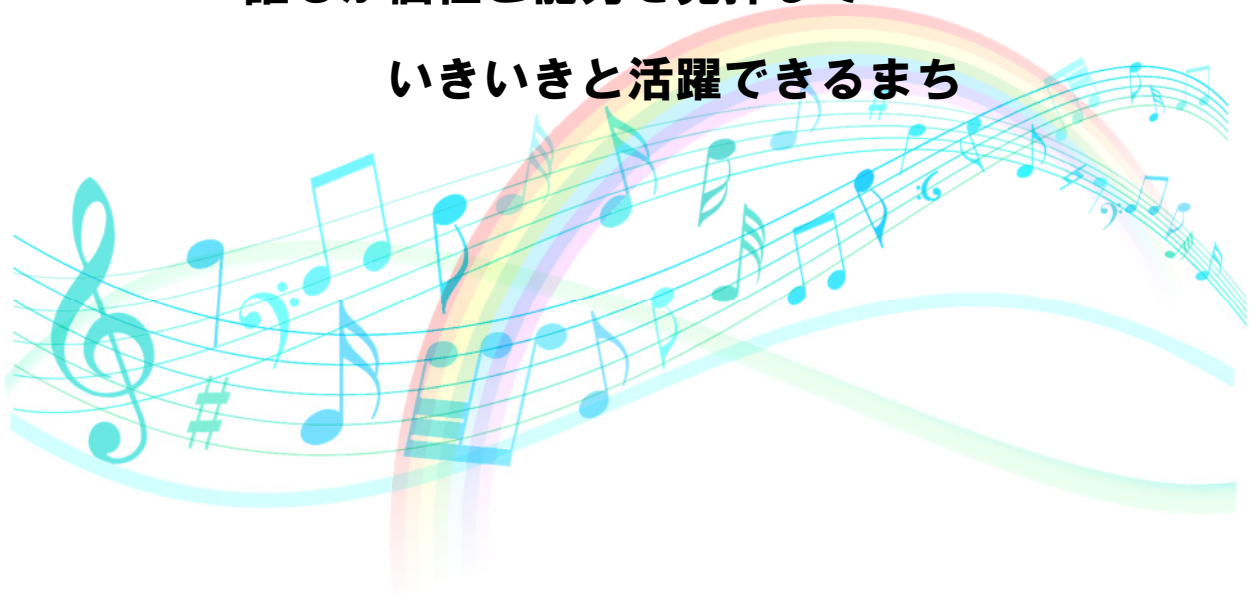
1 計画の基本理念（めざす将来像）

本市では、第三次ハーモニープランにおいて、「多様性」を基本理念の柱に掲げ、性別にかかわらず、一人ひとりがお互いを認め合い、お互いを尊重しながら、個性と能力を十分に発揮し、共に参画できる男女共同参画社会[※]の実現をめざしてさまざまな施策を展開してきました。一方、ICT[※]技術の発展によるライフスタイルや価値観の多様化、新型コロナウイルスの流行による新しい生活様式など、私たちの社会が「多様性」を受け入れ「違い」を認め合う必要性は、これまで以上に高まっています。

そのため、本計画の基本理念（めざす将来像）では、前計画の基本理念を継承し、【誰もが個性と能力を発揮していきいきと活躍できるまち】として、一人ひとりの「多様性」を尊重し、性別にかかわらず、誰もが自らの意思で個性と能力が発揮でき、豊かで暮らしやすい、ダイバーシティ[※]が実現した活力ある社会をめざします。

誰もが個性と能力を発揮して

いきいきと活躍できるまち



※ICT：Information & Communication Technology の略。情報通信技術を表す言葉で、日本ではITが同義で使われているが、ITにコミュニケーションを加えたICTの方が、国際的には定着している。
※ダイバーシティ：多様性を受け入れ、尊重すること。一人ひとりの「違い」を認め合い、「違い」に価値を見出すという考え。多様性には、人種、性別、年齢などの外的な違いだけでなく、価値観、生き方、考え方、性格などの内的な違いも含む。

2 第四次ハーモニープランで強調した視点

第三次ハーモニープランでは、「女性の活躍推進と働き方改革」「男性にとっての男女共同参画」「女性に対するあらゆる暴力の根絶」「さまざまな困難な状況にある人々への対応」「男女共同参画の視点に立った防災への対応」を改めて強調した視点として計画を推進してきました。

本計画では、第2章 倉敷市の男女共同参画の課題（P24～38）で整理した課題をもとに、多様化する社会情勢の変化に対応していくため、特に次の視点を強調し、計画を推進するものとします。

（1）ダイバーシティの必要性や性的マイノリティ※への理解

誰もが自分の生き方を選択し、個性や能力を発揮しながら自分らしく生きていけるためには、固定的な性別役割分担意識の解消や、市民が性別にかかわらず多様な生き方を選択でき、お互いを尊重し認め合う意識を醸成することが求められます。

本市では、核家族世帯、単身世帯、共働き世帯の増加や、生涯未婚率の増加等、世帯の形態や市民のライフスタイルが多様になっています。また、性的マイノリティまたはLGBTという言葉の認知度は、若い世代を中心に高いものの、年代が上がるにつれて認知度が低くなっています。市では、性の多様性の理解やジェンダー※についての啓発に取り組んでおり、今後も性的マイノリティ※の理解促進に向けて、さらに取り組みをすすめていくことが必要です。

グローバル化※の更なる進展の中で、SDGs※等の持続可能な社会を構築する上でも、個人や集団の間に存在しているさまざまな違いを認め合い、価値・発想をとり入れるダイバーシティ※の考え方が重要になっており、人種、国籍、言語、性別、年齢、容姿、障がいの有無などの外見的な違いだけでなく、価値観、宗教、生き方、生活スタイル、性的指向※や性自認※、働き方等、さまざまな内面の違いや個人の事情をも受容することが重要となっています。

このように、ダイバーシティ※や性的マイノリティ※について市民が深く理解し、さまざまな社会の場において、多様性の尊重が実現するよう、基本目標Ⅰ「多様性のある社会を実現する意識を醸成する」として、周知・啓発を積極的に展開していくことが必要となります。

※グローバル化：グローバリゼーション（globalization）のことで、社会的あるいは経済的な連関が、国家や地域などの境界を超えて、地球規模に拡大してさまざまな変化を巻き起こす現象。

※性的指向：恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すもの。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。

※性自認：性自認とは、自分の性をどのように認識しているのか、自分の感覚として持っているかを示す概念。「こころの性」と呼ばれることもある。

(2) 性別にかかわらず個性と能力を発揮できる環境づくり

男女共同参画社会*の実現のためには、性別にかかわらず働きやすい環境の実現が必要です。

本市では、女性の年齢別労働力率*の上昇や共働き世帯の増加から、社会で就労する女性の増加がうかがえます。また、市内の事業所の男女共同参画の認識は広がっており、男女共同参画に関する事業所の取り組みにも一部つながっている面があるものの、女性の“職場における「男性優遇」”の意識は依然として強いままとなっています。

働き方改革や新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、テレワーク等の柔軟な働き方の必要性が高まっており、多様なライフスタイルに応じた働き方や、性別にとらわれず多様な選択肢が可能で、希望するキャリアを歩んでいける環境づくりが必要となるため、基本目標Ⅱ「性別にかかわらず誰もがいきいきと活躍する社会を創る」として、ワーク・ライフ・バランスのさらなる推進、働く場における男女共同参画の促進に取り組みます。

(3) 家庭・地域社会における男女共同参画

人生 100 年時代を迎え、生涯にわたり豊かな人生を実現するためには、仕事以外にも家庭や地域社会において、多様な活動に参画することが重要です。

そういった観点から、さらなる家庭・地域社会への男女共同参画の促進を図るためには、男女間・世代間の意識や行動のギャップを男性自身が認識し、地域や家庭へ参画しやすい環境をつくることが求められます。また、働き方の見直しや固定概念の打破を進める必要性から、基本目標Ⅱ「誰もがいきいきと活躍する社会を創る」として、誰もがともに協力しながら、家庭・地域社会で活躍できる環境づくりを促進します。

※労働力率：就業者数と完全失業者数とを合わせた労働力人口が 15 歳以上の人口に占める割合のこと。
完全失業者とは、働く能力と意思を持ち、しかも本人が現に求職活動をしているにも関わらず、就業の機会が社会的に与えられていない者を指す。

(4) さまざまな困難な状況に置かれている人々が安心して暮らせる包括的な支援体制

単身世帯・高齢世帯やひとり親世帯の増加、非正規雇用労働者の増加など生活上の困難に陥りやすい状況が幅広い層に広がっており、特に貧困については、母子家庭であるひとり親世帯でその割合が高く、その影響は子どもの貧困を深刻化させています。

現在の生活上の困難に対応するとともに、個々の世帯の実情に沿った切れ目のない支援により、世代間連鎖を断ち切ることが重要です。

このため、基本目標Ⅲ「安心して暮らせる生活環境を創る」とし、男女共同参画の視点に立ち、さまざまな困難な状況に置かれている人々が安心して暮らせる包括的な支援体制の構築に向けて取り組みます。

(5) あらゆる暴力の根絶（DV・性暴力・虐待など）

暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会^{*}を実現していくうえで克服すべき重要な課題です。特に、男女の力の差や、女性の置かれている我が国の社会構造をみると、女性に対する暴力について早急に対応する必要があります。また、性犯罪・性暴力、配偶者等からの暴力、ストーカー行為、職場等におけるハラスメントは深刻な社会問題となっています。

そこで、基本目標Ⅳ「あらゆる暴力を防止する社会を創る」として、暴力の当事者とならないための教育、暴力を容認しない社会認識の徹底等、暴力の根絶のための基盤整備とともに、相談窓口の周知、相談対応の質の向上、防止対策や被害者支援など、女性に対するあらゆる暴力の根絶のための幅広い取り組みを推進します。

3 計画の基本目標

男女共同参画社会^{*}は、誰もが家庭、地域、働く場など、あらゆる場で活躍できる社会です。本市では、基本理念の実現に向け、男女がともに暮らしやすい社会を実現するために、4つの基本目標を掲げるとともに、各目標に重点目標を設定します。

基本目標Ⅰ 多様性のある社会を実現する意識を醸成する

家庭や地域、職場、学校などあらゆる場面において、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、誰もが自らの意思で多様な生き方を選択し、個性や能力を発揮しながら自分らしく生きていけるよう、お互いを尊重し認め合う意識を醸成します。

また、性別などにかかわらず、個人や集団の間に存在する違いを認め合い、考え方や価値観を受け入れ、多様性への理解が深まるよう、さまざまな機会を通して意識の醸成を図ります。

基本目標Ⅱ 性別にかかわらず誰もがいきいきと活躍する社会を創る (女性活躍推進計画)

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）は、趣味や学習、地域活動への参画等を通じた自己実現を可能とするものであり、家族が安心して暮らすための責任を果たしていく上でも重要です。男女が共に家庭・地域活動等へ参画するために、家事・育児、介護等への男性の参画や、多様な働き方ができる職場環境の整備等を事業所へ働きかけていきます。

また、働きたい人が性別にかかわらずその能力を十分に発揮できる社会づくりは、男女共同参画の推進につながるものです。女性が出産、子育て、介護等の理由により離職することなく、多様なライフスタイルに応じた働き方の選択ができるように、長時間労働の削減や男性中心型の労働慣行の変革など職場環境整備を促す施策に取り組みます。また、企業や各種団体と連携し、働く場における男女共同参画の取り組みを推進します。

さらに、男女共同参画社会^{*}の実現のためには、女性活躍推進法の趣旨を踏まえて、あらゆる場での女性の参画の拡大をめざします。そのため、特に、男女を問わず仕事と家庭生活を両立しながら活躍できるための職場環境の整備に向けて取り組みます。

基本目標Ⅲ 安心して暮らせる生活環境を創る

あらゆる分野における男女共同参画社会*を実現するためには、生涯を通して健康で安心して豊かに暮らせる生活環境を整えることが重要です。生涯に渡り男女の健康を支援するとともに、さまざまな困難に直面する男女に対し、生活の自立と安定のための支援を行います。

また、高齢者や障がい者、ひとり親家庭など、生活上の困難に陥りやすい人々に対して、相談や各種支援サービスを行い、安心して暮らせる環境整備を進めます。

基本目標Ⅳ あらゆる暴力を防止する社会を創る（DV*防止計画）

重大な人権侵害であるドメスティック・バイオレンス*（DV*）や性暴力などに対応するため、DV*や各種ハラスメントを許さない社会意識の醸成、相談体制の整備などを行い、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

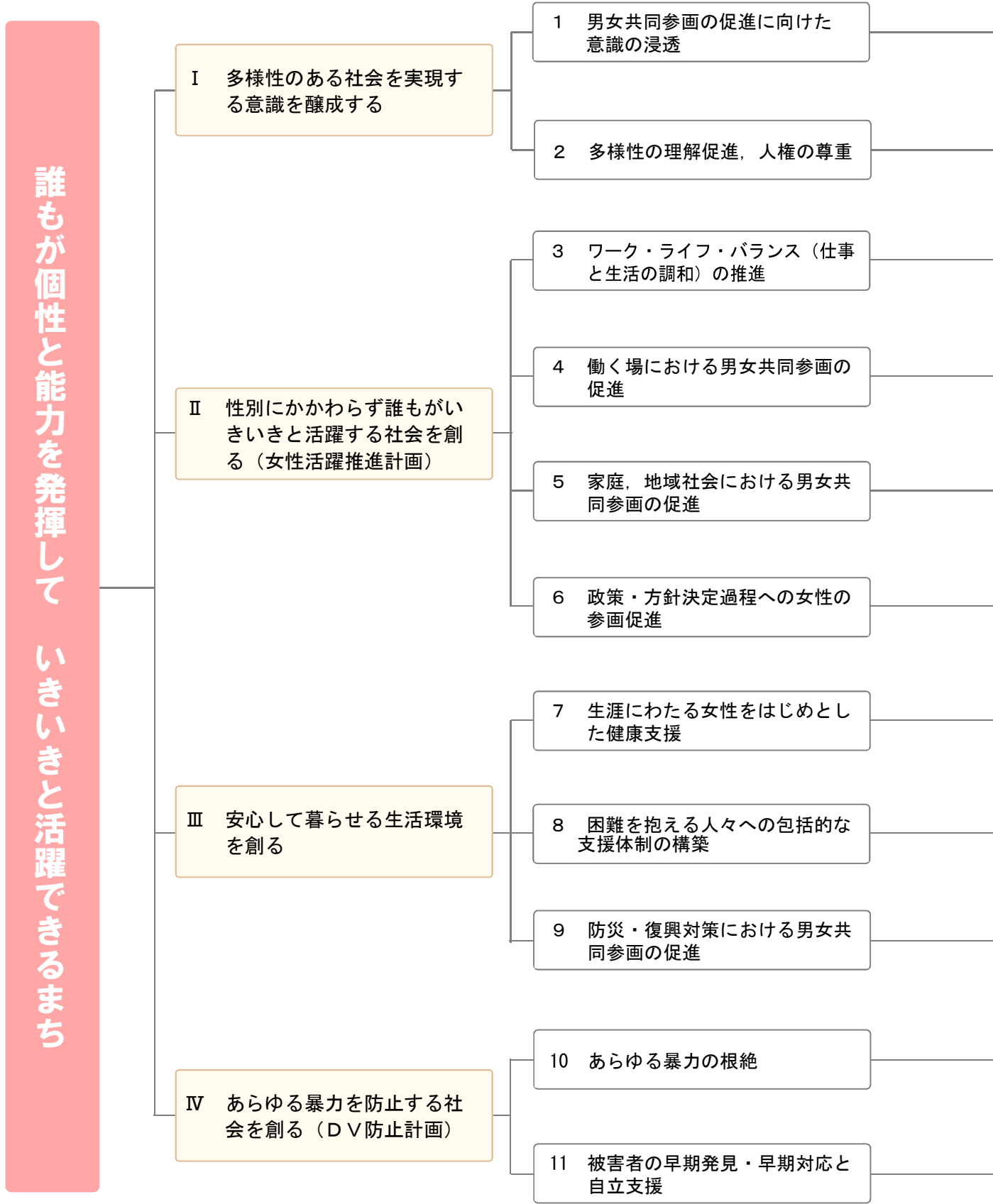
また、被害者の早期発見、早期対応に取り組むとともに、被害者の安全を最優先とし、安心して生活できるよう支援します。

4 計画の体系

〔 基本理念 〕

〔 基本目標 〕

〔 重点目標 〕



〔 目標達成のための施策の方向 〕

- (1) 社会制度・慣行の見直しに向けた啓発の充実
- (2) 男女共同参画意識を育む教育の推進と環境整備
- (3) 多様な生涯学習の機会の提供
- (4) 男女共同参画に関する調査・研究の推進と情報収集・提供

- (5) メディア等における男女の人権に配慮した表現の促進
- (6) 性の商品化を許さない意識の浸透
- (7) 性的指向※・性自認※等に関する理解の促進
- (8) 外国にルーツをもつ人々への理解の促進
- (9) 国際化の中での男女共同参画の促進

- (10) ワーク・ライフ・バランスの普及啓発
- (11) 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護者支援策の充実
- (12) 事業者等による取り組みの促進

- (13) 雇用機会における平等の促進
- (14) 就業環境の改善
- (15) 女性の就業継続と再就職の促進
- (16) さまざまな職業への男女共同参画の促進
- (17) 女性の起業支援
- (18) 女性のキャリアアップ支援

- (19) 家庭における男女共同参画の促進
- (20) 地域における男女共同参画の促進
- (21) 男性にとっての男女共同参画の推進

- (22) 行政における女性の参画促進
- (23) 地域活動における女性の参画促進
- (24) 事業所における女性の参画促進

- (25) 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援
- (26) 女性の性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）についての意識づくり

- (27) 複合的な困難を抱える人への支援
- (28) 高齢者や障がい者等の自立支援
- (29) ひとり親家庭等の自立支援

- (30) 防災・復興対策における男女共同参画の促進

- (31) DVを防止する教育・啓発の推進
- (32) 性暴力を防止する教育・啓発の推進
- (33) 働く場におけるさまざまな暴力の防止
- (34) 加害者への対応

- (35) 被害者の早期発見と相談体制の充実
- (36) 被害者の安全確保と自立支援
- (37) 関係機関との連携強化と民間団体等との協働
- (38) DV家庭等の子どもへの支援の強化

基本目標Ⅰ / 多様性のある社会を実現する意識を醸成する



重点目標 1 男女共同参画の促進に向けた意識の浸透

【めざす方向】

誰もが固定的性別役割分担意識※にとらわれず、自己肯定感を持ち、地域や社会で活躍できる男女共同参画社会※を実現するためには、家庭、学校、地域、職場などの場を通して、子どもの頃から人権尊重や男女の相互理解と協力について学び、男女共同参画の意義に対する理解を深めることが重要です。

また、性の多様性や個人や集団の間に存在しているさまざまな違いを認め合い、価値・発想をとり入れるダイバーシティ※への更なる理解を促進し、社会のあらゆる分野において、教育・学習・啓発の機会の充実を図ります。

【施策の方向】

(1) 社会制度・慣行の見直しに向けた啓発の充実

市民一人ひとりが男女共同参画やダイバーシティ※についての趣旨や意義に対する理解を深め、家庭、学校、地域、職場などにおいて、無意識の思い込み（アンコンシヤス・バイアス）、固定概念にとらわれた社会制度や慣行の見直しを行うことにより、男女共同参画の積極的な実践につなげ、新たな価値・発想による社会の活性化につながるよう、多様な媒体を活用し、幅広い年齢層に対して身近でわかりやすい意識啓発に努めます。

① 社会制度・慣行等の見直しに向けた啓発活動の実施

施策の内容	関連事業	所管
<p>広報紙や啓発パンフレット，ホームページを通して，社会制度・慣行等を見直すきっかけとなるような広報・講座を活用した啓発に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発イベントの開催 ・男女共同参画推進セミナーの開催 ・出前講座の開催 ・作品展の開催 ・情報誌「WITH テリア」，リーフレットの発行 ・懸垂幕の掲示と啓発パネルの展示 ・広報くらしき，ホームページ掲載 ・各種講座の開催 ・男女共同参画推進センター登録団体への事業委託 	<p>男女共同参画課</p> <p>男女共同参画推進センター</p>

(2) 男女共同参画意識を育む教育の推進と環境整備

男女平等・男女共同参画の視点に立った人権教育等を継続して推進するとともに，一人ひとりの個性や能力に応じて進路選択ができるよう，子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進に努め，固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消につなげます。また，園，学校，地域，家庭の連携を図り，多様な教育活動の中で，発達段階に応じた男女平等・男女共同参画意識の醸成を図ります。

① 保育・教育の場における男女平等と男女共同参画の意識づくり

施策の内容	関連事業	所管
<p>固定的性別役割分担の点検や男女混合名簿の導入等により，男女平等・男女共同参画を推進する環境づくりと子どもの心身の発達段階に応じた保育・学習内容と指導の充実を図ります。また，個人の能力に応じて進路選択ができるよう，男女共同参画の視点に立った生徒指導・進路指導に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保育関係者対象の研修会・講演会の開催 ・公開保育の実施 ・男女平等・男女共同参画を推進する教育の充実 ・男女混合名簿の導入 	<p>保育・幼稚園課</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・学校園人権教育研修事業 ・男女平等・男女共同参画を推進する教育の充実 ・中学校における男女混合名簿の導入 ・人権教育の推進 	<p>人権教育推進室</p> <p>指導課</p>

② 性・命にかかわる保育・教育の充実

施策の内容	関連事業	所管
<p>年齢や発達段階に応じた適切な性に関する指導を実施するとともに，命の尊さについての保育・教育の充実に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校園人権教育研修事業【再掲】 ・発達段階に応じた命の尊さについての保育・教育の実施 ・発達段階に応じた適切な性に関する指導の実施 	<p>保育・幼稚園課</p> <p>人権教育推進室</p> <p>指導課</p> <p>保健体育課</p>

③ 男女共同参画に関する資料の作成と活用

施策の内容	関連事業	所管
<p>中学2年生を対象に啓発誌「ONE STEP UP」を作成し、学級活動、人権学習、総合的な学習の時間等で活用するため、市内全中学校へ配布し、教育現場で活用します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 啓発誌「ONE STEP UP」の配布 	男女共同参画課
	<ul style="list-style-type: none"> 学校園人権教育研修事業【再掲】 人権教育の推進【再掲】 	<p>人権教育推進室</p> <p>指導課</p>

④ 人権教育の推進

施策の内容	関連事業	所管
<p>保育・教育の場や社会教育の場などさまざまな学習の場で、男女平等・男女共同参画意識が形成される人権教育の推進を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 出前講座の実施 	男女共同参画課
	<ul style="list-style-type: none"> 公開保育の実施【再掲】 講演会の開催 男女平等・男女共同参画を推進する教育の充実【再掲】 人権教育の推進 	保育・幼稚園課
	<ul style="list-style-type: none"> 学校園人権教育研修事業【再掲】 中学校における男女混合名簿の導入【再掲】 人権教育の推進【再掲】 	<p>人権教育推進室</p> <p>指導課</p>

⑤ 庁内推進体制の充実

施策の内容	関連事業	所管
<p>庁内で男女共同参画を積極的に推進するため、男女共同参画に関わる部署へ「男女共同参画推進員」の配置を検討し、施策を効果的に展開するために庁内関係部署と連携し、推進体制を充実します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 庁内における「男女共同参画推進員」の配置 	男女共同参画課

(3) 多様な生涯学習の機会の提供

市民の身近な場において、男性や若者も参加しやすい工夫を行いながら、幅広い世代の市民に対するセミナー・講座等を開催するなど、さまざまな媒体や多様な機会の活用を通じて学習の場の提供に努め、男女平等と男女共同参画について身近な問題として認識できるよう理解の促進に努めます。

① 男性や若者も参加しやすい講座・セミナー等の開催

施策の内容	関連事業	所管
開催日時の工夫等、男性や若者も参加しやすい学習の場を提供し、男女共同参画の意義についての理解を促進します。	・男性や若者を中心としたセミナー・講座の開催	男女共同参画課

② 公民館における講座の充実

施策の内容	関連事業	所管
地域にもっとも身近な生涯学習施設である公民館において、男女平等と男女共同参画の意識啓発につながる事業を関連部署と連携しながら、展開することにより、啓発活動に努めます。	・各種講座・講演会の実施	市民学習センター

(4) 男女共同参画に関する調査・研究の推進と情報収集・提供

男女共同参画に関する情報や資料を収集し、その情報を広く市民に多様な手段で提供し、男女共同参画に対する市民の意識を高めます。

① 男女共同参画に関する情報の収集・提供

施策の内容	関連事業	所管
図書館などにおいて、男女共同参画に関する書籍の収集・貸出を行ったり、男女共同参画に関する特集を行ったりすることで、市民の個々の意識啓発や各種啓発活動を支援します。	・資料収集・提供	中央図書館
	・図書室での書籍の収集・貸出	市民学習センター
市民及び事業所を対象に、男女共同参画に関するアンケートを実施し、結果をホームページや冊子により公表し啓発を図るとともに、ダイジェスト版を出前講座などで啓発資料として活用します。	・市民及び事業所を対象に行った男女共同参画に関するアンケート結果の公表と活用	男女共同参画課
国・県・他都市等の男女共同参画に関する資料等について情報収集し、ホームページ等を通じて情報提供を行います。	・男女共同参画に関する情報収集・提供	男女共同参画課
	・書籍の収集・貸出	男女共同参画推進センター
人権や男女平等・男女共同参画に関するDVD・ビデオの収集・貸出を行います。	・人権啓発DVD・ビデオの購入・貸出及び啓発冊子を作成、配布	人権推進室

重点目標 2 多様性の理解促進, 人権の尊重

【めざす方向】

私たちが普段何気なく目にする広告、映像や冊子には、男性を中心としてきた社会の仕組みや無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）につながる表現が含まれていることがあります。

教育現場やメディア等において人権、男女平等・男女共同参画に配慮した表現を推進し、性的マイノリティ^{*}や外国をルーツとした方等さまざまな背景を抱える人にとっても安心して暮らすことができる環境の整備に取り組むとともに、市民への理解を深めるための啓発等を行います。

また、個人や集団の間に存在しているさまざまな違いを認め合い、価値・発想をとり入れるダイバーシティ^{*}への理解を促進し、互いの文化や価値観を理解する国際感覚を育む機会を充実させ、多様性を認め合う社会の形成に取り組みます。

【施策の方向】

(5) メディア等における男女の人権に配慮した表現の促進

市の刊行物等において、人権侵害につながる表現がないか、性別の固定的な概念につながる表現がないか確認し、多様性や人権に配慮した表現の使用を推進します。

① 表現における配慮の推進

施策の内容	関連事業	所管
市の刊行物やウェブサイトにおいて、人権や男女平等・男女共同参画に配慮した表現を推進します。	・ 広報紙など市の刊行物等における人権、男女平等・共同参画に配慮した表現の推進	くらしき情報発信課
	・ 表現の配慮の推進	男女共同参画課
メディアやインターネット上で発信される情報を主体的に評価する能力の向上を図ります。	・ 情報リテラシーに関する情報提供	男女共同参画課

(6) 性の商品化を許さない意識の浸透

人間の尊厳を傷つける性の商品化の根絶に向けて、人権侵害や犯罪を防止するため、性を尊重する意識の浸透を図ります。

① 性に起因する人権侵害や犯罪の防止の啓発

施策の内容	関連事業	所管
性に起因する人権侵害や犯罪を防止するため、広報・啓発に努め、市民意識の醸成を図ります。	・啓発パンフレットなどの作成・配布などの啓発活動	男女共同参画課

(7) 性的指向※・性自認※等に関する理解の促進

性的指向※・性自認※等に対する偏見や差別の解消をめざし、正しい理解を広め、社会全体が多様性を尊重し、認め合う環境づくりをすすめます。

また、LGBTなど性的マイノリティ※の方々が、その人らしさが尊重され、多様性を認め合う社会の実現をめざします。

① 性的指向※・性自認※等に関する理解の促進

施策の内容	関連事業	所管
性的指向※・性自認※等に対する偏見や差別の解消をめざし、性的指向※等に関する正しい知識と理解を深め、問題解決に向けた啓発活動に取り組みます。	・人権啓発DVD・ビデオの購入・貸出及び啓発冊子を作成、配布【再掲】	人権推進室
	・男女共同参画推進セミナーの開催【再掲】	男女共同参画課 男女共同参画推進センター
	・啓発誌「ONE STEP UP」の配布【再掲】 ・出前講座でLGBT, SOGI等について取り上げる。 ・市職員向けマニュアル作成と周知	男女共同参画課
LGBTなど性的マイノリティ※の方のパートナー関係を尊重するために市が公的に証明する制度の導入を検討します。	・パートナーシップ宣誓制度の導入の検討 ・性的マイノリティの理解者(アライ※)の普及啓発	男女共同参画課

※アライ：英語の「同盟、支援」を意味する「ally」を語源とする言葉。レズビアン、ゲイ、バイ・セクシャルなど、性的マイノリティの人達を理解し支援する人達のこと、またはその考え方を指す。

② 児童生徒の性的指向※・性自認※等に関するきめ細かな対応

施策の内容	関連事業	所管
性的指向※・性自認※等の多様性に関する正しい知識と児童生徒への適切な対応について理解するための教員研修を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員向け指導資料の活用 ・学校園人権教育研修事業【再掲】 	人権教育推進室
性別違和を感じる児童生徒に対し、学校生活におけるきめ細かな支援を行います。また、性的指向※・性自認※等に関して悩みを抱える児童生徒に対する相談体制を充実させます。多様な性の在り方に関して正しく理解し、認め合う人権教育を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校園人権教育研修事業【再掲】 ・人権教育の推進【再掲】 	人権教育推進室 指導課 保健体育課

③ 保護者に対する教育・啓発の推進

施策の内容	関連事業	所管
性的指向※・性自認※等の多様性に関する正しい知識と児童生徒への適切な対応について理解するための保護者への教育・啓発を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者向け教育・啓発資料の作成と活用 ・PTA人権教育推進事業 	人権教育推進室

(8) 外国にルーツをもつ人々への理解の促進

外国にルーツをもつ人々が安心して暮らすことができるよう環境の整備を行い、理解を深めるための情報提供や学習機会の充実を図ります。

① 外国における男女共同参画の学習

施策の内容	関連事業	所管
外国のジェンダー [※] 意識や男女共同参画についてのセミナー等を開催します。	・男女共同参画推進セミナーの開催【再掲】	男女共同参画推進センター

② 外国人住民への対応

施策の内容	関連事業	所管
外国人住民などに向けて、生活に関わるさまざまな事柄の相談に対応できる相談窓口を運営します。	・外国人相談窓口業務運営事業	国際課

(9) 国際化の中での男女共同参画の促進

互いの文化や価値観を理解し尊重する視点をもつとともに、国際感覚を育む学習や外国人との交流の機会を提供します。

① 国際相互理解の促進

施策の内容	関連事業	所管
さまざまな国や地域の文化を知る機会を提供し、互いの多様性についての理解を促進します。	・国際交流協会への支援(倉敷国際ふれあい広場など)	国際課

② 世界の女性を取りまく環境についての情報提供

施策の内容	関連事業	所管
国・県・他都市の情報誌や男女共同参画白書などの情報を収集し、男女共同参画推進センターに設置するとともに、ホームページなどにおいても情報提供します。	・世界の動きの情報収集及び情報提供 ・ホームページでの情報提供	男女共同参画課 男女共同参画推進センター



重点目標3 ワーク・ライフ・バランス※（仕事と生活の調和）の推進

【めざす方向】

ワーク・ライフ・バランス※の実現は、働くことを希望するすべての人が仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活との二者択一を迫られることなく、働き続け、能力を発揮することにつながります。

長時間労働の削減や労働生産性の向上など働き方改革を進め、性別にかかわらず働きたい人すべてが望む働き方ができるよう、制度の周知と活用を促進するとともに、多様なライフスタイルに応じた子育て・介護サービス等の充実に努めます。

【施策の方向】

(10) ワーク・ライフ・バランス※の普及啓発

働き方改革や男女共同参画推進についてのセミナー等を実施し、ワーク・ライフ・バランス※の意識を醸成します。また、市役所内においても長時間労働の是正など、ワーク・ライフ・バランス※の向上に向けた環境づくりを推進します。

① ワーク・ライフ・バランス※の意識の醸成

施策の内容	関連事業	所管
ワーク・ライフ・バランス※に対する社会全体の意識を高めるとともに、働き方改革を推進するため、事業所や働く方に対してセミナー等を実施します。	・働き方改革啓発推進事業	労働政策課
セミナー等により、ワーク・ライフ・バランス※が図られるよう、法制度の周知や意識啓発を行います。	・男女共同参画推進セミナーの開催【再掲】 ・高梁川流域女性活躍推進事業	男女共同参画課 男女共同参画推進センター

② 市職員のワーク・ライフ・バランス※の実践

施策の内容	関連事業	所管
市職員のワーク・ライフ・バランス※の向上を図るための環境づくりを行います。	・長時間労働の是正，休暇取得推進	人事課

(11) 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護者支援策の充実

子育てや介護と仕事，家庭生活，地域活動が両立できるよう，待機児童ゼロに向けた保育サービスの量と質の確保や，子育て支援サービスの充実や育児・介護等の情報提供に努めます。

① 保育所の待機児童の解消

施策の内容	関連事業	所管
くらしき子ども未来プラン後期計画に基づき，保育所の待機児童の解消を図ります。	・待機児童対策	保育・幼稚園課

② 保育についてのきめ細かい情報提供

施策の内容	関連事業	所管
各社会福祉事務所に保育コンシェルジュを配置し，保護者の就労状況や子どもに合った就園案内を行っています。	・保育所情報の提供	保育・幼稚園課

③ ファミリー・サポート・センター※の充実

施策の内容	関連事業	所管
子育て家庭の負担軽減のため，ファミリー・サポート・センターで，子育ての援助を受けたい人と子育ての援助を行いたい人の，相互援助活動の連絡・調整を行い，提供会員の活動回数を増やすとともに，提供会員の拡大を図り，子育てを助け合う事業の充実を図ります。	・ファミリー・サポート・センター事業	子育て支援課

※ファミリー・サポート・センター：地域において育児や介護の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり，育児や介護について助け合う会員組織のこと。相互援助活動例；子どもの一時預かりや保育施設への送迎など。

④ 放課後児童クラブの充実

施策の内容	関連事業	所管
保護者が仕事等で昼間家庭にいない小学生のために、放課後や長期休業日等に安心して過ごす遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。	・放課後児童クラブ実施事業	子育て支援課

⑤ 子育てに関する相談・支援体制の充実

施策の内容	関連事業	所管
子ども家庭総合支援拠点において、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等の相談に応じ、包括的・継続的な支援を行います。	・子ども家庭総合支援拠点運営事業 【参考】子ども家庭総合支援拠点＝子ども相談センターであるため、既存事業を含め、当課の全事業が該当する。例：こんにちは赤ちゃん訪問事業等	子ども相談センター
地域のつながりの希薄化による妊婦・母親の孤立感・負担感解消のため、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行います。	・子育て世代包括支援センター運営事業	健康づくり課

⑥ 地域の子育て支援拠点等の充実

施策の内容	関連事業	所管
地域子育て支援拠点等を設け、親子や親同士が集い楽しめる機会や場を提供し、子育ての情報提供や相談体制を充実させ、子育ての悩みや不安の解消を図ります。	・地域子育て支援拠点事業 ・子育て広場開設事業 ・子育てサロン	子育て支援課

⑦ 子育て支援ネットワークの構築

施策の内容	関連事業	所管
倉敷市子育て支援センターを中心として、地域子育て支援拠点、児童館のネットワーク化を図り、それらを地域の拠点として、母親クラブ・子育てサロン、民間団体などの団体間のつながりを促進します。	・子育て力向上事業	子育て支援課

⑧ 介護に関する相談体制の充実

施策の内容	関連事業	所管
介護負担の軽減を図るため、介護保険制度の情報提供を行うなど、介護に関する相談・支援を行います。	・窓口相談員の設置 ・介護保険制度のパンフレットによる広報活動 ・高齢者支援センターにおける介護に関する相談支援	介護保険課 健康長寿課 (地域包括支援センター)

⑨ 子育てに関する情報の提供

施策の内容	関連事業	所管
子育てハンドブックKURAや子育て応援マップを市内各所の「子育て支援情報コーナー」等で配布します。また、ホームページ等さまざまな媒体を通じて子育てに関する情報を提供し、多様なライフスタイルに対応した子育てを支援します。	・「子育て」情報発信強化事業	子育て支援課

(12) 事業者等による取り組みの促進

多様な働き方への支援や子育て支援の促進や女性活躍推進に関する取り組みを推進している事業所等への支援や、事業所等における労働時間短縮を啓発し、ワーク・ライフ・バランス※の実現をめざします。

① 多様な働き方への環境整備に取り組む事業所への優遇措置

施策の内容	関連事業	所管
男女共同参画に関する優れた取り組みを行う事業所を認定し、その事業所に対する特典を設け、取り組みを推進します。	・男女共同参画推進事業所認定制度	男女共同参画課

② 働き方改革を踏まえた労働時間短縮のための啓発

施策の内容	関連事業	所管
定時退庁の促進など労働時間短縮のための意識啓発を行います。	・市職員のワーク・ライフ・バランス※推進強化月間の実施	人事課
労働者の通勤時間の短縮や、業務の効率化という観点から、テレワークや在宅ワーク等の普及啓発を行うことで、労働時間の短縮を図ります。	・働き方改革啓発推進事業【再掲】	労働政策課
市内に事業所を有する事業所等の人事担当者へ働きかけます。	・女性活躍推進事業	男女共同参画課

③ 積極的な取り組みを行っている事業所への表彰制度の実施

施策の内容	関連事業	所管
事業所の子育て支援の促進を図るため、従業員に対する仕事と子育ての両立支援に加え、企業活動を通じた子どもと子育て家庭への支援や、地域の子育て支援活動などへの応援を行っている事業所等に対し、表彰を行います。	・倉敷市保健福祉功労者表彰（児童福祉功労・事業所）	子育て支援課

④ 厚生労働大臣が定める女性活躍を推進する事業所認定マーク「えるぼし」及び子育てサポート企業の認定マーク「くるみん」の普及啓発

施策の内容	関連事業	所管
女性活躍を推進することは、将来の安定した労働力確保のために非常に重要な課題である。今後、「えるぼし」「くるみん」等の制度を事業所に対して普及啓発することで、更に女性の活躍推進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・市町雇用対策協議会運営事業 ・事業所への周知 	労働政策課 男女共同参画課

コラム

～倉敷市男女共同参画推進事業所認定制度～



一人ひとりの事情に応じた多様な働き方ができる環境整備等に積極的に取り組む市内の事業所等を認定し、公表することにより、事業所等における男女共同参画の推進及び発展を図ることを目的とした制度です。

- (1) 性別等にとらわれない多様性のある人材活用と制度運用
- (2) 仕事と家庭の両立支援
- (3) 女性の活躍推進

の3つの観点から優れた取組を行う事業所を認定しています。



コラム

～えるぼし～



「えるぼし」は女性活躍推進法に基づく認定制度です。

一定の認定基準を満たし、女性の活躍を推進している状況が優良だと認定された企業が取得できます。

えるぼし認定を取得した企業は「女性がライフイベントの変化を迎えても働きやすい」「男女関係なく活躍できる」というイメージをもたらし、女性の注目を集めています。



コラム

～くるみん～



「くるみん」は次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度です。

次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができます。



重点目標 4 働く場における男女共同参画の促進

【めざす方向】

すべての人がその能力を十分に発揮するために、性別を理由とする差別や不合理な格差の解消に取り組むとともに、就労環境の確保・改善に向けた取り組みや多様な働き方を可能とする環境づくりに取り組む事業所への支援や女性の起業支援を行います。

【施策の方向】

(13) 雇用機会における平等の促進

事業所に対し、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法、女性活躍推進法の趣旨や内容について周知・啓発を図り、履行確保に取り組むとともに、男女間の賃金格差、昇進・昇格の格差の是正などについて事業所などに働きかけ、性別にかかわらず、働きやすく、能力を發揮できる職場環境づくりを促進します。

① 事業所内の男女平等と男女共同参画の意識の醸成

施策の内容	関連事業	所管
事業主等へ、人権問題について正しい理解と認識を深めるための企業内人権啓発研修等を行います。	・労働対策関係事業	労働政策課

② 関係法令や制度に関する情報提供

施策の内容	関連事業	所管
男女雇用機会均等法や育児・介護休業法、女性活躍推進法の趣旨や内容の周知を図るとともに、男女平等や男女共同参画に関する理解と協力を働きかけます。	・労働対策関係事業【再掲】	労働政策課
	・男女共同参画推進セミナーの開催【再掲】 ・出前講座でワーク・ライフ・バランスについて取り上げる。	男女共同参画課

③ 男女雇用機会均等と待遇の確保対策に対する事業所内人事担当者の意識醸成

施策の内容	関連事業	所管
公正採用人権啓発等を行います。	・労働対策関係事業【再掲】	労働政策課

④ 性別にかかわらず市職員の採用、配置等の実施

施策の内容	関連事業	所管
性別にかかわらず、適正な採用、配置等を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・職員採用試験 ・人事管理 	人事課

(14) 就業環境の改善

新型コロナウイルスの感染拡大を契機としたテレワークの導入やオンラインの活用は、通勤時間の削減等だけでなく、多様な働き方ができる可能性をもたらしています。事業所・市民に対しテレワークの導入を働きかけるとともに、仕事と私生活を楽しむことができる「イクボス[※]」の取り組みを市内の事業所に普及することで、就業環境の改善に努めます。

① テレワークの推進

施策の内容	関連事業	所管
事業所・市民に対して、テレワークの普及啓発を行うことで、通勤時間の削減や長時間労働の改善を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・働き方改革啓発推進事業【再掲】 	労働政策課
事業所・市民を対象にテレワークへの理解を推進するためのセミナーを実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍推進事業【再掲】 	男女共同参画課

② イクボス[※]の取り組みの推進

施策の内容	関連事業	所管
職場で共に働く部下やスタッフのワーク・ライフ・バランス [※] を考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司を「イクボス [※] 」とし、職場の意識改革につながる啓発活動を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進事業所認定においてとくに優れた取り組みを行う企業へのさらなる認定基準の検討 	男女共同参画課
	<ul style="list-style-type: none"> ・市管理職員への制度周知や研修実施 ・ワーク・ライフ・バランス[※]の観点を含む人事評価の実施 	人事課

※イクボス：男性の従業員や部下の育児参加に理解のある経営者や上司のこと。

(15) 女性の就業継続と再就職の促進

性別にかかわらず働きやすい職場づくりに向けた啓発を行うとともに、女性が子育て等をしながらも、就労の継続や再就職など多様な働き方が選択できるよう、女性の職業能力の開発・向上に向けた支援等を行います。

① 女性が働きやすい職場環境（風土）の意識啓発

施策の内容	関連事業	所管
男女を問わない育児休業の取得や職場復帰までの職場環境・風土について、事業所に向けた意識啓発を行います。	・労働対策関係事業【再掲】	労働政策課

② 再就職支援のための講座の開催

施策の内容	関連事業	所管
再チャレンジする女性の就業能力の開発・向上のためのセミナーを開催します。	・女性の再就職支援講座の開催 ・スキルアップセミナーの開催	男女共同 参画課

③ 市職員の意識づくり

施策の内容	関連事業	所管
性別にかかわらず、誰もが活躍できる共同参画の意識をもち、率先して、男女共同参画社会 [*] の実現を担えるよう、職員研修を行います。	・職員研修の実施	職員研修所

④ 保育士等からの相談体制の充実、保育士の離職防止に向けた支援

施策の内容	関連事業	所管
保育所で働いている保育士や保育士資格取得を希望する方などの相談を受けたり、離職防止を目的とした研修を実施します。	・倉敷市保育士・保育所支援センター運営事業	保育・ 幼稚園課

(16) さまざまな職業への男女共同参画の促進

性別にかかわらず、自らの意思で将来の職業を選択し、生きがいをもって働くことができるよう、キャリア教育や意識啓発の推進、就労環境の確保を促進します。

① 啓発誌「ONE STEP UP」の活用

施策の内容	関連事業	所管
中学2年生を対象に啓発誌「ONE STEP UP」を作成し、学級活動、人権学習、総合的な学習の時間等で活用するため、市内全中学校へ配布し、教育現場で活用します。	・啓発誌「ONE STEP UP」の配布【再掲】	男女共同参画課
	・学校園人権教育研修事業【再掲】 ・人権教育の推進【再掲】	人権教育推進室 指導課

② 事業主に対する正規雇用化促進についての働きかけ

施策の内容	関連事業	所管
事業所に対して、正規雇用の働きかけを行います。	・市町雇用対策協議会運営事業【再掲】	労働政策課

③ 女性の新規就農者の確保

施策の内容	関連事業	所管
就農相談会等により、女性の認定農業者 [※] の確保に努めます。	・就農促進トータルサポート事業 ・農業次世代人材投資事業	農林水産課

④ 女性消防吏員の活躍推進

施策の内容	関連事業	所管
男女共同参画の推進による女性の積極的採用や職域拡大をめざし、女性活躍への取り組み事例を公開など、啓発に努めます。	・輝け！消防女子プロジェクト	消防総務課

※認定農業者：農業経営基盤強化促進法に基づき、自らが作成する農業経営改善計画を市町村に認定された農業経営者。

(17) 女性の起業支援

女性の起業を支援するため、インキュベーション[※]施設の運営、ネットワーク作り支援、相談対応、セミナー開催、低利な事業資金融資等を行います。

① くらしきベンチャーオフィスの運営

施策の内容	関連事業	所管
創業5年未満の起業家に、倉敷駅前の好立地なオフィスを安価で提供するとともに、専任のインキュベーションマネージャによる経営指導及び創業相談を行います。また、女性起業家や起業をめざす女性を対象としたセミナーや交流会を開催します。	・高梁川流域創業サポートセンター 広域連携事業	商工課

② 児島デザイナーズインキュベーションの運営

施策の内容	関連事業	所管
アパレル・デザイン関連事業に特化した創業5年未満の起業家に、児島産業振興センター内にあり、工業用マシン等の設備使用も可能なオフィスや工房を安価で提供するとともに、専任のインキュベーションマネージャによる経営指導を行います。	・児島産業振興センター運営事業	商工課

③ 起業家等のネットワークの形成支援

施策の内容	関連事業	所管
女性起業家、女性経営者及び起業をめざす女性を対象とした交流会又は勉強会の開催に要する経費の一部を補助します。	・がんばる中小企業応援事業	商工課

④ くらしき創業サポートセンターによる起業支援

施策の内容	関連事業	所管
商工会議所、商工会、金融機関等で構成する、くらしき創業サポートセンターによる窓口相談、起業塾の開催等により総合的な起業支援を行います。	・高梁川流域創業サポートセンター 広域連携事業【再掲】	商工課

⑤ 創業サポート特別資金

施策の内容	関連事業	所管
くらしき創業サポートセンターの支援等を受けた創業1年未満の創業者に対して低利な融資を行うとともに、融資に係る信用保証料を全額補給します。	・創業者支援融資事業	商工課

※インキュベーション：成立して間がない新企業に国や地方公共団体などが経営技術・金銭・人材などを提供し育成すること。

(18) 女性のキャリアアップ支援

女性が自身の能力を高め、いきいきと働き続けることができるよう、女性のキャリアアップ・能力向上のための研修や啓発パンフレットによる情報提供などを行います。

① 非正規雇用から正規雇用への転換や再就職を希望する人に対する各種セミナーなどの案内

施策の内容	関連事業	所管
女性の職場におけるスキルアップにつながる講座やセミナーなどの広報活動を行います。	・職業能力の開発・向上のための各種講座の案内	労働政策課

② 啓発パンフレットの設置・配布

施策の内容	関連事業	所管
国・県の啓発チラシや起業家支援に関する情報パンフレットを窓口を設置し、配布します。	・啓発パンフレットの設置・配布	男女共同参画推進センター

③ 働く女性のための講座の開催

施策の内容	関連事業	所管
女性の就業継続の促進や、労働法などの正しい理解と認識を深めるため、パンフレット等を活用し事業所へ普及啓発を行います。	・市町雇用対策協議会運営事業【再掲】	労働政策課
女性のキャリア形成を支援する講座を実施します。	・女性活躍推進事業【再掲】	男女共同参画課

④ 子育てをしながら就職を希望している方への就労支援の周知

施策の内容	関連事業	所管
子育てをしながら就職を希望している方に対して、キッズコーナーの設置など子ども連れで来所しやすい環境を整備し、仕事と子育ての両立がしやすい求人情報の提供など、総合的かつ一貫した就職支援をおこなっているマザーズハローワークを関係機関と連携しパンフレット等により啓発周知する。	・マザーズハローワークの周知	労働政策課 男女共同参画課 男女共同参画推進センター

重点目標 5 家庭、地域社会における男女共同参画の促進

【めざす方向】

家庭・地域は、社会を構成するための生活の基本的な場です。家庭や地域活動において、固定的性別役割分担意識^{*}にとらわれず、男女が共に社会に参画できるよう、家庭での意識改革を図るための取り組みや地域活動における男女平等と男女共同参画意識の啓発に努めます。

【施策の方向】

(19) 家庭における男女共同参画の促進

男性の家事・育児・介護等の家庭生活への参画を促進するため、男性に対する男女共同参画への趣旨や意義について、理解促進や意識改革を図ります。

また、男女間の認識のギャップだけでなく、世代間のギャップの解消に向けて意識啓発に取り組みます。

① 家庭の教育力向上のための支援

施策の内容	関連事業	所管
保護者や地域住民等を対象に、集団で学習する「家庭教育学級」の中でも、養育者や保護者の男女平等と男女共同参画意識を高め、明るい家庭づくりと家庭教育力の向上を図ります。	・家庭教育学級開設事業	生涯学習課

② 男性の生活・自活能力を高めるための事業の実施

施策の内容	関連事業	所管
地域にもっとも身近な生涯学習施設である公民館等において、男性の生活・自活能力を高めるための事業を関連部署と連携しながら、展開します。	・くらしき市民講座などの各種講座の開催 ・各種講座・講演会の実施【再掲】	市民学習センター
男性の生活・自活能力を高めるための事業を関連部署と連携しながら、展開します。	・家事・育児・介護への参画をテーマにした講座を実施する。	男女共同参画課 男女共同参画推進センター

③ 子育てに関する常識の世代間ギャップの解消

施策の内容	関連事業	所管
変化・進歩する育児に関する知識を祖父母が学ぶ講座を開催し、子育てに関する常識の世代間ギャップ解消に努めます。	・各種講座・講演会の実施【再掲】	市民学習センター
変化・進歩する育児に関する知識について、セミナーを開催し世代間ギャップ解消に努めます。	・男女共同参画推進セミナーの開催【再掲】	男女共同参画課

(20) 地域における男女共同参画の促進

地域の多様化する課題・ニーズに対応していくためには多様な人材の確保が必要です。そのために、一人ひとりがもつ知識や経験能力を十分に発揮でき、性別や年齢にかかわらず地域で暮らす誰もが地域社会の担い手となる意識を啓発します。

① 男女共同参画を推進する人材育成

施策の内容	関連事業	所管
男女共同参画を推進するため、さまざまな分野において活躍する人材育成に努めます。	・男女共同参画推進セミナーの開催【再掲】 ・男女共同参画人材バンク	男女共同参画課 男女共同参画推進センター

② 地域で実施される啓発活動への支援

施策の内容	関連事業	所管
人権学習推進事業を通して、地域で取り組まれる男女平等と男女共同参画意識の啓発活動への支援に努めます。	・人権学習推進事業の実施	市民学習センター

③ 地域で実施される団体活動への支援

施策の内容	関連事業	所管
異なる年齢の子どもたち，地域の大人が共に活動し，地域社会全体で子どもの育成に取り組む子ども会を支援します。	・子ども会の支援	市民学習センター
よりよい地域社会を建設するために婦人会が実施する，研修会・講座・集会・活動等の実施を支援します。	・婦人会活動の支援	市民学習センター
コミュニティ協議会を対象とした交流会（研修会）を開催し，地域で活躍する人に学び合いの場を提供します。	・コミュニティ協議会の活動に対する支援	市民活動推進課
団体の自主的な活動の場の提供等を行うことにより，男女共同参画を推進する人材の育成や関係団体の連携が図られるよう支援します。	・男女共同参画推進センター登録団体への支援	男女共同参画課

(21) 男性にとっての男女共同参画の推進

男性向けの講座の実施や各種制度の普及・啓発により，男性の仕事と育児の両立の促進を図るとともに，男性の家事，育児，介護への参画や育児休業等取得に関する社会的な機運の醸成を図ります。

① 男性の家事・育児・介護への参画意識の醸成

施策の内容	関連事業	所管
男性の家事・育児・介護への参画をテーマにした講座を開催し，意識の醸成に努めます。	・各種講座・講演会の実施	男女共同参画推進センター

② 男性のための円滑なコミュニケーション能力向上のための支援

施策の内容	関連事業	所管
自分の考えをうまく伝えられないなどより良い人間関係を築くために，コミュニケーション能力をアップするための講座を男性を主な対象として開催します。	・各種講座の実施【再掲】	男女共同参画推進センター

③ 父親の子育て参加の推進

施策の内容	関連事業	所管
父親を対象とした家事・育児参加を促進する講座・イベントなどを、協働や他事業との連携により開催します。	・各種講座・講演会の実施【再掲】	市民学習センター 男女共同参画推進センター

④ 育児・介護休業制度の普及・啓発

施策の内容	関連事業	所管
育児・介護休業法等に関する正しい理解と認識を深めるため、パンフレット等を活用し事業所へ普及啓発を行います。	・市町雇用対策協議会運営事業【再掲】	労働政策課
育児・介護休業法等に関する正しい理解と認識を深めるため、市職員へ制度等の周知徹底を図ります。	・育児・介護との両立支援ハンドブックの作成・配布	人事課

重点目標 6 政策・方針決定過程への女性の参画促進

【めざす方向】

自治会、PTA、事業所等あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向け、市においては、審議会や各附属機関の委員等への積極的な女性の登用、女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定などに取り組みます。

また、地域活動を行う団体や事業所等に意識啓発や情報提供を行い、方針の立案及び決定に女性の参画が拡大するよう働きかけます。

【施策の方向】

(22) 行政における女性の参画促進

政策・方針決定過程に男女が共に参画し、女性の活躍が進むことは、住民の価値観が多様化するなかで、さまざまな視点が確保され豊かな社会の形成につながることから、審議会や各附属機関の委員等への積極的な女性の登用に取り組み、さまざまな意見を十分反映できる市政運営に努めます。また、女性の活躍を推進するための取り組みを規定した行動計画を策定し、行政における女性の参画を促進します。

① 各種審議会等の女性委員の登用の促進

施策の内容	関連事業	所管
各種審議会等の女性委員の比率が上昇するよう、各種審議会等を所管している担当課に対し、女性委員の積極的な登用を求めます。	・各種審議会等への女性委員の登用を求める依頼文の送付	総務課 男女共同参画課
男女共同参画を推進する登録人材を積極的に審議会等において登用していくよう働きかけます。	・男女共同参画推進人材登録制度 ・審議会における女性比率の目標及び人材登録制度の庁内周知	男女共同参画課

② 性別にかかわらず市職員の管理職への登用

施策の内容	関連事業	所管
性別にかかわらず、真に能力ある人材を管理職に登用します。	・人事管理【再掲】 ・人材育成事業	人事課

③ 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の策定及び公表

施策の内容	関連事業	所管
女性職員の活躍に関する状況把握・課題分析を踏まえ、女性の活躍を推進するための取り組みを規定した行動計画を策定し、これを公表します。また、毎年、その取り組み状況を公表します。	・女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の策定及び公表	人事課

(23) 地域活動における女性の参画促進

コミュニティ協議会、自治会、PTA等の地域活動の場において、方針決定の場における女性の登用がすすむよう、地域のあらゆる場において、意識啓発や情報提供を行い、男女ともに、固定的な性別役割分担意識を変革し、多様な人材が主体的に地域活動や社会貢献活動に参画できる環境づくりをすすめます。

① コミュニティ協議会に対する支援

施策の内容	関連事業	所管
男女共同参画について広く学習機会の充実を図ったり、登録団体の支援を行うことで、審議会などの方針決定の場で活躍できる人材を養成します。	・コミュニティ協議会の活動に対する支援【再掲】	市民活動推進課

② 男女共同参画推進リーダーの養成

施策の内容	関連事業	所管
男女共同参画推進セミナーを開催し、男女共同参画について広く学習機会の充実を図ることで、審議会等の委員としての人材を養成します。	・男女共同参画推進セミナーの開催【再掲】 ・男女共同参画推進センター登録団体への支援【再掲】	男女共同参画課

③ 男女共同参画社会※づくり功労者の表彰

施策の内容	関連事業	所管
男女共同参画を積極的に推進している市民を表彰し、その取り組みを公表します。	・男女共同参画社会※づくり表彰事業（個人の部）	男女共同参画課

(24) 事業所における女性の参画促進

女性の雇用や方針決定過程への参画について、事業主等に対し、女性管理職等への積極的な登用について、事業所への理解の促進に努めます。

① 事業主に対する女性の方針決定過程への参画の拡大についての働きかけ

施策の内容	関連事業	所管
事業所に対し、セミナーの開催や情報誌などにより女性の管理職等への積極的登用について啓発します。	・市町雇用対策協議会運営事業【再掲】	労働政策課
	・男女共同参画推進事業所認定制度【再掲】 ・女性活躍推進事業【再掲】	男女共同参画課



重点目標 7 生涯にわたる女性をはじめとした健康支援

【めざす方向】

男女がともに身体的性差に関して正しい知識を持ち、妊娠または出産などにおいて双方がより良い協力関係を保つとともに、女性が自らの意思で健康について選択できる自己決定権が尊重され、男女がライフステージ^{*}に応じて、それぞれの心身の健康の保持・増進ができるよう支援します。

【施策の方向】

(25) 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援

市民が生涯を通じて健康を保持できるよう、心や体の健康に関するさまざまな情報提供・健康相談事業を実施し、ライフステージ^{*}や性差に応じた主体的な健康づくりへの取り組みを支援します。

① 健康相談の充実

施策の内容	関連事業	所管
心や体の悩みなどについて、窓口や電話などの健康相談を充実します。	・健康相談	健康づくり課

② 母子保健施策の充実

施策の内容	関連事業	所管
母子の健康な生活を支援するため、妊娠から出産子育てまでの一貫した健康診査、保健指導、相談などのサービスを充実します。	・妊産婦乳児健康診査事業	健康づくり課
幼児の健康保持増進のために幼児健診を実施する。	・幼児健康診査事業	健康づくり課

③ さまざまな悩みについての相談体制の充実

施策の内容	関連事業	所管
健康や生活の安定と自立のために、性別を問わず必要に応じて適切な相談ができるよう各種相談の相談時間・体制の充実を図ります。また、専門相談員を配置するなど質の向上や相談しやすい環境をつくりまします。	<ul style="list-style-type: none"> ・相談事業 ・専門家によるカウンセリング ・性的マイノリティ[※]のための相談窓口設置 	男女共同参画課 男女共同参画推進センター

④ 心の健康づくり支援

施策の内容	関連事業	所管
自殺やうつ病予防など心と体の健康づくりのための知識の普及や啓発、相談体制の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・心の健康づくり講座 ・自殺予防対策事業（職域との連携を含む） ・心の健康相談 	保健課

⑤ 疾病予防と健康づくりの充実

施策の内容	関連事業	所管
性差を踏まえた心身の健康に関する正しい知識の普及・啓発を行い生活習慣病の予防対策を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・健診の受診機会の少ない女性への健診機会の提供 ・働く女性に配慮した健診の実施 ・女性の健康づくり推進事業 ・健康増進事業 	健康づくり課
栄養改善協議会へ委託し、男性料理教室を開催することにより、バランスの良い食事・正しい食生活の実践、健康づくりへの意識を高める。	<ul style="list-style-type: none"> ・保健衛生普及事業（男性料理教室） 	健康づくり課

(26) 女性の性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ*）についての意識づくり

女性一人ひとりがライフデザインやキャリアデザインを描くなかで、健康を守りながら妊娠・出産を実現するなどさまざまな選択肢を、女性自身が選択できるよう、性と生殖に関する健康・権利を啓発するとともに、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない健康支援を行います。

① 安全な妊娠出産の確保

施策の内容	関連事業	所管
妊娠・出産期の健康管理の充実とともに、経済的負担の軽減を図ります。また、妊娠を望む女性への不妊治療に関する相談・経済的支援の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・おやこ健康手帳の交付・妊婦相談の実施 ・妊婦健康診査公費負担・特定不妊治療費助成など経済的支援の実施 ・産後ケア事業 ・妊産婦乳児健康診査事業【再掲】 ・特定不妊治療助成事業 	健康づくり課
地域のつながりの希薄化による妊婦・母親の孤立感・負担感解消のため、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代包括支援センター運営事業【再掲】 	健康づくり課

② 性感染症の予防のための正しい知識の普及

施策の内容	関連事業	所管
エイズや性感染症の予防に関する啓発活動、相談・検査を通じて健康支援をします。	<ul style="list-style-type: none"> ・エイズ・性感染症予防普及啓発活動 ・エイズ・性感染症相談 ・エイズ・性感染症検査 	保健課

③ 出前講座の開催

施策の内容	関連事業	所管
「いつまでも輝いて 女性の健康を応援します」をテーマに出前講座を開催し、健康づくりを支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・健康教育・出前講座 	健康づくり課

④ 心と体の健康講座の実施

施策の内容	関連事業	所管
女性の心と体の健康をテーマとする講座を実施し、健康づくりについての啓発に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・心と体の健康講座の実施 	男女共同参画推進センター

※リプロダクティブ・ヘルス/ライツ：妊娠・出産というしくみを体にもつ、女性の一生を通じた健康のこと。強制でなく安全で満足な性生活を営めること、また、いつ何人子どもを産むか、あるいは産まないかということを女性自身の意思で選択していく権利を、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖の自己決定権）という。これらを総称して「性と生殖に関する健康及び権利」と訳されている。

⑤ 女性の検診の受診勧奨

施策の内容	関連事業	所管
女性のがん（乳がん、子宮がん）の早期発見，早期治療の必要性を啓発します。	・健康教育・出前講座【再掲】	健康づくり課

⑥ 学童・思春期における健康教育の充実

施策の内容	関連事業	所管
発達段階に応じた性に関する指導をとおして，心身の機能の発達と心の健康について指導の充実を図ります。	・保健教育の推進	保健体育課

重点目標 8 困難を抱える人々への包括的な支援体制の構築

【めざす方向】

高齢者や障がい者，ひとり親等のさまざまな困難を抱える人々が，社会を支える重要な一員として，安心して相談でき，問題・課題の解決につながる支援体制の構築につなげます。

【施策の方向】

(27) 複合的な困難を抱える人への支援

経済状況や健康状態，社会的孤立など，個々が抱える複雑化・多様化する問題の解決を図るため，住民，地域団体，社会福祉協議会等の福祉団体，行政が連携し，福祉等の諸施策について，情報の提供や総合的な支援を行います。

① 生活に困窮された方に対する自立に向けた相談支援

施策の内容	関連事業	所管
生活困窮に関する相談に対して，行政の各部署・民間団体等が連携して支援します。	・生活困窮者自立支援事業	福祉援護課

② 民生委員・児童委員活動の充実

施策の内容	関連事業	所管
担当地区の民生委員・児童委員が生活相談や助言，福祉サービスの情報提供や援助を行います。	・民生委員・児童委員活動	福祉援護課

③ 被保護者の健康管理支援

施策の内容	関連事業	所管
健診異常値を未治療のまま放置していたり生活習慣病の治療を中断している被保護者に対し、医療機関へ受診勧奨等の健康管理支援を行うことで、被保護者の健康や生活の向上を図ります。	・被保護者健康管理支援事業	生活福祉課

(28) 高齢者や障がい者等の自立支援

高齢者や障がい者やその家族が、住み慣れた地域社会のなかで、安心して暮らし続けていくために、在宅生活の継続を可能とするさまざまな支援やサービスを提供するとともに、支援が必要な人が支援やサービスにつながるよう情報提供を行います。

また、生きがいつくり、多様な地域活動の参加や、地域での支え合いの体制づくりを推進し、高齢者や障がい者等が健康で自立した生活を送るための支援を充実します。

① 高齢者への生活支援

施策の内容	関連事業	所管
高齢者が住み慣れた地域の中で自立した生活を営んでいくために、高齢者への生活支援を行います。	・給食サービス事業	健康長寿課 (地域包括ケア推進室)
住宅に困窮する高齢者や障がい者世帯に対し、市営住宅入居の支援を行う。また、高齢者が安心して自立した生活を営むことができるよう、高齢者向けの優良な賃貸住宅の供給を促進します。	・高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業	住宅課

② 高齢者の孤立防止と活動支援

施策の内容	関連事業	所管
高齢者の閉じこもりを防ぎ、外出の機会を確保するとともに、高齢者が活動的な生活を営めるように気軽に集える機会の拡充を図ります。	・老人福祉センター、憩の家の活用 ・老人クラブ活動助成事業	健康長寿課
	・ふれあいサロン事業	健康長寿課 (地域包括ケア推進室)

③ 高齢者の日常生活支援

施策の内容	関連事業	所管
高齢者が居宅において安心して暮らすことができるよう、日常生活用具の給付等のきめ細かなサービスを提供します。	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急通報装置設置等在宅福祉事業 ・高齢者日常生活用具給付事業 	健康長寿課

④ 認知症高齢者を支える地域づくり

施策の内容	関連事業	所管
認知症サポーターの養成に努め、理解を深めてもらうことにより、地域の見守り支援体制の強化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター養成講座の開催 	健康長寿課 (地域包括ケア推進室)

⑤ 高齢者の就労支援

施策の内容	関連事業	所管
ハローワーク倉敷中央に設置された「生涯現役支援窓口」を通じて、高年齢求職者に対するチーム支援や55歳以上の求職者の個別求人開拓を推進し、高齢者の就職促進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・市町雇用対策協議会運営事業【再掲】 	労働政策課

⑥ 障がい者の日常生活支援

施策の内容	関連事業	所管
障がい者が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、ヘルパーの派遣、手話通訳の派遣、補装具の給付、相談支援等のサービスを提供します。	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーション支援事業 ・障がい者支援センター（I型）事業 ・居宅介護事業 ・補装具費給付事業 	障がい福祉課

⑦ 障がい児の支援体制の充実

施策の内容	関連事業	所管
相談員による一貫した支援や発達に関する専門相談等を行うことにより障がい児の包括的な支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・総合療育相談センター事業 	障がい福祉課

⑧ 権利擁護等の充実

施策の内容	関連事業	所管
高齢者や障がい者の権利擁護に関する支援を行います。(成年後見制度に関する相談受付や市長申立てによる制度利用等)	・成年後見制度市長申立	福祉援護課

(29) ひとり親家庭等の自立支援

ひとり親家庭等が抱える複合的な問題に对应するために、関係機関との連携を図り、生活支援、就業支援、経済的支援等を充実していきます。

① 児童扶養手当の支給

施策の内容	関連事業	所管
ひとり親家庭で18歳到達後最初の3月31日までの児童(心身に障がいのある場合は20歳未満)を監護している親又は養育者に手当を支給します。	・児童扶養手当給付事業	子育て支援課

② 母子家庭等高等職業訓練促進給付金制度・自立支援教育訓練給付金制度

施策の内容	関連事業	所管
母子家庭の母または父子家庭の父が、就労に有利な特定の資格を取得するため養成機関で修業する場合や就労を目的とした教育訓練講座を受講する場合に、給付金を支給します。	・母子家庭等自立支援給付金事業	子育て支援課

③ 母子・父子自立支援員の設置

施策の内容	関連事業	所管
ひとり親家庭の相談や母子父子寡婦福祉資金の貸付相談などを受けます。	・母子・父子自立支援事業	子育て支援課

④ 生活の支援

施策の内容	関連事業	所管
生活や子どもの養育が困難となった母子家庭が安心して生活できるよう、母子生活支援施設において自立促進のための生活支援を実施します。	・母子生活支援施設運営事業	子ども相談センター 子育て支援課
住宅に困窮するひとり親家庭に対し、市営住宅入居の支援を行います。	・ひとり親家庭支援事業	住宅課

⑤ 就学の支援

施策の内容	関連事業	所管
経済的な理由により、就学が困難な高校生、大学生等に対し、奨学金制度を実施します。	・奨学金給付貸付事業	学事課
経済的な理由により、小・中学校に通う子どもの就学援助を希望する保護者に対し、学用品や給食などの経費の一部援助を行います。	・就学援助事業	学事課

⑥ ひとり親家庭等に対する医療費の助成

施策の内容	関連事業	所管
ひとり親家庭等の養育者と児童に対し、保険診療による医療費の自己負担分の一部を助成します。	・ひとり親家庭等医療費助成事業	医療給付課

⑦ 学習の支援

施策の内容	関連事業	所管
中学生を対象に高校進学に向けた学習支援、進路相談、生活相談を行います。	・学習教室「くらすぼ」運営事業	福祉援護課
小学生のいる家庭等を対象に、専門支援員が家庭訪問を行い、生活習慣・学習習慣の習得に向けた支援を行います。	・小学生等訪問型学習・生活支援事業	福祉援護課

⑧ ひとり親家庭等の自立支援についての相談体制の充実

施策の内容	関連事業	所管
<p>困難を抱える家庭が安心して生活できるよう、スクールソーシャルワーカーの派遣を県に依頼し、学校生活上のことや家庭のこと等の保護者や児童生徒の相談支援を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールソーシャルワーカーを活用した行動連携推進事業 	<p>指導課</p>
<p>ひとり親家庭の自立について相談支援を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・相談事業【再掲】 	<p>男女共同参画推進センター</p>

重点目標 9 防災・復興対策における男女共同参画の促進

【めざす方向】

平成 30 年 7 月豪雨による甚大な被害が生じた真備地区の状況を踏まえ、さまざまな立場の人に配慮した防災意識の向上や、平常時からの男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興対策を促進します。

【施策の方向】

(30) 防災・復興対策における男女共同参画の促進

女性と男性のニーズの違いや、性的指向*・性自認*に配慮した避難所運営や避難所運営マニュアルの作成に努めるとともに、自主防災組織や消防団員などの防災活動への女性の参画を促し、平常時からの、男女共同参画の視点を組み入れた防災・復興対策に取り組みます。また復興対策において、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう環境整備に努めます。

① 地域防災計画等への男女共同参画の視点の反映

施策の内容	関連事業	所管
パブリックコメント*等で女性をはじめとした多様な意見を集約し、地域防災計画等へ反映させます。	・パブリックコメント*の実施	危機管理課

② 避難所運営及び避難所運営マニュアル等への男女共同参画の視点の反映

施策の内容	関連事業	所管
避難所運営マニュアルに災害から受ける影響やニーズの男女の違いやLGBT*など性的マイノリティ*の方に配慮する旨の内容を盛り込み、周知を図ります。また、避難所運営におけるハラスメント防止に取り組みます。	・男女共同参画の視点に立った避難所運営とマニュアルの策定	防災推進課 男女共同参画課

③ 自主防災組織への男女共同参画の促進

施策の内容	関連事業	所管
出前講座等により、自主防災組織、地域での防災活動への女性参画の向上を働きかけます。	・自主防災組織育成事業	防災推進課

*パブリックコメント：行政の政策立案過程で国民の意見を募る制度（意見公募手続き）。2005年6月の行政手続法の改正で新設された。行政機関がホームページなどを通じて素案を公表し、国民が、電子メール、郵便などの方法で意見を提出する。

④ 女性消防団員の入団促進

施策の内容	関連事業	所管
市民の防災力向上のため、女性団員を中心にさらなる啓発活動の充実に努めます。	・火災等に関する予防啓発活動の拡充	消防総務課

⑤ 防災士の育成

施策の内容	関連事業	所管
防災士育成講座を実施し、男女共同参画の視点も取り入れた防災活動についての啓発を行います。	・防災士育成講座の実施	防災推進課

⑥ 男女共同参画の視点の必要性への啓発

施策の内容	関連事業	所管
災害に備え、平常時から男女共同参画の視点の必要性等について啓発し、意識改革を進める。	・男女共同参画セミナー ・出前講座	男女共同参画課

⑦ 災害の経験を活かした男女共同参画の視点からの防災・復興の調査研究

施策の内容	関連事業	所管
真備復興計画の事業評価や他市の先進事例等の調査・研究を行います。	・真備復興計画の事業評価の研究 ・他市の先進事例等の調査・研究	男女共同参画課



重点目標10 あらゆる暴力の根絶

【めざす方向】

女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、それが社会的な問題であるという認識を広く浸透、徹底させるため、実態に即した相談や啓発を行います。

また、学校教育の場で暴力の根絶に向けた人権教育を行うとともに、職場におけるセクシュアル・ハラスメント[※]やマタニティ・ハラスメント[※]等を防止するため、相談窓口の周知や対応策の情報提供を行うとともに、事業所や市民に対する啓発活動を進めます。

【施策の方向】

(31) DV[※]を防止する教育・啓発の推進

関係機関と連携し、DV[※]は児童虐待も含む重大な人権侵害であるという認識を高め、若年層を含め、幅広い世代に対して正しい知識を理解するための教育、広報や啓発活動を推進します。

① 幼児期からの教育をはじめとした暴力を容認しない社会環境整備

施策の内容	関連事業	所管
男女平等観が形成される人権教育を推進します。	・人権教育の推進【再掲】	保育・幼稚園課
	・学校園人権教育研修事業【再掲】 ・人権教育の推進【再掲】	人権教育推進室 指導課
性別にかかわらず、自分の性を大切にし、また、相手を尊重するように、学校においても、発達段階に応じてデートDV [※] について学習する時間を設けるなど、自分のこととして考える機会となるよう啓発に努めます。	・学校園人権教育研修事業【再掲】 ・PTA人権教育推進事業【再掲】 ・市立高等学校におけるデートDV [※] 防止講演会の開催	人権教育推進室
	・性に関する指導	指導課
また、デートDV [※] 被害者が最初に相談する相手として、親しい友人や保護者を選んでいる傾向もあり、若者やその保護者にパンフレット等の配布を行うなど、普及啓発を推進し、デートDV [※] の防止に努めます。	・青少年の補導及び相談活動	青少年育成センター
	・人権擁護委員等との協働によるデートDV [※] をテーマとした出前講座の開催。	男女共同参画課

※マタニティ・ハラスメント：妊娠・出産・育休などを理由とする、解雇・雇い止め・降格などの不利益な取り扱いを行うこと。

② 発生防止及び抑制に向けた啓発の推進

施策の内容	関連事業	所管
<p>パンフレットやリーフレット等による周知と人権啓発広報紙，報道機関等による人権尊重の意識啓発を行うとともに，イベントや講座等による啓発を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・DV防止に関する啓発パンフレットの作成・配布 ・DV防止講座などの開催 ・DV防止の出前講座の開催 ・DV防止の啓発ビデオ等の収集・提供 ・高校においてデートDV[※]の啓発チラシ設置，ポスター掲示 	<p>男女共同 参画課</p>
<p>DV[※]は人権を侵害する行為であるという理解を深め，その発生を防止し，早期に発見するため広く市民への意識啓発を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・DVパネル展（共催） 	<p>男女共同 参画課</p>
<p>「女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク（パープルリボン）」による啓発活動を男女共同参画推進センター及び隣保館において実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・パープルリボン運動 	<p>男女共同 参画課 男女共同 参画推進 センター 人権推進室</p>
<p>「児童虐待防止推進月間（11月）」と連携し，「子どもの虐待防止のためのシンボルマーク（オレンジリボン）」と「女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク（パープルリボン）」による同時啓発活動として実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・オレンジリボン運動 ・パープルリボン運動【再掲】 	<p>男女共同 参画課 子ども相談 センター</p>

(32) 性暴力を防止する教育・啓発の推進

女性に対する暴力を根絶するため、性暴力の被害者にも加害者にもならないための教育・啓発をはじめとした暴力を容認しない社会環境の整備を促進します。

① 暴力被害の予防教育・啓発の実施

施策の内容	関連事業	所管
児童生徒が暴力の被害者にも加害者にもならないよう、あらゆる性暴力を防止するための教育・啓発を推進します。	・学校園人権教育研修事業【再掲】	人権教育推進室
性暴力被害についての相談窓口をチラシ、ポスター等で周知します。	・性暴力被害相談窓口の周知	男女共同参画課
講座、セミナー等による性暴力予防について啓発します。	・講座・セミナーの開催	

(33) 働く場におけるさまざまな暴力の防止

職場におけるあらゆるハラスメントの防止に向けて、事業所等に対し、継続的に普及啓発を図り、各種ハラスメントにおける相談窓口の周知を図ることで、働きやすい環境づくりを推進します。

① 企業内人権啓発研修の実施

施策の内容	関連事業	所管
企業内人権啓発等において、人権侵害としてセクシュアル・ハラスメント [※] やマタニティ・ハラスメント [※] 等の認識と事業主の意識改革につながる啓発活動を行います。	・労働対策関係事業【再掲】	労働政策課

② セクシュアル・ハラスメント等の講座等の実施

施策の内容	関連事業	所管
事業所を対象にセクシュアル・ハラスメント [※] やマタニティ・ハラスメント [※] 等の防止のための講座等を実施し、広報・啓発に努めます。	・出前講座の実施【再掲】	男女共同参画課

③ セクシュアル・ハラスメント等の相談窓口の充実

施策の内容	関連事業	所管
セクシュアル・ハラスメント [※] やマタニティ・ハラスメント [※] 等の相談窓口の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・セクシュアル・ハラスメント[※]等の相談窓口の充実 ・各種ハラスメントの相談窓口の周知 	男女共同参画課 男女共同参画推進センター

④ 職場におけるハラスメントの防止啓発

施策の内容	関連事業	所管
職場におけるハラスメント等の防止に向けて、事業所に対してパンフレット等を活用し、継続的に普及啓発を図ります。	・市町雇用対策協議会運営事業【再掲】	労働政策課
	・啓発チラシの配布	男女共同参画課
	・市職員を対象とするハラスメント対策整備事業	人事課

(34) 加害者への対応

被害者支援の一環として重要となるDV[※]加害者更生プログラム実施にあたり、先進事例の研究や民間団体と協働しての実施を検討します。

① 加害者更生プログラム実施のための基盤づくり

施策の内容	関連事業	所管
DV [※] 加害者の更生をめざしたプログラム実施の先進事例を研究したり、民間団体と協働しての実施を検討します。	・加害者更生プログラム実施に向けた研究	男女共同参画課

重点目標11 被害者の早期発見・早期対応と自立支援

【めざす方向】

DV*を防止し、被害者の早期発見、早期対応を図るため、暴力防止のための広報・啓発を進めるとともに、相談窓口の周知を図り、相談支援体制の充実と周知を図ります。

また、被害者支援のための相談事業等については、DV*被害者だけでなく、子どもの安全にも配慮し、民間団体や関係機関との連携強化に努め、被害者や被害者家族の自立支援につなげていきます。

【施策の方向】

(35) 被害者の早期発見と相談体制の充実

被害者の早期発見、早期対応を図るため、外国人や障がい者等にも配慮した相談業務を実施します。また、相談や支援にかかわる職員の専門性の向上を図り、被害者の立場に立った相談対応に努めます。

① 被害者の早期発見

施策の内容	関連事業	所管
「民生委員・児童委員協議会」や民間団体に、早期発見や通報などの働きかけを行います。	・ 民生委員・児童委員活動【再掲】	福祉援護課
	・ 民生委員・児童委員協議会への働きかけ ・ 民間団体との連携	男女共同参画課

② 被害者相談の実施

施策の内容	関連事業	所管
DV※被害者からの相談を受けるとともに、必要な助言、情報提供を行います。	・市民相談	生活安全課
	・家庭児童相談事業 ・児童虐待防止事業	子ども相談センター
	・青少年相談活動	青少年育成センター
	・相談事業(配偶者暴力相談支援センター)【再掲】	男女共同参画課 男女共同参画推進センター
高齢者の相談を受けるとともに、必要な助言、情報提供を行います。	・高齢者支援センター運営事業	健康長寿課(地域包括ケア推進室)

③ 相談体制の充実

施策の内容	関連事業	所管
相談員の資質向上等、配偶者暴力相談支援センター※としての機能の充実を図ります。	・相談員の資質向上のための研修等への参加 ・弁護士、臨床心理士によるスーパーバイズの実施	男女共同参画課 男女共同参画推進センター
外国人住民などのDV※被害者へ岡山県国際交流協会などの他機関が行う多言語での相談窓口などの情報提供を行います。	・他機関の多言語相談窓口などの情報提供	国際課
外国人住民などのDV※被害者からの相談を受け付け、庁内の適切な窓口と連携します。	・外国人相談窓口業務運営事業【再掲】	国際課
窓口案内等や点字による情報提供を行います。	・障がい者ガイドBOOKの配布	障がい福祉課
障がい者などが相談しやすい相談体制を整備します。	・障がい者相談員設置事業	障がい福祉課
被害者を早期に発見するためにDV※の相談機関の周知を図ります。	・DV相談カードの作成・配布	男女共同参画課

④ 地域の健全育成活動及び情報収集

施策の内容	関連事業	所管
中学校区ごとに委嘱している少年補導委員による地域の健全育成活動及び情報収集を行います。	・少年補導委員活動	青少年育成センター

⑤ 防犯・安全対策の強化

施策の内容	関連事業	所管
岡山県警察不審者情報を元に、青色パトロールカーで周辺を重点的に巡回するとともに、警察など関係機関からの情報収集を行います。	・青色回転灯設置パトロール車活動	生活安全課 青少年育成センター

(36) 被害者の安全確保と自立支援

被害者の状況と意向に配慮しながら、必要に応じて関係機関と連携して、被害者の安全確保を図ります。

また、被害者が地域で自立した生活を送れるよう、さまざまな支援を行います。

① 被害者の安全確保

施策の内容	関連事業	所管
緊急時の安全な避難場所を提供します。	<ul style="list-style-type: none"> 一時緊急避難場所の提供 保護施設に避難する際の同行支援 	男女共同 参画課 男女共同 参画推進 センター
県・他市町村と連携し、安全・安心な生活環境を提供します。	・母子生活支援施設広域入所事業	子ども相談センター
	・民間の避難施設利用	男女共同参画課
同伴家族である子どもへの支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 母子生活支援施設広域入所事業【再掲】 児童虐待の早期発見 保育所等での支援 関係機関との連携 	子ども相談センター 保育・幼稚園課 健康づくり課 指導課
介護等が必要な高齢者を同伴している場合の支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 生活支援ショートステイ事業 介護保険サービスについての情報提供と相談体制の整備 	福祉援護課 介護保険課

② 被害者の自立を支援する環境整備

施策の内容	関連事業	所管
住宅に困窮する被害者に対し、市営住宅入居の支援を行います。	・DV [※] 被害者支援事業	住宅課
民間賃貸住宅への入居支援を行います。	・生活保護の相談・実施	生活福祉課
就職のための情報提供、技能・資格を身につけるなどの就業支援講座を開催します。	・職業情報の提供	労働政策課
	・女性の再就職支援講座の開催	男女共同参画課 男女共同参画推進センター
事業所等に雇用への協力を働きかけ、被害者に就業に関する情報提供を行います。	・事業主に対する正規雇用等の要請【再掲】	労働政策課
	・事業所等への雇用協力依頼及び被害者への情報提供	男女共同参画推進センター
各種保健福祉制度に関する情報提供を行います。	・各種福祉制度の情報提供	福祉援護課
	・障がい者ガイドBOOKの配布【再掲】	障がい福祉課
	・家庭児童相談事業【再掲】 ・児童虐待防止事業【再掲】	子ども相談センター
生活困窮者に対して自立に向けて相談支援を行います。	・生活困窮者自立支援事業【再掲】	福祉援護課
医療機関との連携による被害者の心の支援を行います。	・関係機関との連携による個別支援	健康づくり課
住民基本台帳事務におけるDV [※] ・ストーカー行為・児童虐待等の被害者の保護のための支援を行います。	・住民基本台帳事務における支援措置	市民課
同伴児童について、教育・保育関係者へ周知します。	・児童虐待対応	保育・幼稚園課 指導課

(37) 関係機関との連携強化と民間団体等との協働

被害者支援について、一人ひとりが抱えるさまざまな問題に寄り添いながら、早期に適切な支援へとつなげていきます。関係機関と協議調整を行い適切な役割分担と連携を図るとともに、民間支援団体と連携・協働し、民間支援団体がその特性を生かして継続的に活動できるよう積極的に協力します。

① 関係機関との連携強化と民間団体との協働

施策の内容	関連事業	所管
被害者支援について関係機関と協議調整を行い適切な役割分担と連携を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・DV※被害者等相談支援ネットワーク連絡会の開催 ・児童虐待について、子ども相談センター、児童相談所との連携 ・関係機関相互の情報交換 ・ケース検討会議 ・行政と民間支援団体との連携の強化 	男女共同参画課 男女共同参画推進センター
	<ul style="list-style-type: none"> ・市生活困窮者自立支援調整会議 	福祉援護課
一人ひとりが抱えるさまざまな問題に寄り添い、早期に適切な支援へと繋げていくことができるように、庁内・庁外の関係機関のネットワーク強化に取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺ネットワーク会議 	保健課

(38) DV^{*}家庭等の子どもへの支援の強化

子どもの見ている前で夫婦間で暴力を振るうこと（面前 DV）は子どもへの心理的虐待にあたり、子どもの精神や行動面に深刻な影響を与えます。DV^{*}家庭等の子どもへの支援を強化するため、関係機関等と連携し、適切な支援を行います。

① 相談体制の充実

施策の内容	関連事業	所管
それぞれの子どもの状況に応じて心のケアやサポート体制を整えるため、関係機関等との連携に努めます。	・相談事業【再掲】	男女共同参画課 男女共同参画推進センター

② 関係機関との連携

施策の内容	関連事業	所管
DV [*] 家庭等で養育が心配される子どもについて、配偶者暴力相談支援センター [*] と児童虐待対応部署が連携し、包括的かつ継続的な支援を行います。	・関係機関との連携	男女共同参画課 男女共同参画推進センター 子ども相談センター
DV [*] 家庭等で養育が心配される子どもについて、要保護児童対策地域協議会 [*] の構成機関が連携し、当該子ども等に関する情報や支援方針を共有し、適切な支援を行います。	・児童虐待防止事業【再掲】	子ども相談センター

③ DV^{*}家庭等の子どもへの心身の健康に関する支援

施策の内容	関連事業	所管
DV [*] 家庭等をはじめ、住民票がなくても居住していることが明らかな場合は、予防接種や健診等のサービスが利用できたり、保健師が健康相談に応じる。	・相談事業【再掲】 ・妊産婦乳児健康診査事業【再掲】 ・幼児健康診査事業【再掲】	健康づくり課
	・予防接種事業	保健課

※要保護児童対策地域協議会：児童福祉法第25条により、要保護児童等の早期発見及びその保護を目的として、関係機関が連携し、情報を共有しながら要保護児童等への適切な対応を図るために設置する機関。協議会とその下に実務者会議を置き、警察、児童相談所、医師会、民生委員・児童委員、関係主管課等で構成される。

計画の推進と推進体制の整備

1 計画の進行管理と評価の実施

男女共同参画に関する施策は、市政のあらゆる分野にわたっています。より効果的に施策を進めていくため、部局間の連携・協力のもとに、全庁的な取り組みが必要であり、男女共同参画推進のための庁内組織の強化・充実を図ります。また、施策を推進するためには、行政だけでなく、市民・地域・事業者・各種団体等が連携し、本計画に基づいた取り組みをさまざまな場面で展開していくことが必要です。このため、市民の参画を広く求め、協働のもとに推進していきます。

本計画の実効性を確保するために、男女共同参画課が中心となって計画の進捗状況を把握し、定期的に計画の進行管理を行います。また、関係機関と連携を図り、各主体の取り組み状況の把握に努めます。

本計画をより実効性のあるものとするためには、施策の効果等を検証・評価し、必要に応じて実施方法などを見直していくことが重要となります。計画の評価にあたっては、関連計画などを策定している市の関係部局等とも連携を図り、計画最終年度においては、第6章の評価指標と目標値や事業の評価、見直しを行います。

評価結果については、「倉敷市人権施策推進本部」と「倉敷市人権施策推進会議」で協議し、男女共同参画審議会において毎年、評価、審議を行い、次年度の施策の推進へ生かします。

2 計画の推進体制

(1) 庁内推進体制の充実

本計画を着実に実行し、男女共同参画社会^{*}の実現を、総合的かつ計画的に推進していくために、本市では「倉敷市男女共同参画条例」に基づき、「倉敷市人権施策推進本部」と「倉敷市人権施策推進会議」を開催し、推進する上での問題や改善すべき点等を共有することで庁内推進体制の充実を図ります。

また、本計画の進捗管理と、倉敷市が男女共同参画のモデル都市となるよう、庁内で男女共同参画を積極的に推進するため、男女共同参画に関わる部署へ「男女共同参画推進員」の配置を検討します。

(2) 市民、事業者等との連携の推進

本計画の推進を着実なものにするためには、市民・地域・事業所の理解と協力のもとに計画を推進していくことが重要です。

本計画は、市民の生活に関わるあらゆる分野における諸課題を男女共同参画の視点からとらえ直し、あらゆる人々が多様性に満ちた暮らしやすい社会をめざしています。その実現のためには、市民一人ひとりや事業所等がその意義を十分に理解し、自らのこととして取り組むことが重要です。

本市では、本計画を総合的・効果的に推進するため、「倉敷市男女共同参画条例」に基づき、市民・事業者・行政が一体となって男女共同参画社会^{*}の実現に向けて、相互に連携を図ります。

(3) 国、県、他都市との連携及び協力

本市の男女共同参画の取り組みは、国際的な動きや国、県の動きと連動しながら進めてきました。本計画を進めるうえで、国、県及びその他関係機関に対して、働きかけを行っていきます。

また、男女共同参画の施策をより充実したものにしていくために、今後も国や県、他都市との連携や交流を図り、最新の動向を取り入れながら、施策の推進を図ります。

3 男女共同参画推進センターの充実

男女共同参画意識の高揚と活動の活性化に向けて、男女共同参画センターが身近な地域社会における男女共同参画社会^{*}の実現に向けた活動の拠点施設となるよう、取り組みの工夫を行い、女性をはじめとした幅広い層の利用者や講座事業等への参加者の拡大を図ります。

また、男女共同参画推進センター登録団体の自主的な活動の場の提供等を行うことにより、男女共同参画を推進する人材の育成や関係団体の連携が図られるよう支援します。

また、DV^{*}、家庭、職場、地域などでのあらゆる悩みに対応できる相談窓口として適切な情報を提供し、関係機関と連携して男女共同参画を支援する拠点施設として機能の充実・強化を図ります。

第6章

評価指標と目標値

1 評価指標一覧

基本目標	重点目標	評価指標	基準値 (H26)	実績値 (H31)	目標値 (R7)
I 多様性のある社会を実現する意識を醸成する	1 男女共同参画の促進に向けた意識の浸透	慣習・しきたりで、男女が平等になっていると思う人の割合	8.8%	9.9%	13%
		学校の中で、男女が平等になっていると思う人の割合	29.7%	26.3%	40%
	2 多様性の理解促進、人権の尊重	日々の生活の中で、身の回りの人権が大切にされていると思う人の割合	50.6%	52.6%	55%
		性的マイノリティ※またはLGBT※という言葉の意味を知っている人の割合★		67.9%	80%
		地域社会の一員として生活できていると感じている外国人の割合★		43%	50%
II 性別にかかわらず誰もがいきいきと活躍する社会を創る (女性活躍推進計画)	3 ワーク・ライフ・バランス※ (仕事と生活の調和)の推進	自分や家庭の事情に合った働き方ができていると思っている人の割合	65.9%	73.2%	82%
		1日(平日)の平均の労働時間が10時間以上の男性の割合	19.9%	16.0%	12%
		これまで育児休業を取得したことがある人の割合(就学前児童の父親)	5.2%	7.9%	20%
		これまで育児休業を取得したことがある人の割合(就学前児童の母親)	77.4%	79.3%	91%
		市の男性職員の育児休業取得率(一般行政職)★		7.1%	20%
		「ワーク・ライフ・バランス※」について、言葉、内容とも知っていて、既に取り組んでいる(又は取り組む予定)事業所の割合	2.9%	5.1%	11%

★…第四次計画より新たに追加した指標

基本目標	重点目標	評価指標	基準値 (H26)	実績値 (H31)	目標値 (R7)
		保育所等の待機児童数	28	143	0人
		家族に対して必要な介護サービスが受けられていると 思っている人の割合	81.0%	78.5% (H30)	83%
		働き方改革啓発推進セミナーの参加者数★	—	36人	100人
	4 働く場 における男 女共同参画 の促進	ポジティブ・アクション※ に取り組んでいる事業所の 割合	28.6%	32.7%	39%
		働いている職場が、子育て に対する理解があると思っ ている人の割合	53.5%	66.1%	70%
		セクシュアル・ハラスメン ト※を受けたことがある女 性の割合	13.9%	14.4%	10%
		がんばる中小企業応援事業 費補助金女性起業家ネット ワーク支援補助事業採択件 数	—	2件	10件 (R3~R7 累計)
		創業サポートセンターを活 用した創業者のうち女性が 占める割合★	—	23.8%	30%
		全消防吏員数に対する女性 消防吏員数割合★	—	2.0%	5%
		5 家庭、 地域社会に おける男女 共同参画の 促進	家庭の中で、男女が平等に なっていると思う人の割合	42.8%	41.8%
	地域の中で、男女が平等に なっていると思う人の割合		17.6%	21.2%	25%
	「男は仕事、女は家庭」と いう考え方に同感しない人 の割合		42.7%	51.6%	63%
	家庭教育学級参加者数		13,429人	6,026人	10,000人
	人権学習推進事業参加者数		25,159人	51,489人	65,000人
	子育てを家族で協力して行 っている人の割合		84.3%	86.1%	就学前児童の 保護者 92% 小学校の 保護者 92%

★…第四次計画より新たに追加した指標

基本目標	重点目標	評価指標	基準値 (H26)	実績値 (H31)	目標値 (R7)
	6 政策・方針決定過程への女性の参画促進	市の審議会等の女性委員比率（地方自治法第202条の3に基づく審議会等のうち広域除く）	29.6%	30.4%	40%
		女性委員のいない審議会等の数（地方自治法第202条の3に基づく審議会等のうち広域除く）	9	4	3
		市職員の女性管理職比率（課長級相当職以上）		8.7%	13%
		男女共同参画人材バンク登録者数(累計)	101	140	240
Ⅲ 安心して暮らせる生活環境を創る	7 生涯にわたる女性をはじめとした健康支援	乳がん検診受診率（市検診対象者に対する率）	22.6%	20.0% (H30)	30%
		子宮頸がん検診受診率（市検診対象者に対する率）	20.8%	17.1% (H30)	30%
		男性料理教室の開催回数★		56回	65回
	8 困難を抱える人々への包括的な支援体制の構築	地域やコミュニティの中で、困っているときに相談できる人がいると思っている人の割合	45.2%	48.4%	55%
		倉敷市生活自立相談支援センターの新規相談受付件数★		1,917件	2,000件
		ふれあいサロン※の実施箇所数★		275箇所	320箇所
		中学生等への学習支援における利用決定者数の累計★		105人	560人
		中学生等への学習支援における高校進学者数の累計★		36人	210人

★…第四次計画より新たに追加した指標

※ふれあいサロン：家に閉じこもりがちな高齢者等を対象に，社会参加・健康づくり・仲間づくりなどを目的として活動する場。

基本目標	重点目標	評価指標	基準値 (H26)	実績値 (H31)	目標値 (R7)
	9 防災・復興対策における男女共同参画の促進	防災士育成講座受講者数女性の累計の割合★	18.7%	18.5%	20%
		防災士合格者の女性の累計★		63人	80人
		自主防災組織等への出前講座・講演会・研修の開催回数★		109回	110回
IV あらゆる暴力を防止する 社会を創る (DV防止計画)	10 あらゆる暴力の根絶	「DV※を受けたことがある」と答えた人(女性)の割合	8.9%	6.4%	4%
		DV※に関する相談窓口を知っている市民の割合★	—	—	60%
	11 被害者の早期発見・早期対応と自立支援	DV※被害者で、相談したことがある人のうち、公の相談窓口へ相談したと答えた人	32.1%	23.5%	40%

★…第四次計画より新たに追加した指標



用語解説

用語解説一覧（あいうえお順）

【あ行】

アライ

英語の「同盟、支援」を意味する「ally」を語源とする言葉。レズビアン、ゲイ、バイ・セクシャルなど、性的マイノリティの人達を理解し支援する人達のこと、またはその考え方を指す。

イクボス

男性の従業員や部下の育児参加に理解のある経営者や上司のこと。

インキュベーション

成立して間がない新企業に国や地方公共団体などが経営技術・金銭・人材などを提供し育成すること。

【か行】

グローバル化

グローバリゼーション（globalization）のことで、社会的あるいは経済的な連関が、国家や地域などの境界を超えて、地球規模に拡大してさまざまな変化を巻き起こす現象。

合計特殊出生率

1人の女性が生涯に何人の子どもを産むかを示す指標で、15歳から49歳の女性の年齢別出生率を合計したもの。

固定的性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」というように、性の違いによって役割を固定してしまう考え方や意識。また、「男らしさ、女らしさ」を求めることも、この固定的性別役割分担意識に基づく男女それぞれの役割への期待が反映されているといわれている。

【さ行】

ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

就業率

15歳以上の人口に占める完全失業者を含まない就業者の割合。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としている。具体的には、「女子に対する差別」を定義し、締結国に対し、政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適当な措置をとることを求めている。1979年の第34回国連総会において採択され、1981年に発効。日本は1985年に批准。

女性活躍推進法

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されるよう、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることが目的。基本原則を定め、国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等を定めている。10年間の時限立法。※平成27年9月4日公布・同日施行（一部平成28年4月1日施行）

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されるよう、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることが目的。基本原則を定め、国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等を定めている。10年間の時限立法。※平成27年9月4日公布・同日施行（一部平成28年4月1日施行）

性自認

性自認とは、自分の性をどのように認識しているのか、自分の感覚として持っているかを示す概念。「こころの性」と呼ばれることもある。

性的指向

恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すもの。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。

性的マイノリティ

性的マイノリティは、レズビアンやゲイといった性的少数者を表す言葉。代表的なマイノリティの頭文字をとって「LGBTQ」と表現することもある。LGBTQは、レズビアン（女性同性愛）、ゲイ（男性同性愛）、バイセクシュアル（両性愛）、トランスジェンダー（生まれたときに区分された性別に違和感がある）、クエスチョニング（自分の性別、好きになる相手の性別がわからない）の英語の頭文字を取った性的少数者の総称のこと。

セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布などさまざまなものがある。一般に「セクハラ」と略して使われる。職場以外でも問題になっている。

【た行】

ダイバーシティ

多様性を受け入れ、尊重すること。一人ひとりの「違い」を認め合い、「違い」に価値を見出すという考え。多様性には、人種、性別、年齢などの外的な違いだけでなく、価値観、生き方、考え方、性格などの内的な違いも含む。

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会。

デートDV

恋人や交際相手などの親密な関係にある者（配偶者等を除く）の一方から他方に対してふるわれる身体的、精神的、性的などの暴力のこと。借りたお金を返さないなどの経済的暴力や、家族や友人との付き合いを制限するなどの社会的暴力もデートDVでおこる暴力に含まれる。

ドメスティック・バイオレンス

略称であるDVが使われることが多い。DVの用語解説を参照。

【な行】

認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づき、自らが作成する農業経営改善計画を市町村に認定された農業経営者。

【は行】

配偶者暴力相談支援センター

配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律により、都道府県に義務（市町村に努力義務）づけられているDV被害者救済のための拠点施設。センターでは次の業務を行う。①相談②医学的・心理学的な指導③一時保護④自立支援のための情報提供・援助⑤保護命令制度に関する情報提供・援助⑥被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報の提供・援助。

パブリックコメント

行政の政策立案過程で国民の意見を募る制度（意見公募手続き）。2005年6月の行政手続法の改正で新設された。行政機関がホームページなどを通じて素案を公表し、国民が、電子メール、郵便などの方法で意見を提出する。

ファミリー・サポート・センター

地域において育児や介護の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織のこと。相互援助活動例；子どもの一時預かりや保育施設への送迎など。

ふれあいサロン

家に閉じこもりがちな高齢者等を対象に、社会参加・健康づくり・仲間づくりなどを目的として活動する場。

ポジティブ・アクション

固定的な男女の役割分担意識や過去の経緯から、男女労働者の間に差が生じている場合、このような差を解消しようと、個々の企業が行う自主的かつ積極的な取組のこと。

【ま行】

マタニティ・ハラスメント

妊娠・出産・育休などを理由とする、解雇・雇い止め・降格などの不利益な取り扱いを行うこと。

【や行】

要保護児童対策地域協議会

児童福祉法第25条により、要保護児童等の早期発見及びその保護を目的として、関係機関が連携し、情報を共有しながら要保護児童等への適切な対応を図るために設置する機関。協議会とその下に実務者会議を置き、警察、児童相談所、医師会、民生委員・児童委員、関係主管課等で構成される。

【ら行】

ライフステージ

出生・就学・就職・結婚・出産・子育て・退職などの年齢に伴って変化する生活段階のこと。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

妊娠・出産というしくみを体にもつ、女性の一生を通じた健康のこと。強制でなく安全で満足な性生活を営めること、また、いつ何人子どもを産むか、あるいは産まないかということや女性自身の意思で選択していく権利を、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖の自己決定権）という。これらを総称して「性と生殖に関する健康及び権利」と訳されている。

労働力率

就業者数と完全失業者数とを合わせた労働力人口が15歳以上の人口に占める割合のこと。完全失業者とは、働く能力と意思を持ち、しかも本人が現に求職活動をしているにも関わらず、就業の機会が社会的に与えられていない者を指す。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、一人ひとりがやりがいや充実感をもちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいて、子育て期、中高年期といった各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

【英字】

D V

ドメスティック・バイオレンスの略称。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと。その形態は身体的暴力（なぐる・蹴るといった行為）の他に、心理的暴力（大声で怒鳴る、何を言っても無視するなどの行為）、経済的暴力（生活費を渡さないなど経済力を奪う行為）、性的暴力（性的行為を強要する、避妊に協力しないなどの行為）、社会的隔離暴力（交友関係やメールの内容などを監視する、外出を禁止するなどの社会的に隔離する行為）など広範にわたる。

I C T

Information & Communication Technology の略。情報通信技術を表す言葉で、日本では I T が同義で使われているが、I T にコミュニケーションを加えた I C T の方が、国際的には定着している。

L G B T

L G B T と言われるレズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（性同一性障害など心と体の性が一致しない人）などの人々の総称で、本文中では、「性的指向」「性別違和」として使用している。

M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30 歳代を谷とし、20 歳代後半と 40 歳代後半が山になるアルファベットの M のような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。

S D G s

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS（持続可能な開発目標）の略称です。「誰一人取り残さない」を理念とし、健康・福祉、働きがい・経済成長、気候変動対策などの17のゴールと169のターゲットが掲げられており、今後、社会・経済・環境上のさまざまな課題に世界各国の市民・企業・行政が協働して取り組んでいくための、もっとも重要なキーワード、新たなものさしとなるもの。